

2022（令和4）年度「大学評価」申請用

点検・評価報告書

神戸松蔭女子学院大学

目 次

| | |
|---------------|-----|
| 序章 | 1 |
| 本章 | |
| 第1章 理念・目的 | 3 |
| 第2章 内部質保証 | 7 |
| 第3章 教員研究組織 | 19 |
| 第4章 教育課程・学習成果 | 26 |
| 第5章 学生の受け入れ | 48 |
| 第6章 教員・教員組織 | 66 |
| 第7章 学生支援 | 78 |
| 第8章 教育研究環境 | 92 |
| 第9章 社会連携・社会貢献 | 107 |
| 第10章 大学運営・財務 | |
| 第1節 大学運営 | 115 |
| 第2節 財務 | 123 |
| 終章 | 126 |

序章

学校法人松蔭女子学院の歴史は、英国聖公会宣教師 H. J. フォスによって 1892 年に女子教育機関として創立された松蔭女学校から始まり、2022 年には創立 130 周年を迎える。神戸で小さな私塾として出発した松蔭女学校は、後に正式な学校となり、中等教育に加えて高等教育機関設立へと学びの幅を広げた。キリスト教の愛の精神に基づく教育方針を受け継ぎながら、現在の文学部、人間科学部、教育学部の 3 学部 7 学科の神戸松蔭女子学院大学に至っている。

学院創立 130 周年に向けて、2017 年には学院モットーである「一粒のからし種」を制定し、同時に本学のモットーを” Open Yourself, Open Your Future” とした。聖公会キリスト教主義に基づく教育で女性の可能性を広げようとした創立者たちの思いを受け継いだこれらモットーは、学生たちが絶えず自分を見つめ直して古い殻を破り、新しい自分を発見することによって個性を確立し、社会に貢献する女性として成長することと、大学教職員がそれを支援し学生の成長を促すことを示している。

この節目の年に大学基準協会による認証評価を受けることは、本学が受け継いできた精神と本学の現在の教育を見つめ直すよい機会となった。

前回（2015 年度）の大学基準協会による認証評価で指摘された努力課題は、大学院文学研究科国語国文学専攻科における研究指導計画の明示が不十分であった点だが、大学院要覧に明示し、ガイダンスの際に周知徹底を行うことで改善を図った。

もう一つの指摘事項であった改善勧告は、文学部入学定員に対する入学者比率が低い点であった。指摘後すぐに文学部改革プロジェクトを立ち上げ、プロジェクト答申などから対処方策として学科定員削減や学科再編、カリキュラム改編などを実施し、入学者数の増加へと繋げることができた。

また、内部質保証に関して、自己点検・評価運営委員会による自己点検・評価が十分ではなく、アクションプランと自己点検・評価との関係を明確にすることが望まれることと、学外評価者の意見を聴取し、改革に生かす方策が未だ構想にとどまっているとの指摘があった。自己点検・評価運営委員会による自己点検・評価に関しては、2018 年度の法人理事会・評議員会において中期ビジョンを制定し、2022 年度（学院創立 130 周年）までの教育方針を公表した。中期ビジョンに基づく自己点検・評価は、毎年度中期ビジョン等実施状況確認表において自己点検・評価運営委員会が主体となって実施している。また、学外評価者に FD 活動などについてのコメントを求めるなど新たな点検・評価の体制を整えた。

2020 年から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、本学の教育にも大きな影響を与えた。2020 年度は、遠隔授業研究プロジェクトや対応チームを立ち上げ、すでに運用を開始していた学習管理システム松蔭 manaba を活用した遠隔授業を開始し、授業方法を改善しながら、切れ目のない教育活動を実現することができた。コロナ禍により情報通信技術（ICT）に対する社会のニーズが一層高まり、本学教員の ICT 教育スキルが高まったことから、2022 年度入学生からの PC 必携化（BYOD : Bring Your Own Device）を決定し、ICT 教育のさらなる発展を目指すこととした。

キャンパス内における感染予防としては、体温測定や手指消毒、パーテーションの設置などはいままでのないが、各学科の対面授業の曜日を設定することでキャンパス内の人数を

コントロールし、クラブ活動における感染予防について明示することで学内でのクラスター発生を最小限に抑えることができている。

すでに述べたように 2022 年度は、本学が含まれる学校法人松蔭女子学院の創立 130 年にあたる。現在の中期ビジョンは 2022 年度までのものであることから、創立記念日を迎える 9 月には次の中期ビジョン並びに長期ビジョンを発表する予定である。社会の大きな変動や今後さらに顕著となる少子化の影響の中にあいながらも、本学の理念と目的に合致した学びが達成できるよう努力を続けなければならない。そのために認証評価による自己点検・評価の機会を最大限有効に活用していきたいと考えている。

神戸松蔭女子学院大学
学長 待田昌二

第 1 章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点 2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

〈評価の視点 1〉学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

学校法人松蔭女子学院は、学院創立 125 周年を迎えた 2017 年に学院モットー「一粒のからし種」を制定した。それと同時に、神戸松蔭女子学院大学のモットーを制定し、「Open Yourself, Open Your Future」とした。

学院モットーは、学生たちが絶えず自分を見つめ直して古い殻を破り、新しい自分を発見することによって個性を確立し、社会に貢献する女性として成長することと、大学教職員がそれを支援し学生の成長を促すことを示している。大学モットーは、無意識のうちに自分を閉じ込めてきた殻を破って自分を解放し心を開いて自分を成長させていく女性、卒業後の自分の未来を拓く女性となることを期待するものである。

この大学モットーのもと、本学は学則第 1 条に示すように、聖公会キリスト教主義に基づく人格の完成と心身ともに健康な社会人の育成を期して高い学問的教養を授けるとともに学術研究の場として深く専門の学芸を研究教授することを目的としている（資料 1-1）。その目的の達成に向けて、大学の教育の特色を、「キリスト教の精神：他者を思いやるキリスト教の愛」を持って、「実践的な教養：深い教養知識と広い実用技術の融合」を学び、「キャリア：個性豊かに生きる自分だけの人生」を切り拓いていく女性を育てることとしている。

第 1 条 本学は聖公会キリスト教主義に基づく人格の完成と心身ともに健康な社会人の育成を期して高い学問的教養を授けるとともに学術研究の場として深く専門の学芸を研究教授することを目的とする。

また、大学院の目的は、神戸松蔭女子学院大学大学院学則第 1 条に次のとおり定め、諸規程集に明示されている。（資料 1-2、1-3）

神戸松蔭女子学院大学大学院（以下「本大学院」という。）は、聖公会キリスト教主義に基づく人格形成を根本方針とし、学部における教育・研究の基礎の上に、さらに高度にして専門的な学術の理論および応用を研究教授し、深い学識と高い研究能力・実践力を養い、文化の創造的発展と人類の福祉に寄与する人材を育成することを目的とする。

〈評価の視点 2〉大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

大学の理念・目的を踏まえ、学部・学科の教育研究の目的を神戸松蔭女子学院大学学則の第 2 条に定め、諸規程集及び学生便覧に明示している（資料 1-3、1-4）。

第 2 条の 2 学部及び学科の研究の目的、人材育成に関する目的は以下のとおりとする。

(1)文学部

(以下省略)

また、大学院の目的を踏まえ、研究科・専攻の教育研究の目的を神戸松蔭女子学院大学大学院学則第 4 条に次のとおり定め、諸規程集及び大学院要覧に明示している(資料 1-3、1-5【ウェブ】)。

第 4 条の 2 文学研究科は言語と文化と人間心理を探究し、文化の創造的発展と人類の福祉に寄与する人材の育成を目的とする。各専攻の教育研究上の目的、人材育成に関する目的は以下のとおりとする。

(1)英語学専攻(修士課程)

(以下省略)

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1:学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2:教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

〈評価の視点 1〉学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

学校法人松蔭女子学院寄付行為は、神戸松蔭女子学院大学管理運営規程集に収録して教職員に配布し、大学公式サイトでの公開情報にて社会に公表している(資料 1-6、1-7、1-8【ウェブ】)。

神戸松蔭女子学院大学学則は、神戸松蔭女子学院大学諸規程集に収録して教職員に配布するとともに、学生便覧にも収録して学部学生に配布し、大学公式サイトでの概要紹介にて社会に公表している(資料 1-3、1-4、1-9【ウェブ】)。

神戸松蔭女子学院大学大学院学則は、神戸松蔭女子学院大学諸規程集に収録して教職員に配布するとともに大学公式サイトでの概要紹介にて社会に公表している(資料 1-3、1-10【ウェブ】)。

さらに、学生便覧には、神戸松蔭女子学院大学における学士課程教育の方針を「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」と「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に分けて記載しており、上記の理念・目的をより具体的に示した教育の方針として示している(資料 1-4 [p.3])。これらの教育方針は、各学部、学科ごとにも定められ、学部学生に配布する履修ガイドに記載し、大学公式サイトで公表している(資料 1-11 [p.39、pp.60-61、pp.74-75、pp.85-86、p.95、p.118、p.124、pp.132-133、p.142、pp.156-157、p.167、pp.178-179]、1-12【ウェブ】)。

本学の大学モットー”Open Yourself, Open Your Future”と教育理念は本学公式サイトにおいて一般に公表している(資料 1-13【ウェブ】)。また、本学広報媒体である大学案内冊子に掲載している(資料 1-14 [pp.1-2])。学部・学科、研究科・専攻の教育研究の目的は、

本学公式サイトにおいて公表している（資料 1-15【ウェブ】、1-16【ウェブ】）。

全学部の 1 年次必修科目「神戸松蔭とキリスト教」では、本学院の歴史と建学の精神を説明するとともに、大学のディプロマ・ポリシーを詳しく説明することを通して、本学の教育理念を伝えている（資料 1-17）。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1: 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

〈評価の視点 1〉 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

2017 年の大学モットーの制定を受けて、2018 年に 2022 年度までの中期ビジョン「学院創立 130 周年に向けた中期ビジョン」を学長が立案し、教学委員会の議論を経て、常務理事会により承認された。中期ビジョンに基づいた事業計画を、法人理事会・評議員会の承認を受けた上で 2019 年度より策定している（資料 1-18、1-19【ウェブ】）。中期ビジョンでは、2022 年度までの五つの教育方針「他者を受け入れ信頼することから出発する」「成長し続けるための土台をつくる」「自ら未来を拓く力をつける」「学び合い成長する」「思いやりの心を持ち社会に貢献する」を掲げ、2022 年度までの大学の目標を示した。大学中期ビジョンは、大学公式サイトにおいて松蔭女子学院のビジョンとともに公表している（資料 1-20【ウェブ】）。

なお、本学は大学基準協会に対して 2015 年に自己点検・評価報告書を提出し、大学基準に適合していると認定を受けている。その際の「神戸松蔭女子学院大学に対する大学評価（認証評価）結果」を踏まえた上で中期ビジョンを作成した。指摘事項に対しては、その対応状況、改善状況を「改善報告書」としてとりまとめて 2019 年に大学基準協会に提出した（資料 1-21）。

上述したように、2019 年より中期ビジョンに基づいて年間事業計画を作成し、教学委員会審議を経て、常務理事会の承認を経て法人理事会・評議員会に提出し、承認を得ている（資料 1-18、1-19【ウェブ】）。大学教職員への説明については、まず 2018 年に中期ビジョン案の段階で説明し、理事会・評議員会の承認を得てからは、毎年の学長アクションプランにおいて、中期ビジョンとそれに戻る年間アクションプランを教職員に説明している（資料 1-22）。学内各部門に対しては、理事会より中期ビジョンに基づく中期計画策定を求め、2020 年度予算申請において提出するよう要請した。なお、各部局から提出された中期計画は、教学委員会にて実施面での支援を行い、理事会にて予算面の支援を行うこととした。

1.2. 長所・特色

学院モットーおよび大学モットーを一貫性あるものとして作成し、学内外に説明・公表している。この大学モットーと大学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを、学部生に対しては 1 年生の必修授業の 1 回（90 分）で丁寧に説明している。

1.3. 問題点

10 年を超えるような長期的なビジョンを策定できていない。2023 年度からの次期中期

計画の策定に先立ち長期的なビジョンを策定し、その実現に向けた中期計画を策定する。

1.4. 全体のまとめ

学校法人松蔭女子学院は、学院創立 125 周年を迎えた 2017 年に学院モットー「一粒のからし種」及び神戸松蔭女子学院大学のモットー” Open Yourself, Open Your Future” を制定した。

本学の目的は、聖公会キリスト教主義に基づく人格の完成と心身ともに健康な社会人の育成を期して高い学問的教養を授けるとともに学術研究の場として深く専門の学芸を研究教授することであり、この目的の達成に向けて、大学の教育の特色を、「キリスト教の精神：他者を思いやるキリスト教の愛」を持って、「実践的な教養：深い教養知識と広い実用技術の融合」を学び、「キャリア：個性豊かに生きる自分だけの人生」を切り拓いていく女性を育てることとしている。大学の理念・目的を踏まえ、大学、学部・学科、大学院研究科の教育研究の目的を神戸松蔭女子学院大学学則に次のとおり定めている。

大学院の目的は、聖公会キリスト教主義に基づく人格形成を根本方針とし、学部における教育・研究の基礎の上に、さらに高度にして専門的な学術の理論および応用を研究教授し、深い学識と高い研究能力・実践力を養い、文化の創造的発展と人類の福祉に寄与する人材を育成することである。この目的を踏まえ、研究科・専攻の教育研究の目的を神戸松蔭女子学院大学大学院学則に定めている。

これら目的は、教職員、学生への配布冊子に加えて、ウェブサイトにより社会に公表している。さらに、全学部の 1 年次必修科目「神戸松蔭とキリスト教」では、本学院の歴史と建学の精神を説明するとともに、大学のディプロマ・ポリシーを詳しく説明することを通して、本学の教育理念を伝えている。

2017 年の大学モットーの制定を受けて、2022 年度までの中期ビジョン「学院創立 130 周年に向けた中期ビジョン」を策定し、ウェブサイトにおいて公表している。2019 年より中期ビジョンに基づいて年間事業計画を作成し、教学委員会審議を経て、常務理事会の承認を経て法人理事会・評議員会に提出し、承認を得ている。

第 2 章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続きを明示しているか。

評価の視点：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続きの設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

〈評価の視点〉 内部質保証のための全学的な方針及び手続きの設定とその明示

〈内部質保証における大学の基本的な考え方〉

本学では、「本学の教育と研究を活性化させ、教育と研究の水準を向上させるとともに、教育理念・目的及び社会的使命を達成するための自己改革に資する目的で行う」と自己点検・自己評価の目的について本学規程に定められており、学内で共有されている（資料 2-1）。

また、大学の理念・目的に基づき、教育目標及び各種方針を達成するために「大学の内部質保証に関する方針」を策定し、大学ホームページにて学外にも公開し、学内でも共有されている（資料 2-2【ウェブ】）。この方針は、「全学的な自己点検・評価推進体制の確立」、「各部局における自己点検・評価」、「組織体制と手続き」、「IR 室による内部質保証の支援」の 4 項目によって構成され、これらによって本学の内部質保証を進めている。

この手続きを「神戸松蔭女子学院大学内部質保証組織図」（図 1）に示した（資料 2-3【ウェブ】）。学内における方針と手続きのプロセスによって、自己点検・自己評価体制を整備し、定期的に大学基準協会の認証評価を受け、その結果をウェブサイトで公表している（資料 2-4【ウェブ】）。

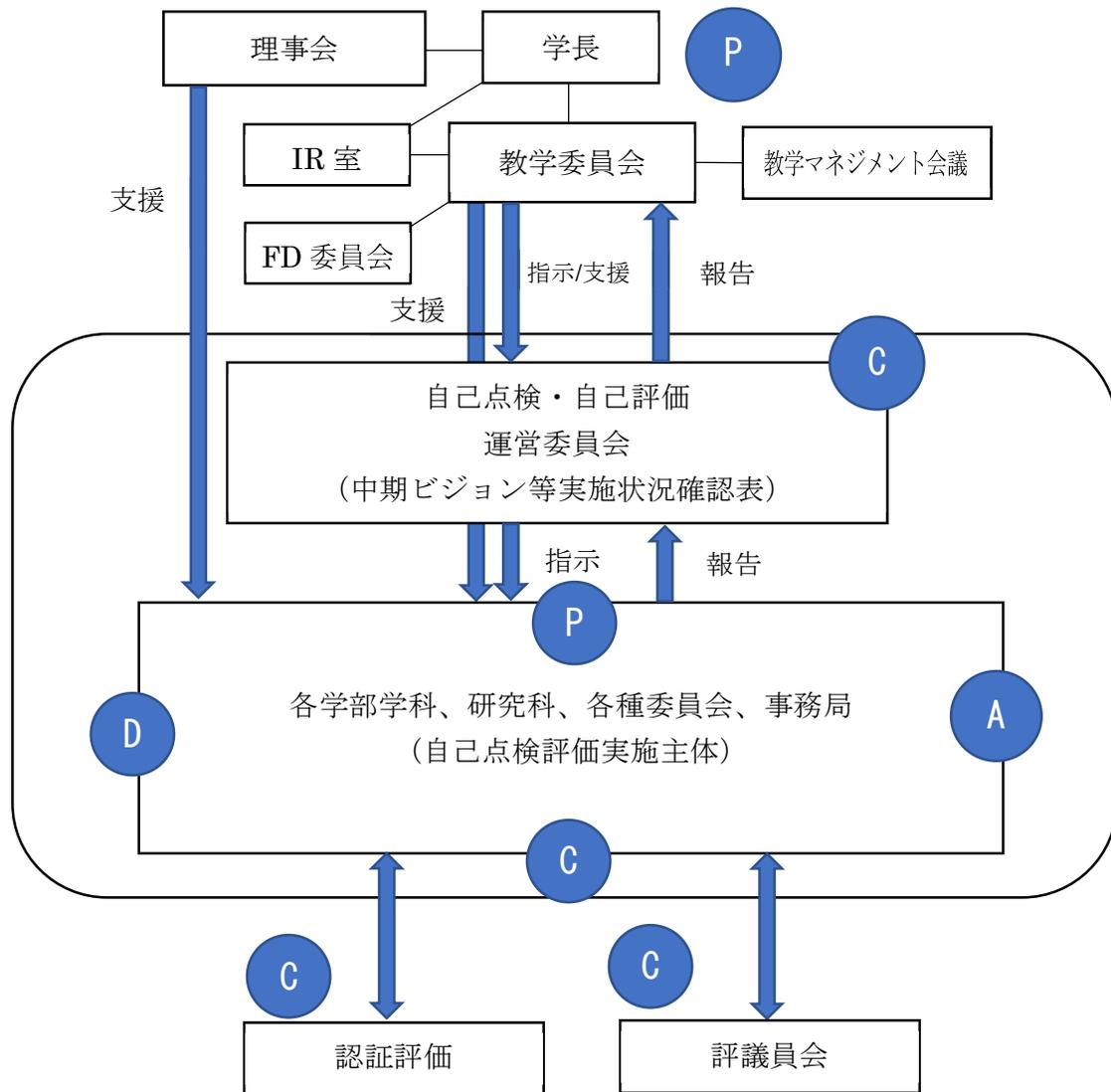


図 1. 神戸松蔭女子学院大学内部質保証システム組織図

〈内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限とその役割、当該組織と内部質保障に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担〉

本学では、教学委員会が中心となって内部質保証のプロセスについて責任を持ち、自己点検・評価運営委員会によって自己点検・評価が実施される。その結果は教学委員会に報告され、FD委員会やIR室との連携を図りつつ、学部学科、センター、委員会、事務局などに対して改善の指示、支援を実施している。

それぞれの委員会等の構成員及び役割の概要は以下の通りである。

- ・ 理事会・・・構成員は学校法人松蔭女子学院寄附行為の規定に沿って選任された理事から成り、大学運営及び経営上の全ての責任を負う。学長が立案した中長期計画の内容について承認する（資料 1-6）。
- ・ 教学委員会・・・学長、副学長 2 名（全員）、学生部長、教務部長、事務局長からなり、本学の教学事項並びに質保証のプロセスに関する責任を担う（資料 2-5）。
- ・ 教学マネジメント会議・・・教学委員会のメンバーに加え、学部長、全学共通教育セン

ター所長、研究科長、事務局長、教務課長等が構成メンバーであり、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定、検証、評価等について審議することを目的とする（資料 2-6）。

- ・ 自己点検・評価運営委員会・・・学部学科、センター、委員会、事務局等における自己点検・評価実施主体を統括して自己点検・自己評価を実施する。教学委員会のメンバーに加え、入試部長、学部長、研究科長、全学共通教育センター所長、外国語教育センター所長及び事務部門代表 1 名によって構成されている（資料 2-1）。
- ・ 自己点検・評価実施主体・・・学部学科、研究科、センター、委員会、事務局等に設置され、自己点検・評価運営委員会の指示のもと自己点検・自己評価を実施し、各部門の長がとりまとめ、自己点検・評価運営委員会に提出する（資料 2-1）。
- ・ FD 委員会・・・教務部所管の専門委員会として設置されており、教育研究担当副学長、教務部長、学部長、研究科長、各教育センター所長、学長の委嘱による教員 6-8 名によって構成されている。授業内容、授業方法を改善し、教育内容を向上させるための全学的取り組みを推進することを目的とする（資料 2-7）。FD 委員会の業務のうち、自己点検・評価に関するものを具体的に挙げると、授業アンケートを作成し、開講しているすべての科目の受講生に対する実施と各担当教員が自己点検・評価を実施するプロセスを統括する。自己点検・評価の内容は、学科長、学部長とセンター所長が点検し、公表する。また、教員（FD）研修や、FD WEEK、教育改善委員の意見を聞く会などを計画・実施する。
- ・ IR 室・・・学長直属の組織として、教育・研究活動の活性化、充実を図るため、本学の教育・研究に関する学内外の諸情報の収集・分析及び政策形成の支援を行う（資料 2-8）。

〈教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）〉

本学の教育体制については、3 つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）などに基づいて立案された中長期計画に基づいた事業計画を教学委員会で検討し、学長からアクションプランとして発表され、学内で共有している（資料 1-22）。各部局で毎年の実施状況を確認し、教学委員会に報告される。

教学委員会は、報告から各部局に対して改善策の提出を求めることや改善策を提案するなどして必要な支援について検討する。また、部局をまたぐ課題の解決や改革が必要な場合は、教学委員会でメンバーを選定し、プロジェクトを組織する。プロジェクトのメンバーは解決案や改革案を策定し、教学委員会に答申する（資料 2-9）。

なお、「内部質保証のための全学的な方針及び手続き」の 3 に示されている組織体制と手続きは以下のとおりである。

【組織体制と手続き】

- 1) 3 つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）などに基づいて立案された中長期計画に基づいた事業計画を教学委員会で検討し、学内に公表する（Plan）

- 2) 事業計画に基づいた運営を各部局で実施する (Do)
- 3) 各部局で中期計画及び事業計画に基づいた実施状況の確認を行い、自己点検・評価運営委員会で点検し、教学委員会に報告する。また、3つの方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針)の適切性について教学マネジメント会議で点検・評価を実施する (Check)
- 4) 教学委員会は報告内容を検討し、各部局に対する改善・向上の指示・助言を行い、理事会及び学長室は必要な支援を行う (Action)

〈内部質保証のための全学的方針に関する適切性について〉

本学は、学長が中期計画(中期ビジョン)を掲げ、その実施状況を確認する形で自己点検・自己評価を実施することになっている。以前は、各部局がアクションプラン発表会という形で目標を掲げ、全学の教職員のフィードバックを参考にしながら、教育研究活動を実施していた。つまり、各部局の自律性に委ねる割合が高かったといえる。

「内部質保証のための全学的な方針及び手続き」を制定し、中期ビジョンの実施状況を確認することでより学長および、教学委員会からの指示、支援が行いやすくなり、PDCAサイクルが円滑に機能し始めており、適切な自己点検・評価体制が整ったと考えられる。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1: 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2: 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

〈評価の視点1) 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

「大学の内部質保証に関する方針」に基づき、教学委員会を内部質保証推進組織として位置付けており、自己点検・自己評価に関する規程として諸規程集の中に明示している(資料2-1、2-5)。

本学の自己点検・自己評価は、1983年8月に大学基準協会維持会員加盟審査を申請し、1984年4月に維持会員として登録された。1992年7月に常設委員会として、自己点検・自己評価運営委員会が発足し、1993年に自己点検・自己評価に関する規程が制定された。

2008年度には、各学科・センターの自己点検・評価実施委員長(現、「自己点検・評価実施主体」の責任者)がアクションプランを全教職員に表明した。このアクションプラン発表会が2019年まで継続され、以降は中期ビジョン等実施状況確認表による自己点検・自己評価に移行したことは先述した通りである。

また、1993年には学長を議長とした長期ビジョン委員会が設置され、教養教育の見直しその他、学科改変や新学科設置、教育体制の大きな見直しなどについて学長が意見を聞く場として機能していた。そこで議論された項目の1つである教養教育の改革は、現在の全学共通教育センターを中心とした全学共通科目の編成へとつながっている。

〈評価の視点2) 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

教学委員会のメンバー構成は、2.1.1に記載した通り、学長、副学長(2名全員)、学生部長、教務部長、事務局長である。毎回、企画部、学生部、教務部の事務部門長が参加しており、必要に応じて情報提供がなされ、意見表明を行うことができる。

2.1.3. 方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

| |
|---|
| <p>評価の視点 1： 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定</p> <p>評価の視点 2： 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み</p> <p>評価の視点 3： 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施</p> <p>評価の視点 4： 行政機関・認証評価機関からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応</p> <p>評価の視点 5： 点検・評価における客観性・妥当性の確保</p> <p>評価の視点 6： 内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続きや全学及び学部等を単位とした PDCA サイクルの運営などに関し、内部質保証推進組織等において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか</p> |
|---|

〈評価の視点 1〉 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学では、全学としての「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を設定し、ホームページに明記し、公開している。また、各学部及びさらには学科ごとに教育目標と方針を掲げ、同様に公開している（資料 1-12【ウェブ】）。

これら 3 つの方針に基づき、教育の質の可視化のため、アセスメントポリシーをホームページに公開している（資料 2-10【ウェブ】）。また、学校法人としての「松蔭女子学院モットー」や「神戸松蔭の大学モットー・教育理念」として 2017 年に設定され、大学のホームページにおいて公開されている（資料 1-13【ウェブ】）。学院のモットーや大学のモットー、教育理念、アセスメントポリシーにもとづき、先の 3 つのポリシーに関して、毎年定期的に開催される教学マネジメント会議において、検証と見直しが行われ、必要に応じて修正が加えられている（資料 2-11）。

〈評価の視点 2〉 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

本学の教育活動における PDCA サイクルには、全学内部質保証推進組織である教学委員会と FD 委員会が連携して中心的な役割を担っている。

FD 委員会は副学長が委員長を務め、教務部長が所属している。FD 委員会は毎学期においてすべての授業科目で授業アンケートを実施している（資料 2-12【ウェブ】）。授業アンケートにおける質問内容は、毎回 FD 委員会で内容の妥当性について検討し、教学委員会の承認を経て実施される（資料 2-13）。授業科目を担当している教員は、すべての科目において授業アンケートを参考にしながら、自己点検・評価票を作成し、提出することになっている（資料 2-14）。自己点検・評価票は学科長と学部長及びセンター所長が点検・評価を行い、その結果は教学委員会に報告され、教学マネジメント会議などでカリキュラムの改善などに役立てている。なお、授業評価アンケートの科目所属別の集計結果や学科長・学部長・センター所長の自己点検・評価の結果は「FD への取り組み」としてウェブサイト上で公表している（資料 2-15【ウェブ】、2-16【ウェブ】）。

また、年に一度、教員および職員が授業に参観することができる FD WEEK を実施しており、参加した教職員は科目担当者にコメントによりフィードバックする。さらに学生から授業に関する意見を聴取する場として「授業について教育改善委員の意見を聞く会」を開催し、授業改善に役立っている（資料 2-17【ウェブ】）。

また、毎年複数回実施されている FD 研修会は専任教員の全員参加が義務付けられており、達成されている（資料 2-18）。研修会の内容は FD 委員会で決定されるが、場合によっては教学委員会より提案されることで大学としての教育方針の徹底を図っている。

また、「優秀教育賞」および「先進教育賞」の表彰制度を 2018 年度より設置し、教員の動機付けを高めることに寄与するとともに、受賞者の授業での実践を FD 研修会において紹介することにより専任教員が学ぶ機会を設けている（資料 2-18、2-19【ウェブ】、2-20【ウェブ】）。

〈評価の視点 3〉 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

先述したとおり、本学では教学委員会が全学内部質保証推進組織としての役割を担っている。理事会の承認を得て学長が示した中期ビジョンに基づいて 1 年ごとの目標を立て、事業計画書に反映される。年度末にはその達成度について自己点検・評価運営委員会の指示により、自己点検・評価実施主体（各部局）が中期ビジョン等実施状況確認表による点検・評価を行い、教学委員会が内容を検討し、教学マネジメント会議において審議される教育課程編成や学科改編などに反映させている。

具体的な手続きは、「内部質保証のための全学的な方針および手続き」の 2 に次のように示されている。

【各部局における自己点検・評価】

- 1) 大学の理念・目的・教育方針、中長期プランを踏まえ、各部局において事業計画を立案し、それに基づいた自己点検・評価を実施する
- 2) 自己点検・評価の結果は全学的な内部質保証推進組織である教学委員会に報告し、指示助言を受ける
- 3) 教学委員会および理事会は自己点検・評価をはじめとした各部局の内部質保証に関して必要な支援を行う

また、各部局の年度ごとの活動は事業報告書にまとめられて評議員会にて報告され、ウェブサイトにて一般に公開されている（資料 2-21【ウェブ】）。

〈評価の視点 4〉 行政機関・認証評価機関からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

2015 年の大学基準協会による認証評価で指摘された点は努力課題が 1 点と改善勧告が 1 点であった。

努力課題とされたのは、大学院文学研究科国語国文学専攻において研究指導計画の学生への明示が不十分であるということであった。大学院委員会において、入学時から修了するまでの課程全体を通した研究指導計画とするよう、各専攻で内容・書き方などの統一を図ることが要請され、『大学院要覧』において各専攻の研究指導計画を「研究・学修指導に関するガイドライン」または「学修指導・臨床訓練に関するガイドライン」として明示し

(資料 1-5 [pp.47-50、pp.53-54、pp.61-63、pp.69-72]【ウェブ】)、オリエンテーション・ガイダンスの折に、研究指導計画の周知徹底を行った。

改善勧告とされたのは、文学部における入学定員に対する入学者数比率が低い点であった。文学部改革プロジェクトを立ち上げ、2016(平成 28)年 3 月に学長に対して広報戦略やカリキュラムに関する改革が必要であるとの答申を出し、学長のアクションプランとして学部名称の変更や学科改変の可能性を検討することが示された(資料 2-22)。2017(平成 29)年度英語学科の入学定員を 30 名削減して 110 名にし、日本語日本文化学科の入学定員は 10 名削減して 60 名とした。また、2017(平成 29)年 3 月に再度文学部改編プロジェクトが答申を行い、理事会で承認された(資料 2-23)。英語学科については 2 つの専修の明確な差別化や教育内容の充実を図ることになった。日本語日本文化学科および総合文芸学科については、日本語、日本文化、現代文化、メディア表現の学びを継承する学科に統合し、国語・書道教員の免許、日本語教員・学芸員の資格取得を可能とすることになった。2018(平成 30)年度の文学部入学者数は 192 名(入学定員 220 名)と改善した。

2019(令和元)年度の教育学部教育学科開設に伴い、英語学科の入学定員を 10 名削減して 100 名とした。また、総合文芸学科(入学定員 50 名)の募集を停止した。

2019(令和元)年度の入学者数は、英語学科が 127 名(入学定員 100 名)、日本語日本文化学科が 78 名(同 60 名)の文学部合計で 205 名(同 160 名)となった。その結果、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は、英語学科が 0.83、日本語日本文化学科が 0.79、文学部全体が 0.79 になった。また、2019(令和元)年度の在籍学生数については、英語学科 385 名(収容定員 460 名)、日本語日本文化学科 208 名(同 250 名)、総合文芸学科 72 名(同 150 名)の文学部合計で 665 名(同 860 名)となり、収容定員に対する在籍学生数比率は英語学科が 0.84、日本語日本文化学科が 0.83、文学部が 0.77(募集を停止した総合文芸学科を除くと 0.84)になった。

2020(令和 2)年度は英語学科 424 名(収容定員 420 名、入学者数比率 1.01)、日本語日本文化学科 241 名(同 240 名、同 1.00)、総合文芸学科 45 名(同 100 名、同 0.45)の文学部合計で 710 名(同 760 名、同 0.93)となった。2021(令和 3)年度は英語学科 400 名(収容定員 410 名、同 0.98)、日本語日本文化学科 261 名(同 240 名、同 1.09)、総合文芸学科 32 名(同 50 名、同 0.64)の文学部合計で 693 名(同 700 名、同 0.99)と改善した。

文部科学省からは、2016(平成 28)年度に英語学科、日本語日本文化学科、2017(平成 29)年度にはそれらに加えて総合文芸学科の定員充足率が 0.7 未満であることから学生確保と入学定員の見直しの検討という改善意見が付された。前述したように英語学科と日本語日本文化学科の定員削減と総合文芸学科の募集停止により定員充足率は改善したことにより 2018(平成 30)年度、2019(令和元)年度、2020(令和 2)年度は指摘事項はなかった。

なお、英語学科の収容定員変更及び総合文芸学科の学生募集停止は大学ホームページにおける歴史・沿革で公表している(資料 2-24【ウェブ】)。

また、大学基準協会における認証評価では、内部質保証については自己点検・評価運営委員会による自己点検・評価になっておらず、アクションプランと自己点検・評価との関係を明確にすることが望まれることと、学外評価者の意見を聴取し、改革に生かす方策が

未だ構想にとどまっているとの指摘があった。

自己点検・評価運営委員会による自己点検・評価に関しては、2018年度に法人理事会・評議員会において中期ビジョンを制定し、2022年度（学院創立130周年）までの教育方針を明確化し、毎年中期ビジョン等実施状況確認表において自己点検・評価運営委員会が主体となって自己点検・評価を実施していることは先述したとおりである。

また、2018年度から、機関レベルにおいても学外評価者（産業界、地域団体など）がFD WEEKに参加して評価する仕組みが整った（資料2-1）。

〈評価の視点5〉点検・評価における客観性・妥当性の確保

毎年の点検・評価状況は事業報告書にまとめられ、学院組織に属さない有識者を含む評議員会で報告し、定期的に点検・評価される（資料2-21【ウェブ】、2-25）。また、事業報告書はウェブサイトで一般に公開されている。

また、大学基準協会の認証評価を定期的に受け、報告書を大学ホームページに公開している（資料2-4【ウェブ】）。

これらのプロセスを通して、客観性・妥当性の確保に努めている。

〈評価の視点6〉内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続きや全学及び学部等を単位としたPDCAサイクルの運営などに関し、内部質保証推進組織等において、COVID-19への対応・対策の措置を講じたか

2020年にCOVID-19の感染拡大の状況を鑑み、教学委員会では学生が自宅にもつパソコンやタブレットなどのデバイスに関する調査を実施した（資料2-26）。その結果を踏まえて授業形態は、クラウド型学習管理システム(Learning Management System)である松蔭 manaba を活用した授業形態の実施を決定した。また、教学委員会においてICT環境を整えるための補助として全学生に5万円の給付を決定し、実施した。さらに、5月より遠隔授業研究プロジェクトを立ち上げ、遠隔授業の様々なスキルについて共有し、教員の遠隔授業に関するサポートを実施するウェブサイトを松蔭 manaba の中に開設し、運営を開始し、現在も継続されている。

このようにCOVID-19の感染拡大の状況下においてアンケートで学生の実態についてモニタリングしながら、実態に即した形で授業形態を決定し、すべての教員が同じ水準での教育コンテンツを提供できるように教学委員会が中心となって支援を行った。

その後授業アンケートなどの結果より、Web会議システムを使用した同時双方向の授業形態へと移行した。また、FD活動については、教学委員会とFD委員会の協議により、オンライン授業についての参観を行い、コメントをフィードバックする形で遠隔授業の妥当性について点検・評価を行うことにした。

感染予防の観点から2020年度学長アクションプランの発表会は見送ることになったが、中期ビジョン実施状況については自己点検・評価運営委員会により中期ビジョン等実施状況確認表の作成を依頼し、点検評価を行った。また、中期ビジョン等実施状況確認表の記載において、自己点検・評価実施主体である各部局にCOVID-19への対応等を織り込んだ形での記載を依頼した（資料2-27）。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

〈評価の視点 1〉教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

〈教育研究活動の公表〉

本学のシラバスをはじめとした教育研究活動の情報はすべてウェブサイトにて学外に公表されている（資料 2-28【ウェブ】）。教員の研究教育業績に関しては研究業績管理システム「研究業績プロ」を活用し、随時更新が可能であり、更新内容が公表されている。各学科、研究科のカリキュラム・ツリーとカリキュラム・マップは、学内ポータルサイトにて学生に明示されており、学生や大学院生が随時アクセスして参照できるようになっている（資料 2-29【ウェブ】）。

〈自己点検・評価結果の公表〉

大学基準協会における自己点検・自己評価報告書ならびに認証評価の結果についてはそれぞれウェブサイトにて大学基礎データと共に公表していることは先述した通りである（資料 2-4【ウェブ】）。

また、「FD 委員会活動について」のウェブサイトを設置し、「学生による授業評価アンケート」、「担当授業に関する自己点検・評価票」、「教員表彰」などについて公開していることも先述した（資料 2-12【ウェブ】、2-14、2-15【ウェブ】、2-16【ウェブ】、2-19【ウェブ】）。教員表彰に関しては、2018 年度より学生による授業アンケートに基づいて小規模クラス、中規模クラス、大規模クラスに分けて評価する優秀教育賞、教員の推薦による先進教育賞を設け、表彰を行なっている（資料 2-30）。

また、各学部の各学科、各学年から選ばれた学生による「授業について教育改善委員の意見を聞く会」を実施し、その結果を学内サイトにて公表している（資料 2-17【ウェブ】）。

〈財務情報に関する公表〉

ウェブサイトに「財務情報」のページを設置し、2011 年度からの資金収支計算書をはじめとした財務情報について公開している（資料 2-31【ウェブ】）。

〈その他の諸活動に関する公表〉

各学部、各学科をはじめとした各部局の活動について、対処すべき課題も含め事業報告書にまとめ、ウェブサイトにて公開している（資料 2-21【ウェブ】）。

また、本学が行うイベントや取り組み等の情報をステークホルダー（在学生や保護者、卒業生、教職員、受験生、地域住民の方々など）に向けて SNS（ソーシャルメディアネットワークワーキングサービス）での発信を行なっている。SNS による発信に関しては、神戸松蔭女子学院大学ソーシャルメディア利用規程に基づいた「神戸松蔭女子学院大学ソーシャル

メディアポリシー」として活用している SNS のアカウントと共にウェブサイト公開している（資料 2-32【ウェブ】）。

〈評価の視点 2）公表する情報の正確性、信頼性

ウェブサイトで公表する情報に関しては、企画部が一括して管理し、ネットワーク利用規程及びホームページ設置のガイドライン（資料 2-33）に基づき、ホームページ委員会でのチェックを経て公表されている。

〈評価の視点 3）公表する情報の適切な更新

公表している情報は、各部局での確認を経て適切なタイミングで随時更新が行われている。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行なっているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行なっているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

〈評価の視点 1）全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性については、自己点検・評価運営委員会及び教学委員会において点検・評価を行っている。2020 年度からは、認証評価プロジェクトチーム（学長、副学長 2 名、学長の指名した教員 2 名）を立ち上げ、自己点検・評価の適切性に特化した形での点検・評価を行っており、その際、「内部質保証のため全学的な方針及び手続き」を参照にし、整合性などについて点検・評価を実施している（資料 2-34）。

また、大学の中期計画を立案するにあたり、教育計画に関しても学外の評価を得て方針を立てることになっている。このため、学外の有識者に中期計画並びに 3 つの方針（AP、CP、DP）に関する意見を求めた。また、地域に密着した大学であるためには、様々な地域活動に参加する学生に地域（灘区）のことを学ぶ科目の開設が望ましい。この準備として、地域活動を行なっている婦人会会長から地域活動から得た課題や疑問などについての意見を求めた。これらの外部有識者の意見は教学委員会に報告している（資料 2-35）。

また、事業報告書によって外部有識者を含めた評議員会で年に一度点検・評価を行い、事業報告書はウェブサイトで開催している（資料 2-36）。

さらに、これまで大学基準協会の認証評価は、通常の 1 年前倒しである 6 年に 1 度のペースで受けてきたが、今回は 6 年目に当たる 2021 年に COVID-19 の感染状況悪化のため、7 年目に繰り下げを自己点検・自己評価運営委員会において決定した。

〈評価の視点 2）点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の活用するために 2019 年に IR 室を開設し、IR 室運営委員会を設置した（資料 2-37）。これまで学科単位で実施し、教育カリキュラムの改善などに役立っていた卒業生アンケートを全学的な取り組みとした。また、2021 年度からは、授業についての教員の自己点検・評価票をエクセルファイル書式にまとめら

れるように改変し、IR 室において分析しやすい書式とした（資料 2-19）。今後さらに有益な情報収集を行うために IR 室の活動を充実させていく予定である。

〈評価の視点 3〉 点検・評価結果に基づく改善・向上

前述したように 2015 年における認証評価での改善勧告は文学部の募集定員に対する入学者比率の低下であり、翌年より文学部改革プロジェクトを立ち上げ、入学定員の変更や組織改革を行なったことで入学者数の増加につながった。その後、子ども発達学科から教育学部教育学科への移行や都市生活学科の改革など、活発に組織改革を続けている。

2018 年度に学長より発表された中期ビジョン及び中期ビジョン等実施状況確認表による点検・評価により各部局の目標や実施状況が明確になり、予算編成へのプロセスがスムーズになり、予算案の根拠が明確になったといえる。

2.2. 長所・特色

アクションプランの発表会から各部局での活動状況を点検・評価してアクションレビューで報告するという自己点検・自己評価のサイクルから、2018 年度に発表された中期ビジョンをもとにして各部局における中期ビジョン等実施状況確認表を 2019 年度より作成するようになった。これによって自己点検・評価運営委員会がより主導して自己点検・評価を実施する体制へと移行し、各部局の PDCA の状況がより明確に見えるようになったといえる。

また、中期ビジョンをもとにして各部局が年度ごとの事業計画を立てることになり、中期計画に裏打ちされた予算編成が可能となった。

認証評価において改善点が指摘された点について、文学部改革プロジェクトを発足させ、集中的に組織改革について検討を重ね、募集状況の改善に繋がった。

本学におけるさまざまな課題に対して、学長室及び理事会、教学委員会が主導してさまざまなプロジェクトを発足させ、課題の解決に取り組んでいる。近年で発足させてきたプロジェクトは、文学部改革プロジェクト（2015 年 12 月～2016 年 3 月）、文学部改編プロジェクト（2017 年 1 月～3 月）、教育改革プロジェクト（2019 年 6 月～2020 年 3 月）、コロナ禍における遠隔授業研究プロジェクト（2020 年 5 月～2021 年 9 月）、認証評価プロジェクト（2020 年 12 月～現在継続中）などである。

このように本学においては、学長のリーダーシップのもと、常設組織及び適宜組織されるプロジェクトにおいて成果をあげてきた。また、組織自身もそのあり方を更新してきたといえ、そこには担当教職員による献身的な取り組みがあり、そこでの意見やアイデアを部局が取り上げて教学委員会に提案するプロセスがあることなどが本学の長所であると言える。

FD 委員会が実施している FD WEEK は、教員同士で授業参観を行い、教育方法やプレゼンテーションに関して互いに学び合う機会となっており、授業のスキルを高めることに役立っている。

2020 年度以降のコロナ禍での FD WEEK は遠隔授業に参観する形での工夫がなされ、互いに遠隔授業のスキルアップに繋がった。

2.3. 問題点

2018 年度に発表された大学全体の中期ビジョンをもとにして年度ごとの自己点検・自己評価を行なっているが、中期ビジョンに対応した形で各部局の中期ビジョンが明確に立案されていない。次回の中期ビジョン発表のタイミングで各部局における中期ビジョンを明確に示す必要がある。

2018 年度に中期ビジョンが発表されたが、長期ビジョンについては未発表である。2022 年 9 月に学院創立 130 周年記念行事を控えており、それに合わせて長期ビジョン（グランドプラン）の策定及び、次期中期ビジョンの策定を計画している。

IR 室運営委員会により、情報収集に活用するデータの選定を行なっている状況であり、十分に活用できるプロセスが確立できているとはまだ言い難い。メンバーの知識とスキルの向上を図り、情報収集と運用のプロセスの確立につなげたい。

2.4. 全体のまとめ

本学での自己点検・評価推進組織は毎週開催されている教学委員会であり、さまざまな情報を集約して改善・改革を推進している。本学は、すべての学科の動向について教学委員会が把握できる規模であることから教学委員会の機動性は担保されており、適切に機能していると言える。特に COVID-19 の感染拡大下において要求されるさまざまな事柄においても素早く対応することができた点はその根拠になっているものと考えられる。

また、学科などを超えた全学的な課題に対してプロジェクトを立ち上げて解決する体制に関しても COVID-19 の影響下において有効であったことが示されたものと考えられる。

今後は、130 周年に際し、長期ビジョン及び新たな中期ビジョンを策定し、PDCA の体制をさらに確固としたものとなるように改革を進めていきたい。

第 3 章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点 1：大学の理念・目的と学部(学科又は課程)構成及び研究科(研究科又は専攻)構成との適合性

評価の視点 2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点 3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

〈評価の視点 1〉大学の理念・目的と学部(学科又は課程)構成及び研究科(研究科又は専攻)構成との適合性

第 1 章で示したように、本学は学則第 1 条に定めた目的達成のために 3 学部 7 学科を設置し、大学院学則第 1 条に定めた目的達成のために 1 研究科 3 専攻を設置している。

本学の前身である松蔭女学校は、1892 年イギリス国教会の宣教師 H.G.フォスによって神戸市北野町に設立された。以後、松蔭女学校は第 2 次世界大戦後に松蔭中学校・高等学校へと発展して現在に至っているが、1947 年には松蔭女子専門学校が開設され、1950 年には松蔭短期大学へと発展した。1966 年に松蔭女子学院大学が開設され、1995 年からは現在の校名となった。短期大学はその教育内容を大学へと移行していき、神戸松蔭女子学院大学短期大学部を経て学生募集を停止した。松蔭女子学院の教育理念は一貫して、キリスト教の愛の精神を基本とした女子教育を通じて、他者への思いやりの心をもって社会へ貢献することができる社会人を養成することである。学院設立当時の科目は英語と裁縫であった。英語はキリスト教の精神と新しい文化を学ぶためのツールであり、ある意味で教養を、裁縫は女性の自立、つまり実学を象徴していた。この設立の精神は本学の学部構成に反映されている。

本学は、1966 年の大学開学以来、長年にわたって英語英米文学科と国文学科からなる文学部のみ単科大学（キリスト教学科も設立されたが 1980 年廃止）であったが、2000 年から大学院や新学科の設置などで専門性を深め、学びの領域を広げていった。2000 年には大学院文学研究科（英語学専攻、国語国文学専攻）を設置し、2001 年に文学部に設置された心理学科を 2004 年に人間科学部を設置して移設し、大学院文学研究科に心理学専攻を設置した。2002 年度には大学院に博士課程である言語科学専攻を設置し、高度な研究を展開した（2021 年度に学生募集を停止）。また翌 2005 年には、短期大学の生活科学科を発展的に解消、改編して、人間科学部に生活学科を設置した。さらに 2008 年には短期大学の生活造形学科を発展的に解消、改編して人間科学部にファッション・ハウジングデザイン学科を設置するとともに、子ども発達学科を新設した。2017 年に生活学科を廃止して都市生活学科と食物栄養学科を設置した。さらに、子ども発達学科の学びの専門性をさらに高めて養成する教職課程を拡充するために本学の 3 番目の学部である教育学部の開設を計画し、2019 年に子ども発達学科の学生募集を停止して教育学部教育学科を開設した。

これらの歴史は、教養としての学びの広がりの実学の専門性の高まりなどの社会のニーズに対応したものであり、本学の使命である社会に貢献する人材の養成を広げていく過程

でもあった。そして、大学モットー”Open Yourself, Open Your Future”が示す、女性が自らの未来を拓く可能性を広げていくことにつながっている。

〈評価の視点2〉大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

(1) キリスト教センター

本学はディプロマ・ポリシーの冒頭に「キリスト教の愛の精神を基本とした女子教育を通じて、他者への思いやりの心をもって社会に貢献する人材を育成すること」を目標とすると掲げている。全学共通科目の「松蔭とキリスト教系列」科目の設定と運営への協力を通じてキリスト教精神の教育に貢献するとともに、本学の精神的中心であるマグダレン・チャペルを維持・管理し、入学感謝礼拝、誕生日感謝礼拝、クリスマス行事等様々な宗教行事を行っている（資料3-1）。さらに、複数のボランティア・グループを組織して、これら宗教行事において奉仕を行うとともに、児童福祉施設や高齢者施設などへの慰問といった活動を行い、キリスト教の愛の精神の実践という本学の教育のもっとも重要な部分を担っている（資料1-4 [p.44]）。加えて、クリスマス行事やチャペルコンサートの地域への公開によってキリスト教文化の地域への発信を行っている。これらの活動は、Webサイト「神戸松蔭女子学院大学 Chapel」から、本学チャペルとセンターの活動を積極的に発信している（資料3-2【ウェブ】）。

(2) 図書館

学則第1条に示すように、本学は専門学芸を研究教授することを目的として設置されているが、そのために必要な図書館資料を収集管理して利用に供しているのが図書館である。図書館は図書館に関する規程に基づき運営しており、図書収集管理ならびに利用だけでなく、視聴覚資料、データベースを収集し利用に供している（資料3-3）。また、本学発行の研究紀要や研究叢書を管理し、神戸松蔭女子学院大学学術機関リポジトリ KARASHI-DANE において公開するなど、学術的な情報発信を行っている（資料3-4【ウェブ】）。学生による図書館サポーターを募集して活動支援することを通じて、学生の図書館に対する理解を深め学生利用の促進を図るといった活動も行っている。

(3) 全学共通教育に関連するセンター

本学の学士課程の授業科目は、全学共通科目、外国語科目及び専門教育科目に分け4学年に配当することとしている（資料1-1）。また、教育の特色を、「キリスト教の精神：他者を思いやるキリスト教の愛」を持って、「実践的な教養：深い教養知識と広い実用技術の融合」を学び、「キャリア：個性豊かに生きる自分だけの人生」を切り拓いていく女性を育てることとしている（資料1-13【ウェブ】）。そして、この特色に対応した学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と全学共通科目の教育目標を設定している（資料1-12【ウェブ】）。教育目標の実現のために、全学共通科目の編成・運営は全学共通教育センターがキリスト教センター、情報教育センター、キャリア教育センターと連携して行なっている（資料3-5）。

キリスト教の精神は、キリスト教センターの協力のもとに設定・運営している全学共通科目の松蔭とキリスト教系列科目によって学べるようにしている。

情報技術は現代社会における実用技能の基礎となっている。情報教育センターは、全学共通科目の情報系列科目の編成と運営によって、本学の全学的な情報教育を担っているだ

けでなく、コンピュータ教室や学内ネットワークの管理・運営を行い、深い教養知識を得る手段として現代社会において不可欠となっているインターネット利用と実用技能としての情報技術を学ぶ基盤を全学に提供している（資料 3-6）。

また、キャリアを切り拓いていく力の養成が本学の教育の重要な特色だが、授業科目では全学共通科目のキャリア系列科目で学ぶ。キャリア系列科目の設定と運営は、全学共通教育センターと連携しながらキャリア教育センターが行っている。また、キャリア教育に関する研究開発を行って、学科専門科目でのキャリア教育の設定に協力している。例えば、全学共通科目のキャリア系列科目として開講している「エアライン・ホスピタリティ」は、2023 年度より英語学科の専門科目として開講しエアライン課程の英語学科専門科目との連携を強化する（資料 3-7）。さらに、学生及び卒業生の就職斡旋指導を所管する部局であるキャリアサポートセンターが主催する課外講座の設定にも協力しており、本学学生のキャリア意識の涵養に中心的な役割を果たしている（資料 3-8）。

（4） 外国語教育に関連するセンター

本学は大学の学位授与の方針において、「グローバル化する国際社会において、外国語習得の知識を通じて、多様な文化が存在することを認識し、その価値を十分に理解している」ことを求めている。授業においては外国語科目が全学的にその役割を担っている。外国語科目の編成と運営は外国語教育センターが行っている。また、CALL 教室、イングリッシュ・アイランド、外国語応援サロンといった、外国語教育施設・設備、外国語の課外学習や学びのサポートを全学に提供している（資料 3-9）。

上で述べた学位授与の方針の養成は授業など学内での学びに加えて、国際的な交流体験を通して身につけることが望ましい。また、国際交流によって、学位授与の方針の態度・志向性で求めている、他者との調和と社会貢献の意識をより幅広く持てるようになることを目指している。これらの目的を果たすために本学の国際交流を担っているのが国際交流センターであり、学生の海外への留学・派遣、外国人留学生・研修生の受け入れはもちろんのこと、外国人学生と地域社会・住民との交流も行っている（資料 3-10）。

（5） 専門分野の人材養成に関わるセンター

社会に貢献する人材養成を使命とする本学において、次代の人材養成につながる教員養成の意義は大きい。そのため、大学の理念に基づいた教員養成の理念と養成する教員像および養成の目標を大学として定めるとともに、教員養成を行っている各学科・各専攻で定めている（資料 3-11 【ウェブ】）。この教員養成の基本方針に基づき、教職課程（保育士養成課程を含む）の改善と充実を図り、教職課程で学ぶ学生の学修支援、実習指導、進路支援を行う組織として教職支援センターを置いている。教職支援センターは教職に関わる多岐の業務を行っているが、教職支援センター年報の発行も行っている（資料 3-12）。

心理臨床の分野で社会に貢献する人材の育成を行っているのが、神戸松蔭こころのケア・センターである。このセンターは、地域に開かれた心理相談施設として 2001 年に心理学科の設置とともに開設され、2004 年度からは大学院文学研究科心理学専攻における臨床心理士、公認心理師養成のための学内実習の場として活用されている（資料 3-13）。また、大学院修士生が研修生・研修員として心理臨床の研修を行う場でもあり、地域で心理臨床活動を行っている方たちのリカレント研修も行っている。セミナーの開催や機関誌『神戸松蔭こころのケア・センター臨床心理学研究』の刊行といった心理臨床分野の研究

活動も行っている（資料 3-14）。本センターは、相談期間、実習施設としての役割に加え、臨床心理学の研究や臨床実践の場になっており、また、研究会などを通して地域専門家のために貢献できる場となっている（第 9 章参照）。例えば、2005 年に尼崎市で生じた JR 福知山線脱線事故の際に被害者への無料相談の実施、兵庫県警との連携のもとでの犯罪被害者支援を無料で実施、生活保護や障害を抱える方への相談料の割引制度など奉仕の精神における地域貢献、社会貢献に取り組んでいる。さらに 2020 年度からのコロナ禍においては、利用者の経済状況悪化を鑑み、初回相談料を無料で実施している。これらの地域貢献、社会貢献を実施するセンターの役割は本学設立の理念を体現したものであると言え、適切なものであると認められる。

（6） 附置研究所

本学は学院開設以来語学教育の長い伝統を有するが、言語とその関連分野について深く研究することを目的として言語科学研究所を置いている。13 名の本学教員が所員として所属するだけでなく、4 名の学外研究者が客員研究所員として所属し、研究交流を行っている。言語科学研究所は、機関誌 *Theoretical and Applied Linguistics at Kobe Shoin* の刊行などを通して研究成果を発表している（資料 3-15）。

〈評価の視点 3〉 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

2017 年に生活学科を廃止して都市生活学科と食物栄養学科を設置した。生活学科では、生活に関する専門的職業人としての管理栄養士の養成を食物栄養専攻が、生活に関するジェネラリストとしての人材の輩出は主として都市生活専攻が担ってきた。しかし、食品学、栄養学に加え医学、生理学などの基礎知識をもとに、傷病者に対する療養のための栄養指導、健康保持増進のための栄養カウンセリング、特定の人々に対応する給食管理等を行う管理栄養士は、医学や栄養学などの進歩に対応した専門性がますます必要とされるようになってきていた。一方、都市化された社会における人間らしい質の高い生活を創造・提案できる人材の育成においては、進展する高齢化、グローバル化などの大きな社会変化の中で人々に起こりうる生活問題に対処するため、生活科学、社会学、心理学、経済学、経営学、地域研究などの基礎知識をもとに、個人や家族に対して質の高い生活を提案できる幅広い知識を持った専門家を輩出することが急務となっていた。これらの社会的要請に対応するため、両専攻を学科として独立させてより専門的な教育を行うこととした。

2019 年には教育学部教育学科を設置した。それまでは、人間科学部子ども発達学科において、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士など学校教育・幼児教育・保育及び家庭・地域における教育活動ないし子育てを支援できる人材の育成を行っていた。しかしながら、社会の変化に伴い教育に携わる人材に求められる資質もまた変化してきた。その一つはグローバル化への対応であり、外国語やその背景にある文化の多様性を尊重することが教育に求められている。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、多様性を尊重する態度の育成が求められているとともに、生徒の多様性に対応することが求められてきたことである。さらに、グローバル化や情報通信技術の進展にともない、各教科の指導に関する専門性と学習・指導方法の向上が求められている。そこで、子ども発達学科が人材養成の対象としてきた幼児教育、小学校教育段階における学びの展開にとどまらず、中学校教育、

高校教育段階の英語教育を加えて、グローバル化に対応した専門性の向上を可能にした。また、特別支援教育に関する教育課程を取り入れることで、特別支援学校教諭を養成するとともに、通常の学級においても障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に指導できる知識と技術を学べるようにした。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

〈評価の視点1〉適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

教育研究組織は、中期ビジョン等実施状況確認表を自己点検・評価運営委員会に提出している。教育研究組織は、次年度予算作成時に予算申請書とともに中期的な計画を含む年度計画案を提出しており、常務理事会が各部門の予算を審議している。教育研究組織の運営状況について問題があった場合には、教学委員会が報告を受け、教育研究組織とともに対処し、場合によっては当該研究組織に対して運営の改善を求める。教育研究組織に関する規程の変更を必要とする場合には、教学委員会で審議して規程の改正を行う。規程の改正が常務理事会の審議を必要とする場合は、教学委員会から常務理事会に答申する。

学長と2名の副学長は、自己点検・評価運営委員会、教学委員会、常務理事会いずれにも属しており、これら委員会から得られた情報から教育研究組織の改編が必要と判断した場合には教学委員会に提案し審議する。学部学科の廃止・新設など学則の改正が必要な場合には、さらに教授会の意見を聴き、常務理事会の審議を経て理事会で決定する。大学院研究科・専攻の廃止・新設については、大学院委員会の意見を聴き、常務理事会の審議を経て理事会で決定する。

大学院文学研究科言語科学専攻については、2015年度入試からの5年間の受験者数3名で入学者数3名に過ぎなかった。しかし、言語科学専攻代表による2019年度アクションプラン発表では改善の方向性などは示されず、学長が教学委員会に言語科学専攻の募集停止を提案し、上記手続きを経て募集停止とすることを決定した（資料3-16）。

〈評価の視点2〉点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の改編にあたって部門を越えた幅広い検討が望ましいと学長が判断した場合は、学長が教学委員会の意見を聴いたのちに常務理事会の承認を得て複数部門のメンバーからなるプロジェクトを組織する場合がある。本学は2015年度大学評価（認証評価）結果において、文学部の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率が低いことから改善勧告を受けていた。2016年度入試においても改善が見られなかったことから、2017年1月に文学部改編プロジェクトを設置した（資料3-17）。プロジェクトにおいて検討を重ねた結果、英語学科のカリキュラム改編と日本語日本文化学科と総合文芸学科の教育内容と教員を併せた新学科設置が望ましいとの答申が出された。その答申を教学委員会で検討し、総合文芸学科の学びを日本語日本文化

学科に取り入れて日本語日本文化学科を存続し、総合文芸学科を廃止する案を決定した。この案について教授会で意見を聴いたのち、理事会において 2019 年 4 月より総合文芸学科の学生募集を停止することを決定した（資料 3-18）。2019 年度の文学部入学者数は募集定員を上回った。

教育学部の設置もプロジェクトでの検討を経ている。2016 年に教職支援センター所長から、教育職員免許法が改正予定であることからその改正を見据えて教職課程を検討していく必要があるとの意見があり、2016 年 11 月に教職課程検討プロジェクト設置を決定した。2017 年 1 月に提出されたプロジェクト答申において人間科学部子ども発達学科を発展させる形で教育学部教育学科を新設することが望ましいとの意見が出された（資料 2-9）。この答申内容を教学委員会で検討し、子ども発達学科の募集を 2019 年 4 月で停止し、同年 4 月に教育学部教育学科を開設する案を決定した。この案について教授会で意見を聴いたのち、理事会において提案通り決定した（資料 3-19）。教育学部教育学科は、子ども発達学科での保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の免許課程を受け継ぎながら、教育職員免許法改正に対応したカリキュラムとし、さらに中学校・高等学校教諭一種免許状（英語）、特別支援学校教諭一種免許状の取得も可能な学科として設置認可され、2019 年 4 月に開設した。

3.2. 長所・特色

長所・特色としてキリスト教センターと組織改編におけるプロジェクト設置が挙げられる。

授業におけるキリスト教教育を並んで、キリスト教センターの活動は本学の教育の重要な特色である。ボランティア・グループの運営を通して奉仕の精神について学ぶ場になっていること、また他者や社会との関わり合いながらさまざまな行事やイベントを成し遂げることを通して、社会で役立つコミュニケーション・スキルの向上につながることや達成感、自尊心を高める機会となっている。

教育研究組織の改編にあたって部門を越えた幅広い検討が望ましい場合にプロジェクトを設置して組織改編の提言を得ている。学長主導での設置であるが、教学委員会・理事会の承認を得るとともに、プロジェクトの設置とメンバー発表を学内グループウェアで行い、答申もグループウェアで行うことで透明性を確保している。答申結果を反映した組織改編は教学委員会の検討を経て理事会で最終決定することで、責任体制を明確にしている。学内コンセンサスを得ながら学長主導の改革を進めていくという点で有効に機能している。

3.3. 問題点

中期ビジョンに基づく中期計画を各教育研究組織で立てて中期ビジョン等実施状況確認表を提出するよう求めているが、そのサイクルは始まったばかりである。各部門の中期計画立案時点での中期ビジョンに沿った点検・評価が十分にできていなかった。次期中期計画では、中長期ビジョンに沿った点検・評価の後に各部門の中期計画を確定する。

3.4. 全体のまとめ

本学は学則第 1 条に示す教育目標を実現し、女性が自らの未来を拓く可能性を広げてい

くことができるよう、社会の変化に対応しながら適切に学部・学科を設置してきた。図書館及び教育センターは学部・学科を越えて本学の教育目的に沿った教育施設、教育機会。授業を学生に提供している。また、教職支援センターと神戸松蔭こころのケア・センターは学部・研究科の教育と協働して専門的人材養成を推進し、年報の発刊によって教育・研究成果の社会的発信も行っている。各種センターの内、キリスト教センターは本学の教育目標の実現に向けた実践的活動を行う、本学を特徴づける組織である。言語科学研究所は機関誌の発刊を通して学術的成果を毎年公表している。

中期ビジョンに沿った各組織の中期計画立案という点で改善点はあるものの、組織の点検は定期的に行い、点検に沿った組織の改廃も適切に実施できている。

〈追加項目〉附置機関等において、全学的な COVID 19 への対応・対策の措置を講じたか

2020 年度前期には学生の大学の入構を厳しく制限する措置を行った時期があったが、2020 年度後期から 2021 年度にかけては、授業で使用する教室だけでなく図書館など教育施設を学生が利用できるようにした。ただし、学内施設利用者にはマスク着用を求めるとともに各施設入り口での手指消毒を求めた。また、各施設の空気の滞留が無いよう窓など締め切らないようにしていた。

兵庫県が緊急事態宣言下におかれるなど近隣府県の感染状況が厳しくなった場合には、遠隔授業の割合が増えたため、来校する学生数が減少し、施設が密になることはほぼ起きていない。

第 4 章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

〈評価の視点〉課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学の学士課程で授与する学位は神戸松蔭女子学院大学学則第 23 条で示している（資料 1-1）。本学（学士課程）全体の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、各学部と各学科の学位授与の方針をそれぞれ定め、学位授与の方針に明示された要件を満たした学生に学位を授与している。学位授与の方針は大学サイトで公表するとともに、学生便覧と履修ガイドで学生に明示している（資料 1-4 [p.3]、1-11 [p.39、p.60、p.74、p.95、p.118、p.124、p.132、p.156、p.167、p.178]、1-12【ウェブ】）。加えて、新入生全員に対して必修科目「神戸松蔭とキリスト教」の第 1 回授業で学長が「神戸松蔭女子学院大学 学位授与の方針」を説明している（資料 1-17）。学科の学位授与方針は、入学直後に実施される新入生学科ガイダンスにおいて新入生に周知するよう求めている（資料 4-1）。

大学院文学研究科で授与する学位は神戸松蔭女子学院大学大学院学則第 4 条で示している（資料 1-2）。大学院全体の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と各専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）をそれぞれ定め、学位授与の方針に明示された要件を満たす大学院生に学位を授与している。学位授与の方針は大学公式サイトで公表するとともに、大学院要覧で学生に明示している（資料 1-5 [pp.23-31]【ウェブ】、1-16【ウェブ】）。

本学（学士課程）全体の人材養成の目的、教育目標は、キリスト教の愛の精神を基本とした女子教育を通じて、他者への思いやりの心をもって社会へ貢献することができる社会人の養成である。この目標に基づき、学位授与の方針を「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」の 3 つに分けて具体的に示している。

【神戸松蔭女子学院大学 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

神戸松蔭女子学院大学は、キリスト教の愛の精神を基本とした女子教育を通じて、他者への思いやりの心をもって社会に貢献する人材を育成することを目標としている。そのために、本学の学生には卒業時までには次の能力を養成した上で学士の学位を授与する方針である

1. 知識・理解

- (1) 人間の生きてきた歴史・自然・環境を正しく理解し、地域・社会の中で生きる人間として果たすべき役割をきちんと理解している。
- (2) グローバル化する国際社会において、外国語習得の知識を通じて、多様な文化が存在することを認識し、その価値を十分に理解している。

2. 汎用的技能

- (1) 生涯にわたって学び続けることのできる基礎力となる教養に支えられた、広い視野からとらえた専門的技術・技能を身につけている。
- (2) 社会に流通する情報を正しく把握し、その主体的・批判的な受容に基づいて、論理的に判断でき、自分の考えを的確に表現することができる高度なコミュニケーション能力を身につけている。

3. 態度・志向性

- (1) 女子教育という場で、一貫した責任をもつ経験を通じて、自立した女性として、自己を確立することに努力するとともに、自己実現のみを願わず、学んだことを地域・社会に還元し、その中で他者と調和して生きていくことができる。
- (2) 狭い専門の枠にとどまることなく、自分の人生に結びつけて考える能力をもち、身につけた専門的知識を自らのキャリアに生かしつつ、社会に貢献することができる。

学部・研究科の教育方針で共通している点は、次の3点である。

- ・ 建学の精神であるキリスト教の愛の精神に基づき他者や社会に貢献する意識を持つ
- ・ 多様で複合的視点から考える力を養う
- ・ 自ら課題を発見し解決していく力を身に着ける

例えば、人間科学部では、その教育目標に基づき、学位授与方針を次のとおり定めており、3つの共通点が示されている。

【人間科学部 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

人間科学部は、本学建学の精神であるキリスト教の愛の精神と人間諸科学の教育を通じて、他者への思いやりの心を持った社会人を養成するとともに、社会科学、自然科学という複合的な視点から、健康で人間らしく質の高い生活の実現と継承に資する人材を育成することを目標とする。そのために、卒業時までには次の能力を養成した上で、学位を授与する方針である。

1. 知識・理解

- (1) 人間の生きてきた歴史や環境、社会生活における心とその発達、現代的な暮らしを形づくる衣食住の文化などについての幅広い知識をもっている。
- (2) 身につけた専門知識を基盤に、変化の続く社会の中でも自らの果たすべき役割について柔軟に理解できる。

2. 汎用的技能

- (1) 社会に流通する情報を正しく把握し、その批判的な受容に基づいて、主体的かつ論理的に思考することができる。
- (2) 多様な分野の人々との協働作業に参画し、自分の考えや意図をわかり易く伝えることができる。
- (3) 各学科の専門分野における課題を発見し、その解決に向けて計画的、創造的に提

| |
|---|
| <p>案し行動できる技能をもつ。</p> <p>3. 態度・志向性</p> <p>(1) すべての人間に対してキリスト教の愛の精神に基づく深い愛情と思いやりをもって接することができる。</p> <p>(2) 人間・環境・社会の現実に対して、よりよい在り方に粘り強く関心をもち続ける。</p> <p>(3) 専門分野の学びを活かした行動を通じて人々に積極的に働きかけ、意欲的に社会貢献の実現を目指す。</p> |
|---|

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

| |
|---|
| <p>評価の視点 1：教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表</p> <p>評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性</p> |
|---|

〈評価の視点 1〉教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

大学の教育目標及び学位授与方針を実現するための教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は次のように定め、本学の教育課程が全学共通科目、外国語科目、専門教育科目から成ることを示している。本学公式サイトと学生便覧で明示、公表している（資料 1-4 [p.3]、1-12 【ウェブ】）。

| |
|---|
| <p>本学の教育は、大きく、外国語科目、(外国語科目以外の) 全学共通科目、専門科目からなる。それぞれの科目の目的は、ディプロマ・ポリシーを受けて、次の通りである。</p> <p><全学共通科目></p> <p>情報の受容・発信において必要とされる、言語によるコミュニケーション力を身につけるとともに、キリスト教の愛の精神の理解を通じて、他者への寛容、地域・社会への貢献に対する感覚を身につける。</p> <p><外国語科目></p> <p>日本語以外の言語を学ぶことを通じて、文化の多様性に対する理解を深めるとともに、国際化した社会の中で生きていく社会人としての基礎的な技術を身につける。</p> <p><専門教育科目></p> <p>柔軟で実践的な教養力に基づいて、論理性に裏付けられた知識を身につけるとともに、人間性・自然に対する十分な理解に支えられた専門性を身につける。</p> |
|---|

さらに、学部ごとに教育課程編成・実施方針を定めている（資料 1-11 [p.39、p.95、p.167]、1-12 【ウェブ】）。例えば、文学部の教育課程編成・実施方針では、教育課程が全学共通科目、外国語科目、専門教育科目から成ること、専門教育科目が1年次から4年次まで体系的に構成されていること、学部において共通した授業内容と授業形態であることを示している。教育課程の順次性は、以下のように教育課程編成・実施の方針に示している。学生は1、2年次で概論・入門的科目を学び、2、3年次で専門分野の核となる科目において専門的知識を身に付け、広い視野に基づいた冷静かつ客観的な判断力を養い、3、4年次でのゼミ・演習、卒業研究につなげるという、順次的、体系的な履修によって、自己実現に向かうだけでなく、現代社会の課題に積極的に向き合うことができるように教育課程を編成している。

1. 1年次の「基礎演習」により、大学での学びの土台となる基礎知識・学習技能を養成し、専門課程での教育のための基礎固めを行う。
2. 各学科・専修の専門分野に応じて、日本語を含む語学力に支えられた高度なコミュニケーション能力を養成する。
3. 各学科・専修の専門分野に応じた科目の系統を整備して、専門分野における系統的な科目履修を促し、それに基づく体系的学修を実現する。
4. 3年次の演習、4年次の卒業研究を中心とした科目によって、課題発見、課題解決の過程を通じた思考力・判断力・表現力の養成を図る。
5. 学科・専修の枠を越えて、専門教育科目を文学部内で自由に履修することができるようにし、複数の学科・専修の科目を組み合わせることで学修することにより、広範な興味・関心を満たす機会の提供を図る。

全学共通科目、外国語科目それぞれの教育目標と教育課程編成・実施方針を学部ごとに定め、教育目標及び教育課程編成・実施方針を示し、その体系性、教育内容、科目区分、授業形態をより詳しく説明している（資料 1-11 [pp.44-45, pp.44-45, pp.100-101, pp108-109, pp.170-171, p.174]）。専門教育科目については学科毎に異なることから、学科毎に教育課程編成・実施方針を示し、その体系性、教育内容、科目区分、授業形態をより詳しく説明している（資料 1-11 [p.60, p.74, p.118, p.124, p.132, p.156, p.178]、1-12【ウェブ】）。

大学院文学研究科ならびに各専攻についても、教育課程の編成・実施方針を示している（資料 1-5 [pp.25-31]【ウェブ】、1-16【ウェブ】）。文学研究科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は次の通りであり、教育課程編成、教育課程実施、基礎的技能それぞれについて方針を示している。

1. 教育課程編成の方針
 - ・ 専門的な学術理論および応用を研究教授し、深い学識と高い研究能力・実践力を養成するカリキュラムを編成する。
 - ・ 各専攻分野において、基礎的な知識・概念から高度に専門的な研究に導く体系的なカリキュラムを編成する。
2. 教育課程実施の方針
 - ・ 年度ごとに研究指導計画を示し、各専攻の指導方針を具体的に説明し、学位論文にいたるスケジュールを提示する。
 - ・ 各専攻分野において個人指導を重視し、授業以外の場においても積極的に指導を行い、また各専攻のすべての教員が学生一人ひとりの関心をもつ研究分野と進捗を把握する。
 - ・ 学生が設定する自らの研究計画・到達目標と、その達成の自己評価を指導に活用する。
3. 基礎的技能
 - ・ 各専攻分野で研究および成果の発表を行っていく上で必要な研究環境を整備し、それを使いこなす基礎的な技能を指導する。

文学研究科の編成・実施の方針を受けて、各専攻の教育課程の編成・実施方針も教育課程編成、教育課程実施、基礎的技能それぞれについて方針を示し、教育課程の体系、教育内容、授業科目区分と授業形態を示している。

なお、言語科学専攻（博士課程）は 2021 年度より募集を停止している（資料 3-16）。

〈評価の視点 2〉 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

大学及び各学部・学科、研究科・各専攻の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、大学及び各学部・学科、研究科・各専攻の大学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を実現するために関連付けて作成されている。

教育目標・学位授与方針との整合性は定期的に検証している。各学科・専攻、教育センター、研究科は次年度カリキュラム作成時に見直して必要に応じて修正案を提案し、教務委員会または大学院委員会での点検を経て、教学マネジメント会議で審議して必要に応じて修正している。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1： 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

評価の視点 2： 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

〈評価の視点 1〉 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

〈学部の教育課程〉

全ての学科の教育課程は、大学の教育課程の編成・実施方針に示した科目区分に基づき、主に全学共通科目、外国語科目、専門教育科目から構成されている。授業科目、科目区分、単位数については大学学則第 8 条および文学部別表、人間科学部別表、教育学部別表に示している（資料 1-1）。修業年限・学年・学期・授業期間及び休業については、学則第 3 条から第 7 条に、卒業必要単位数、科目区分ごとの必要単位数は、学科ごとに大学学則第 9 条に示している（資料 1-1）。

全学共通科目は、学部ごとに定めた全学共通科目の教育課程編成・実施の方針に基づいて学部ごとに編成しているが、教育課程の骨子は大学の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に沿って共通している。本学の建学の精神の土台であるキリスト教とその人間観の理解のために「松蔭とキリスト教系列」の「神戸松蔭とキリスト教」「キリスト教の基礎」を全学部で 1 年次必修とし、さらに理解を深めるために 2 年次以降でもキリスト教科目を配置している。「神戸松蔭とキリスト教」では自校の歴史、特色の説明を行っている。自身のキャリアを自らの力で考え作り上げるために「キャリア系列」の科目を配置しており、特に卒業後の進路が明確な食物栄養学科と教育学科を除いて「キャリアデザイン I」を 1 年次必修としている。情報セキュリティや情報倫理の知識に基づき情報を収集・分析する能力があらゆる分野で必要とされていることから「情報系列」科目を配置し、2021 年度入学生より全学科で「情報リテラシー A・B」を 1 年次必修としている。「コミュニケーション系列」「教養系列」「健康スポーツ系列」については、各学科の学位授与の方針に基づき必要単位数を設定している。教養系列は、幅広い教養を身につけることができるよう

多くの科目を配置しているが、他学科科目を教養系列科目として開放することでさらにその幅を広げている。また、大学の学位授与の方針に掲げる「地域・社会への貢献に対する感覚を身につける」ために、地元神戸の歴史・特徴・魅力を理解するための授業として「神戸研究総論」を開講している。本学の複数教員がそれぞれの専門の立場から神戸の特徴・魅力を講義するだけでなく、本学と連携協定を結ぶ神戸市立博物館の学芸員が複数回の講義を担当している（資料 4-2）。各系列ともに、配当年次を適切に設けることによって履修の順次性と教育課程の体系性を確保しており、全学生に配布する履修ガイドでは、それぞれの学部で全学共通科目を系列ごとに配当年次、前期・後期の配置を配当年次表で示し、科目ナンバーと週時間、履修の注意点などを一覧表の形で示している（資料 1-11 [pp.45-50, pp.100-107, pp.172-173]）。

全学共通科目については、アクティブ・ラーニングによる授業への学生の主体的参加を進めているが、未だ講義形式の授業が多い。また、数理・データサイエンスのリテラシーが文系学生にとっても必要になっている中、この分野の授業の科目設定と学生の受講が進んでいない。これらの問題点を解決するため、全学的な教育の在り方を再検討した教育改革プロジェクトによって、授業への学生の主体的参加や数理・データサイエンスのリテラシーを進める方向性が 2020 年 3 月に示された（資料 2-9）。この答申に基づき全学共通科目を 2022 年度入学生より改編していくことを決定した。全学共通科目の科目系列を「社会と人間」「キャリア」「コミュニケーション」「情報」「データ理解と統計」「現代の教養」へと変更し、ゼミ形式の授業、PBL（Project-Based Learning：課題解決型学習）を取り入れた授業の配置を進め、数理・データサイエンスの基礎を学ぶ科目として 2021 年度より開講した「現代社会とデータ」「データ理解と統計」の受講者を増やしていくことを決定している（資料 2-11）。

外国語科目は、学部ごとに定めた外国語科目の教育課程編成・実施の方針に基づいて学部ごとに編成している。外国語習得を掲げる大学の学位授与の方針に基づき、すべての学科が外国語を必修としており、どの外国語についても、読む・書く・聞く・話すの 4 技能を学べる内容としている。英語は、日本語日本文化学科以外の全学科が必修としており、幅広いレベルの学生が履修することから 1 年次の「General English A・B」は全入学生対象の英語テストによる習熟度別クラス編成としている。また、多方面にわたる学生の関心と必要性に応えるために、ネイティブ・スピーカー教員による英会話や資格試験対策科目などをレベルに応じて選択できるよう科目を配置している。フランス語、中国語、韓国語については、大学から学習をスタートするために発音や文法の基礎力の習得を目指す科目を 1 年次に配置し、2 年次からはより高度な会話や読解を学ぶプログラムを配置している。卒業年次までには、ビジネスにも対応可能な実務的科目まで修得できるよう多様な科目を展開している（資料 1-11 [pp.54-55, pp.112-113, pp.176]）。履修ガイドでは、各学部の外国語科目を言語ごとに配当年次、前期・後期の配置を配当年次表で示し、科目ナンバーと週時間、履修の注意点などを一覧表の形で示している（資料 1-11 [pp.54-58, pp.112-116, pp.176-177]）。

専門教育科目は、学科ごとに定めた教育課程編成・実施の方針に基づいて学科ごとに体系的に編成している。

英語学科では英語プロフェッショナル専修とグローバルコミュニケーション専修を設

けているが、ともに、導入科目に位置づけられる「Essential Study Skills A・B」によって大学教育の基礎を学び、ネイティブ・スピーカー教員が担当する「Active Speaking A・B」や「Active Presentation A・B」といった授業でリスニング、スピーキング、リーディング、ライティングの英語 4 技能バランスよく修得する。英語プロフェッショナル専修はセメスター留学、Research Seminar、卒業研究へと続き、グローバルコミュニケーション専修は、国際プロジェクト演習、卒業研究と続くといった、系統的な科目設定を行っている。履修ガイドでは、英語学科の専門教育科目の配当年次、前期・後期の配置を配当年次表で示し、科目ナンバーと週時間、履修の注意点などを一覧表の形で示している（資料 1-11 [pp.62-72]）。グローバルコミュニケーション専修では中国語セメスター留学も可能である（資料 1-11 [p.73]）。

日本語日本文化学科は 2019 年度から日本語・日本語教育コース、日本文学・文化コース、メディア表現コースの 3 コース制となっている。学生は 1 年次に導入科目である「基礎演習 A・B」で大学での学びの基礎知識と学習スキルを身につけ、「日本語入門」「日本文学・文化入門」などで日本語及び日本文化全般の学問的基礎を学び、2 年次に各コースのうち 1 つを選択し、各コースの選択科目を中心に単位修得し、専門性を深めていくという順次性のある体系的な教育課程となっている。履修ガイドでは、日本語日本文化学科の専門教育科目の配当年次、前期・後期の配置を配当年次表で示し、科目ナンバーと週時間、履修の注意点などを一覧表の形で示している（資料 1-11 [pp.76-84]）。

文学部では、学生の興味・関心の多様性に応じて、文学部の他学科の専門教育科目を卒業必要単位とすることができる制度を設けており、学科を超えた発展的カリキュラムを可能にすることにより、学生の旺盛な知的好奇心への対応を図っている（資料 1-11 [p.42]）。

人間科学部では 2017 年度に生活学科を改編し都市生活学科と食物栄養学科とし、2018 年度に公認心理師の受験資格に対応した心理学科のカリキュラム改編、同じく 2018 年度にファッション・ハウジングデザイン学科のカリキュラム改編をおこなったが、各学科とも人間科学部における教育課程編成・実施の方針に基づき、以下のように順次性のある教育課程を編成している。各学科の専門分野において、問題を発見し、それを解決するための提案や行動ができる技能を重視するため、専門科目の実習・演習科目が早い年次から始まる。人間科学部各学科の専門教育は、1、2 年次で概論・入門的科目、2、3 年次で専門分野の核となる科目、3、4 年次での演習、卒業研究と順次的、体系的な履修を実践することができるようになってきている。この共通性の基づきながら、心理学科、都市生活学科、食物栄養学科、ファッション・ハウジングデザイン学科それぞれの教育課程編成・実施の方針に基づき、多彩でありながら体系的に構築した専門教育科目を展開している。履修ガイドでは、人間科学部各学科の専門教育科目の配当年次、前期・後期の配置を配当年次表で示し、科目ナンバーと週時間、履修の注意点などを一覧表の形で示している（資料 1-11 [pp.120-123、pp.126-131、pp.134-141、pp.158-162]）。

例えば都市生活学科では、1 年時に「生活学概論」「生活の科学基礎 I・II」「生活行動論」「都市生活論」といった概論科目と「基礎演習 A・B」を必修科目として設定している。2 年次からは必修科目として「都市生活プロジェクト演習 A・B」を PBL（課題解決型学習）授業としておこなっており、専門の講義科目のほかに、「行動科学基礎演習 I・II」「社会調査基礎演習 I・II」「生活情報処理実習」「被服整理学実験」「産学連携プロジェクト演

習 A・B)「和洋菓子実習」「製パン実習」「食と農の地域インターンシップ」などの演習・実習科目を開講し、多くの PBL 授業を開講している。3 年時は本格的なゼミである「都市生活演習 A・B」を開講し、さらに専門的な「パーソナルファイナンス理論」「パーソナルファイナンス演習」「家族文化論」「アパレルデザイン論」「香りの科学」「食品学」「神戸の食と文化」といった講義科目や「データ処理法 I・II」「特別調理実習」「官能評価演習」などの実験・演習科目を設定している。モデルコースを、都市生活専修では「生活経営を学ぶ」「生活行動を学ぶ」「生活環境を学ぶ」「生活学の教え方(教職)を学ぶ」、食ビジネス専修では「地域ブランディングを学ぶ」「商品プロデュースを学ぶ」「人材マネジメントを学ぶ」「生活学の教え方(教職)を学ぶ」とし、それに基づいた履修が可能であり、モデルカリキュラムを入学時に学生にわかりやすく提示している(資料 4-3、4-4)。

2019 年度に開設した教育学部教育学科については、幼児教育専修と学校教育専修の 2 専修で構成している。教育学部の教育課程編成・実施の方針に基づき、全学共通科目による汎用的な教養教育と、外国語科目による基礎的な言語教育、そして教育学部の専門教育科目から構成されており、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭免許状が取得できる教職課程と、保育士資格が取得できる保育士養成課程を有している。さらに、教育学部の教育課程編成・実施の方針に基づき、これらの専門職業人を育成するための体系的、順次性のある教育課程が構成されている。履修ガイドでは、教育学部の専門教育科目の配当年次、前期・後期の配置を配当年次表で示し、科目ナンバーと週時間、履修の注意点などを一覧表の形で示している(資料 1-11 [pp.180-187])。

教職課程は教育職員免許法の趣旨に則り、文部科学省から認可を受け、教員免許状を取得するための教職課程を開講している。大学として教員養成の理念を定めた上で、大学および教員養成を行っている学科・専修それぞれに養成する教員像、教員養成の目標を掲げ、それらの理念・目標を実現するための授業科目を開講している。とりわけ学校現場で教員として活躍するために、必要な資質能力を学修するのに十分な教育課程を編成している(資料 1-11 [pp.201-236])。教員免許状を取得できる学科は、教育学部だけでなく、英語学科、日本語日本文化学科、都市生活学科と複数学部に渡るが、教職課程の編成と運営は教職支援センターが教職教育委員会の審議に基づいて行っている(資料 3-12、4-5)。

修業年限・学年・学期・授業期間及び休業については、学則第 3 条から第 7 条に、単位は学則第 9 条に規定しており、履修の期間と方法について明示している(資料 1-1)。

2017 年度より毎年、全学共通科目・外国語科目のカリキュラムマップ、各学科・専攻の専門教育科目のカリキュラムマップとツリーの作成、開示をしており、継続的に学位授与方針と教育課程(カリキュラム)の整合性を明示し、科目の体系的性を理解できるようにしている(資料 2-29【ウェブ】)。

〈大学院の教育課程〉

大学院の教育方法と授業科目、単位数、卒業必要単位数は大学院学則第 12 条と 13 条及び別表に示している(資料 1-2)。

文学研究科各専攻の教育課程は、各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づき編成している。大学院要覧で専攻ごとに「カリキュラムの特色と構成」としてカリキュラムの体系的性、順次性について解説し、授業科目一覧表を示している(資料 1-5 [pp.44-72]【ウェブ】)。

英語学専攻は語学系統、英語学系統、実習系統の授業を提供し、構造的に組織されている。国語国文学専攻は日本文学系統と日本語学・日本語教育系統に分かれ、心理学専攻臨床心理学コースは、臨床心理士ならびに公認心理師の養成を目的としており、両資格の受験資格を得ることができるように体系的に科目を構成している。心理学専攻心理学コースは募集を停止しており、在学生もいない。なお、英語学専攻と国語国文学専攻では、教員養成の理念、養成する教員像、教員養成の目標を定めた上で、それぞれ英語と国語の中高専修免許状を取得可能な教育課程を構成している（資料 1-5 [pp.66-68] 【ウェブ】）。

大学院のリサーチワークについては、英語学専攻では「研究・学修指導に関するガイドライン」を大学院要覧に示している（資料 1-5 [pp.47-50] 【ウェブ】）。学期初めに指導教員と協議して研究計画書を提出し、定期的にミーティングをして、学期終わりに研究報告書を指導教員に提出する。2年次にはそれに加えて中間報告会を行う。国語国文学専攻も「研究・学修指導に関するガイドライン」を大学院要覧に示している（資料 1-5 [pp.53-54] 【ウェブ】）。国語国文学専攻の院生は、指導教員と協議した上で履修科目を決定し、専門分野を固定的なものと考えず多様な学問分野を学ぶことが推奨され、2年次に正式に決定した専門分野の指導教員の「国語国文学特別研究（論文指導）」を履修して研究について指導教員から定期的に評価とアドバイスを受け、中間発表会を経て論文を作成する。心理学専攻臨床心理学コースでは「学修指導・臨床訓練に関するガイドライン」を大学院要覧に示している（資料 1-5 [pp.61-63] 【ウェブ】）。1年次に「臨床心理学特別研究 A・B」を、2年次に修士論文作成のための個別指導を受ける科目として「心理学特別研究」を履修して中間報告会を経て論文を作成する。

言語科学専攻は 2021 年度より募集を停止しているが、言語科学分野の中核領域を主軸とし、総合的、基礎的研究方法の重視、実務への応用を特色として構成されている（資料 1-5 [pp.69-72] 【ウェブ】）。

〈教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり〉

学科・専攻会議、教育センター会議、大学院委員会がカリキュラムの検討・見直しを毎年行い、教務委員会で点検し、教学マネジメント会議で決定する手続きを経ており、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づいて全学的に授業科目を適切に開設している（資料 2-11、4-6、4-7）。学部のカリキュラムの体系性については、全学共通科目は、1、2年次に基礎・導入科目、2、3年次に発展科目を配当することで、学科・専攻の専門科目は1、2年次に入門・概論科目、2、3年次に専門基礎教育科目、3～4年次に専門教育科目と卒業研究を配当することで基礎から発展へと有機的に関連した教育を提供している。以上のことから学習成果を学生に修得させるという点において、授業科目の適切性、体系性、履修の順次性が確保されていると考える。

外部評価については、教育計画に関して学外の評価を得ており、本学の教育におけるグローバル化、外国語習得、多様な文化の理解とその価値の理解、情報活用、社会貢献に関する教育方針の妥当性を確認している（資料 2-35）。

〈評価の視点 2〉 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成については、全ての学部
の全学共通科目の教育目標に「自分自身の人生であるキャリアを自らの力で作り上げて、
社会的・職業的に自立する態度を身につけている」を記し、これに基づいて全学共通科目
にキャリア系列科目を配置している。文学部と食物栄養学科を除く人間科学部では「キャ
リアデザインⅠ」を必修科目とし、自己分析・社会に出るために何か必要かなどを考え、
「キャリアデザインⅡ」では社会で働くうえで必要な社会的スキルを身につける。その上
で、キャリアを自ら作り上げていく力を養い、社会で働く意義、企業の目的や組織や社会
的役割を理解するための科目である「ホスピタリティ・マネジメント」「企業・職種・業
界の基礎知識」「キャリアデザイン研究」「インターンシップ」といった科目を開講してい
る（資料 4-8）。管理栄養士課程である食物栄養学科、教職あるいは保育士養成を主目的
とする教育学部では「キャリアデザインⅠ」を必修科目とはしていないが、「キャリアデ
ザインⅡ」「ホスピタリティ・マネジメント」とともに必要に応じて選択科目として履修
可能である。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点：授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

〈評価の視点〉授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

〈授業期間、単位数、単位の実質化〉

1年間の授業を行う期間は、神戸松蔭女子学院大学学則第 6 条において、試験等の期間
を含め、原則として 35 週にわたるものと定め、授業期間に関する学年、学期、休業につい
ては学則第 4, 5, 7 条に定めている（資料 1-1）。

学生が履修すべき 124 単位の内訳の授業科目と単位数は、その学科ごとに科目区分を設
け、学則第 8, 9 条及び別表に定めている。授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45
時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該
授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して計算することを学則第 13 条
に定めている（資料 1-1）。

単位の実質化のために、シラバスに授業外における学習時間を記載することを必須とし
ている。授業担当者に対して大学設置基準を抜粋して示し、単位制度の趣旨に沿って授業
の形態によって異なる授業外学習時間を、具体的な授業外学習内容とともにシラバスに示
すことを求めている（資料 4-9）。

本学では、履修科目登録の上限設定に取り組んでおり、履修登録単位数の上限を 44 単
位（文学部及び心理学科、都市生活学科）もしくは 48 単位（食物栄養学科、子ども発達学
科、教育学科）としている。2019 年度入学生からは、さらに累積 GPA によって「履修登
録単位数の上限」を引き上げまたは引き下げとすることとした。すなわち、年度末の累積
GPA が 3.0 以上の場合は、翌年度の履修登録単位数の上限を 4 単位相当引き上げ、年度末
の累積 GPA が 1.0 未満の場合は、翌年度の履修登録単位数の上限を 4 単位相当引き下げ
た。ただし、卒業必要単位数に算入されない教職課程、司書養成課程、学芸員養成課程科
目を加えた履修登録単位数の上限は各年次 54 単位とすることを履修規程第 16 条に定め
るとともに履修ガイドに掲載している（資料 1-11 [p.28]、4-10）。履修登録単位数の上限の引
き上げまたは引き下げを適用することにより、学生の学修状況に、より適した履修となる

ことが期待される。

〈シラバスの作成と授業方法の確認〉

シラバスは、全学で統一された様式・要領で作成され、「到達目標」「授業外における学習」「評価基準と評価方法」等を明示し、その記載に沿った形で授業を行っている。シラバスに示す「授業計画」に基づいて各回の授業が展開されることを原則とし、主体的に授業外学習が行えるよう配慮している（資料 4-9）。提出されたシラバスは学科長、センター所長、研究科専攻代表がそれぞれの運営科目を、資格関連科目は教務部長が必要に応じて指摘・修正をおこなっている（資料 4-11、4-12）。また学期終了後の教員による自己点検・評価報告をもとに、学科長、センター所長、専攻代表、教務部長が授業の進行において問題点がなかったかどうかを点検している（資料 2-15【ウェブ】、4-13）。

〈学習支援ツールと授業外学習〉

学習管理システム（LMS：Learning Management System）として、松蔭 manaba（以下、manaba という）を利用しており、課題（小テスト、アンケート、レポート等）の提出や資料のダウンロードの他、同じ科目を履修している他学生とディスカッションやグループワーク等を行なうことができる。manaba の使い方については、学生向けには新入生オリエンテーションで説明し、教員向けには講習会を開催し、学習をする側と授ける側の双方への支援をおこなっている（資料 4-14、4-15）。特に 2020 年度、2021 年度はコロナ禍に対応するための遠隔授業において、manaba を各授業の入り口として遠隔授業を実施した。

授業外学習に関するものとしては、専任教員においてはオフィスアワーでの面談、シラバスに記載された連絡先メールアドレスでのメールのやりとり、manaba の個別指導システムを通して学生の質問に対応している。非常勤教員は授業の前後、または、メール、manaba の個別指導システムを用いて授業に関する質問に対応している。

授業外での語学の個別指導の場として、全学生を対象にイングリッシュ・アイランド、外国語応援サロンを整えている。イングリッシュ・アイランドには英語のネイティブ・スピーカーが待機しており、学生は自由に訪問して英語会話をすることができる（資料 4-16、4-17）。外国語応援サロンには、日本語を母語とする教員、アシスタント・インストラクター（AI）が待機し、語学学習の個別指導に当たっている。また、外国人留学生に対しては、同じ外国語応援サロンに日本語の時間帯を設け、学習の便宜を図っている（資料 4-18、4-19）。

日本語文章作成については、文章作成応援サロンを開設し、ティーチング・アシスタント（TA）を配置して授業でのレポート作成などについての個別指導を実施している（資料 4-20、4-21）。

〈アクティブ・ラーニング〉

学生の主体的な参加を促す授業としては、学科の教育内容によって差があるが、基礎演習、演習・ゼミ、卒業研究のほかに、実験・実習、学外実習、インターンシップ等が行われている。これらの授業方法に限らず、講義を含む多くの科目でアクティブ・ラーニング

要素を取り入れることを推奨しており、シラバスの授業方法欄に PBL（課題解決型授業）、反転授業、ディスカッション・ディベート、グループワーク、プレゼンテーションといったアクティブ・ラーニング要素の実施を記載することを重点取り組み項目としている（資料 4-9）。

2020 年に学長を中心とする教育改革プロジェクトを立ち上げて、高大接続改革と社会変動に対応した今後の教育の在り方を検討した。2020 年 3 月に教育改革プロジェクト答申をまとめ、教学委員会の承認を得て学内教職員に発表した（資料 2-9）。その答申において、「ゼミ形式を学びの基幹とする」とし、1 年次、3 年次、4 年次に加えて、2 年次に課題解決型、社会貢献的内容のゼミを置くことが望ましいとしている。英語学科では「国際プロジェクト演習 I A・B」、都市生活学科では「都市生活プロジェクト演習 A・B」「産学連携プロジェクト演習 A・B」、ファッション・ハウジングデザイン学科では「地域貢献デザイン演習 A・B」が 2 年次ゼミとして開講されている（資料 4-22、4-23、4-24、4-25）。また、答申において「全学共通科目におけるゼミ形式の授業、PBL 型授業の配置」といった方針を示し、その方針に沿って上述の全学共通科目 2022 年度入学生カリキュラムを編成した。

〈履修指導〉

履修登録については、履修登録要領を履修ガイドに示し、新入生オリエンテーション及び在学ガイダンスで履修ガイドを配布して説明している（資料 1-11 [pp.27-29]）。1 年生に対しては学年初めの新入生オリエンテーション時に履修指導を行い、後期開始直前には前期成績をクラス担任が返却して後期の履修登録確認及び変更について行っている（資料 4-26）。そして、新 2 年次の在学ガイダンスにおいて、1 年次の成績をもとに 2 年次の履修登録について個別指導を行っている（資料 4-27）。

〈1 授業あたりの学生数〉

授業科目一クラスあたりの学生数については、教学マネジメント会議において 4 年間分の全授業の受講者数、今年度の開講部門別の履修登録者数、開講部門別授業形態毎の受講者数平均を示す形で配布して点検し、次年度の開講授業科目数・クラス数設定の参考としている。2021 年度では、受講者数 30 名以下のクラスが全開講クラス数の 70% に達しており、授業形態別では、講義が 32.54 人、語学・演習が 18.09 人、実技・実験・実習が 22.02 人となっている（資料 4-28）。

〈大学院における年間スケジュール、履修登録、研究指導の内容・方法〉

大学院文学研究科の授業期間は、試験等の期間を含め、原則として 35 週にわたるものと大学院学則第 9 条に定め、授業期間に関する学年、学期、休業については大学院学則第 7, 8, 10 条に定めている（資料 1-1）。大学院の授業スケジュール、履修登録については大学院要覧に掲載しており、年度初めの新入生オリエンテーション及び在学ガイダンスで説明している。また、修了要件・単位履修方法、論文審査と学位認定の方法、論文審査基準については、専攻毎に大学院要覧に掲載し、年度初めの新入生オリエンテーション及び在学ガイダンスで説明している（資料 1-5 [p.46, pp.52-53, pp.60-61, pp.70-71] 【ウエ

ブ】)。研究指導については、英語学専攻、国語国文学専攻、言語科学専攻それぞれの「研究・学修指導に関するガイドライン」、心理学専攻は「学修指導・臨床訓練に関するガイドライン」に示している（資料 1-5 [pp.47-50、pp.53-54、pp.61-63、pp.71-72]【ウェブ】）。

〈コロナ禍における授業実施〉

2020 年度以降の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、授業期間及び授業形態の大きな変更があった。2020 年度は、授業開始を 4 月 8 日から 5 月 11 日に変更し、4 月初めから 5 月 10 日までは遠隔授業実施の準備期間とした（資料 4-29）。4 月 8 日と 9 日には授業担当者向けに本学の学習管理システムである松蔭 manaba の講習会を開催した（資料 4-30）。4 月 16 日に全教員と全学生に授業方針を発信し、授業開始日と終了日、13 週の授業期間で当初のシラバスに示している 15 回分の学修内容と学修時間を確保すること、学生の通信環境及び所有機器が一律ではないため学生全員が受講できることを最優先して遠隔授業では manaba を主要な手段とすること、遠隔授業においても双方向的やりとりを含むこと、学生側のインターネット接続状況の不具合も考えられることから出欠や締め切りについては柔軟に対応することなどを伝えた（資料 4-31、4-32）。

6 月には、学生全員に学修環境整備支援金を給付し、通信環境・機器の整備を依頼したことをふまえ、授業運営方針を一部改訂し、manaba に添付する資料の種類とサイズを拡大し、Web 会議システムを利用できるように変更した（資料 4-33）。それに伴い、Zoom のセットアップと利用マニュアルを教員と学生に配付した（資料 4-34）。教育効果の観点から対面授業が求められる実験・実習・実技科目については、学科から各科目担当者に対面授業が必須の回数を尋ね、教学マネジメント会議に諮り、対面授業の回数を決定し、土曜日もしくは補講期間に実施した。

2020 年度後期授業については、開始に先立ち Web 会議システムなどを用いた授業担当者の音声や映像による解説や学生とのやり取り、授業担当者の解説を動画にした資料添付などを推奨することを盛り込んだ授業実施方針を出した（資料 4-35、4-36）。また、遠隔授業のスキルアップを図るために教員対象の講習会を開催した。後期は対面授業と遠隔授業を同じ期間に並行して行うため、学生が遠隔授業を大学構内で受講できる教室の案内や学生が持ち込んだパソコン等の機器の Wi-Fi 接続、ヘッドセットの貸出し、Zoom 設定の相談などに対応するヘルプデスクを設置した。ヘルプデスクの対応状況は、学長、教務部長等に報告された（資料 4-37）。

2021 年度前期からは、対面授業を中心とし、一部遠隔授業を実施することとした（資料 4-38、4-39）。対面授業では、感染防止対策を徹底したうえで実施することに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により対面授業を欠席せざるを得ない学生に対してできるだけ、①Zoom を用いて対面授業を中継する、②Zoom を用いて対面授業（の一部）を録画もしくは録音し後日視聴できるようにする、③IC レコーダーを用いて対面授業（の一部）を録音し後日聴けるようにする、のいずれかをおこない、対面授業同様、学生が授業に参加できるようにし、学修を確認したうえで出席として扱うようにした。遠隔授業では、manaba を授業の出入りに用い、Zoom 等の Web 会議システムなどを用いるなど、授業担当者の音声や映像を含めた授業を実施するよう要請した。

〈各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり〉
シラバス作成は授業担当教員全員に義務づけられており、提出されたシラバスの「シラバスの作成」に示した項目の適切な記載、特に学位授与方針との整合性については、学科長、センター所長、研究科専攻代表がそれぞれの運営科目を、資格関連科目は教務部長が必要に応じて指摘・修正をおこなっている（資料 4-11、4-12）。

FD 委員会は、毎学期においてすべての授業科目で授業アンケートを実施しており、授業担当者による自己点検・評価票を学期終了後に提出させている（資料 2-14）。学部長、学科長、センター所長、専攻代表、教務部長はそれぞれの運営科目の自己点検・評価票全てを点検し、その結果を公式サイトで公表している（資料 2-15【ウェブ】）。さらに学生から教育改善委員を選出し、授業に関する意見を聴取する場として「授業について教育改善委員の意見を聞く会」を開催している。教育改善委員の意見は、学科長、センター所長、専攻代表、教務部長に示され、それら意見に対する回答と改善策をまとめて学内に公表している（資料 2-17【ウェブ】）。

FD 委員会は、授業内容、授業方法を改善して教育内容を向上させるために行う教員相互の授業公開を通して授業づくりの課題の共有や授業改善に向けた意見交換の機会となることを目的として毎年 FD WEEK を開催している（資料 4-40）。他の教員の授業を参観した教員は、閲覧・参観してためになったこと、学んだこと、印象的な事などのコメントを提出し、授業公開した教員にフィードバックされる。

FD 委員会は、授業担当者による自己点検・評価票、授業について教育改善委員の意見を聞く会などの意見と FD 委員会委員の意見を参考にして、授業担当者を対象とした FD 研修会を行っている。2021 年度はシラバスの到達目標の適切な設定とそれに基づく評価方法の工夫、ICT の導入による対面授業の活性化といった内容の研修が行われた（資料 2-18）。

授業科目一クラス当たりの学生数については、すでに示したように、教学マネジメント会議において 4 年間分の全授業の受講者数、今年度の開講部門別の履修登録者数、開講部門別授業形態毎の受講者数平均を示す形で配布して点検し、次年度の開講授業科目数・クラス数設定の参考としている。

FD 委員会で検討する教員による自己点検・評価の内容や形式、およびその結果については、全学内部質保証推進組織である教学委員会に報告され、点検されると共に必要に応じて改善が試みられる。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

〈評価の視点 1〉 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

単位認定については学則第 14 条、第 16 条、第 17 条において、成績評価基準を明示すること、原則として試験に合格した者に授与すること、試験は筆記試験だけでなく口述、論文、レポート、実技、作品提出など担当者が示した評価方針に従い適宜行うこととしている（資料 1-1）。授業科目の成績評価については学則第 21 条に、100 点をもって満点と

して 60 点以上を合格として、90 点以上を AA、80 点以上を A、70 点以上を B、60 点以上を C とすること、各授業科目の成績素点に対して、グレードポイントを与え、これに基づき成績の総合平均値グレードポイント・アベレージ (GPA) を算出し、学修結果を総合的に判断する指標として用いている (資料 1-1)。学生に対しては履修ガイドにおいて、単位認定、成績評価、GPA 制度を詳しく説明している、また、評価された成績について授業担当教員に質問がある場合は、定められた期間に成績質問票を教務課に提出すれば、授業担当者から回答が寄せられる成績質問制度について説明している (資料 1-11 [pp.33-36])。

大学院については、履修した科目の単位認定・評価は試験および平素の成績により行う、と大学院学則第 19 条に記している (資料 1-2)。100 点をもって満点として 60 点以上を合格する点は学部と同じであり、大学院要覧に記している (資料 1-5 [p.37] 【ウェブ】)。

他大学・短期大学等 (外国の大学を含む) での既修得科目および他の大学機関等で修得した科目の単位認定については、学則第 11 条、第 12 条、学生外国留学規程第 7 条、第 8 条、単位互換制度による学生の派遣に関する細則、単位互換制度による学生の受入に関する細則、大学院学則第 15 条、第 16 条に従って適切に単位認定している (資料 1-1、1-2、4-41、4-42)。認定科目、認定方法については毎年学科・専攻、教育センターで審議の上、教務委員会、教学委員会、教授会の審議を経て承認している。

学部・大学院ともに、授業担当教員に対しては、シラバスに成績評価基準と評価方法を記載するよう求めている。その際、筆記試験のみといった単一の方法ではなく複数の方法を併用すること、単一の方法の場合は複数回実施するよう求めている。また、成績評価方法のそれぞれが成績評価占める割合を%で示すこと、授業の到達目標のどの項目の達成度を測るものかを記載するよう求めている (資料 4-9)。学期末を迎える前には、100 点満点で 59 点以下が不合格となるよう成績評価を行うこと、授業担当者によって成績評価の基準に大きな差が出ることがないように中央値 75 点程度となるよう成績評価することを求めている。ただし、少人数クラスなど履修者に偏りがあると判断される場合はその限りではなく、成績入力時のコメント欄にその旨記すよう求めている (資料 4-43)。

各科目における GPA 分布、各学科の平均 GPA 分布は教務委員会で確認している。各学科の平均 GPA の分布は大学 Web サイトに掲載し本学学生・教職員に対して公開している (資料 4-44)。GPA 分布が正規分布に近いことから、全体としては偏った評価がされていないことがうかがえる。また、学期終了後、すべての開講科目の履修者数、成績分布、中央値の一覧表を教学委員会で点検するとともに、各学科・教育センターに示している。特に、AA 評価が 5 割を超える科目については、成績評価の基準を見直すか、または次年度のシラバス作成において到達目標の設定を再検討するよう授業担当者に要請し、適切な成績評価になるよう努めている (資料 4-45)。

〈評価の視点 2〉学位授与を適切に行うための措置

〈学部〉

卒業のために必要な単位数は学則第 9 条、卒業および学位については学則第 22 条、第 23 条および学位規程に定められている (資料 1-1、4-46)。学則および学位規程は学生便覧に明記し、学生に公表している。学科ごとに指定された科目区分の単位数を履修し、かつ

124 単位以上修得した者について、教授会の議を経て卒業認定が行われ、認定された者に学長が学位を授与する。

卒業必要単位数については、履修ガイドに科目区分ごとの必要単位数を学科毎に掲載して学生に周知している（資料 1-11 [p.61、p.75、p.86、p.119、p.125、p.133、p.143、p.157、p.179]）。また、履修登録完了後、学生は個人別時間割表を閲覧することができるが、科目区分ごとの卒業必要単位数、修得済単位数、登録単位数および卒業必要単位数からの過不足を示し、各学生が履修状況を正確に把握できるようにしている（資料 1-11 [pp.30-32]）。

卒業研究については、食物栄養学科以外の全学科で 4 年次の必修科目としていることから、全学共通の科目設定の指針を設けることとし、教学委員会での審議を経て全学的な取り組みとして実施している（資料 4-47）。その後 2020 年度実施状況を尋ねるアンケートを実施し、その結果を 2021 年 3 月の新年度説明会で教員にフィードバックした（資料 4-48）。

〈大学院〉

大学院の課程の修了および学位の授与については大学院学則第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条および大学院学位規程に定められている（資料 1-2、4-49）。学則および学位規程は大学院要覧に明記し、学生に公表している。課程に必要な年限以上在学して所定の単位を取得した者は、学位論文を提出し、審査を受けることができる。大学院学位規程に沿って審査委員会が論文審査と最終試験を行い、その結果を大学院委員会に報告する。大学院委員会は学位授与の可否を審議し議決する。学長は、大学院委員会の議決に基づき、所定の学位記を授与する。

学位論文については、修士課程の各専攻ごとに「論文審査と学位認定の方法」を定め、論文審査基準を定め大学院要覧に掲載している（資料 1-5 [p.46、p.53、p.61] 【ウェブ】）。博士課程の言語科学専攻では、「研究指導方法」「博士論文提出までの日程概要」「博士論文審査基準」として、論文審査の流れと認定の方法を大学院要覧に詳しく示している（資料 1-5 [p.70] 【ウェブ】）。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

〈評価の視点 1〉 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

〈評価の視点 2〉 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

〈直接評価〉

学習成果指標について、直接評価するものとして、大学全体では 1 年次と 3 年次におい

て、(株) ベネッセ i-キャリアのアセスメントテスト「GPS-Academic」を実施している。このアセスメントテストでは「思考力」「姿勢・態度」「経験」の3項目の測定に加え、入学時調査及び3年次の学生調査も目的としている。結果については学内で報告会を行っている(資料4-50)。

各学科の卒業研究は、学科の4年間の教育課程の総合的な成果として位置付けることができる。学科によっては論文試問や卒業研究発表会などの実施によって、4年間の学修の成果を測定している。

英語学科では3年次まで年1回、英語プロフェッショナル専修は4年次までTOEICの受験を義務づけている。学生一人ひとりが自らの英語力を自覚するとともに、今後の学修目標とするためである。例えば、セメスター留学および1年留学の際に、1年次席次上位10%以内でTOEIC500点以上の者には奨学金が追加給付される(資料4-51)。都市生活学科では、卒業研究に学位授与方針に沿ったルーブリックを作成し、専攻の教員の意見を集約して独自のルーブリックを開発した(資料4-52)。食物栄養学科では、一般社団法人全国栄養士施設協会が実施する栄養士実力認定試験を全員が受験し、さらに管理栄養士国家試験対策として複数回の外部模擬試験をすることで学生の学力を測るとともに、最終的には国家試験が学修成果を測る重要な評価指標となっている。教育学科では、教職免許取得が学修成果を測る重要な評価指標となっている。

大学院の教育成果は、学位の授与、研究発表で測定することができる。心理学専攻の臨床心理学コースの場合は臨床心理士ならびに公認心理師資格取得指定大学院であるため、その教育成果は臨床心理士、公認心理師の資格取得として示すことができる。

〈卒業時アンケート〉

卒業時アンケート調査についてはIR室が作成し学位記授与式の日を実施し、本学の教育に対する卒業生の評価を測定している(資料4-53)。調査結果によると、「あなたの選んだ学科・専攻での学びは希望通りでしたか」に対して、「強くそう思う」「かなりそう思う」の回答は93%であった。入学前と比べて身についたと思う力は、「学科や専攻分野の専門的知識」について「とても身についた」「ある程度身についた」は合わせて90%、同様に「情報を的確に処理し、論理的に思考する力」は86%、「自分の考えや意見をわかりやすく伝える力」は88%、「他者と協働し意思疎通を図りながら行動する力」は91%、「他者を思いやり、愛情をもって接する姿勢」は92%、「大学での学びを活かし、社会貢献を目指す姿勢」は89%であった。以上のことから、大学の学位授与の方針に沿った学びが達成できていると考えられる。

〈ルーブリック、ポートフォリオ〉

大学の学びへの導入の役割を果たす各学科の初年次教育科目(英語学科「Essential Study Skills A・B」、食物栄養学科「社会と健康基礎演習」、その他の学科は「基礎演習 A・B」)ならびに卒業研究について、全学共通の科目設定の指針を設けることとし、教学委員会での審議を経て全学的な取り組みとして実施している(資料4-47)。そのなかで初年次教育と卒業研究の成績評価での使用を想定し、参考となるルーブリックを学科に向けて配付している(資料4-54)。

2020 年度に初年次教育と卒業研究の評価について実施状況を尋ねるアンケートを実施し、その結果を 2021 年 3 月の新年度説明会で教員にフィードバックした（資料 4-48）。初年次教育科目については、全 7 学科で、シラバスに大学の教育方針に沿った共通の教育目標を含む到達目標を設定しており、都市生活学科とファッション・ハウジングデザイン学科の 2 学科では、初年次教育の成績評価としてルーブリックを独自に開発した（資料 4-55、4-56）が、5 学科は担当者間で成績評価の基準についての確認はしていたものの評価項目やルーブリックを作成していなかった。また、都市生活学科とファッション・ハウジングデザイン学科では、卒業研究の成績評価にルーブリックを用いている（資料 4-52、4-57）。そこで、2021 年度第 3 回 FD 研修会では、テーマを「ルーブリックを用いた評価」とし、初年次教育科目と「卒業研究」のルーブリックを全学科で作成するワークショップを行った。その成果をもとに、2022 年度からはこれら科目でルーブリックを用いた成績評価を始めることとした（資料 4-58）。

学習成果をポートフォリオとしてまとめる方法の開発を進めている。1～3 年生には manaba にアクティビティ・ログと「学科の学び」ふりかえりレポートの作成を求め、担任またはそれに相応した教員には学生一人一人に対するコメント記入を求めた。アクティビティ・ログは授業の履修以外に学内外で参加した・取り組んださまざまな活動や取得・受験した資格や検定の記録を入力するものである。「学科の学び」ふりかえりレポートは一年間の活動を振り返り、今年一年間の頑張りと足りなかった部分、また、来年度にむけた活動の計画などを入力するものである。これらは学科の教員やキャリアサポートに係る教職員が共有し、進路指導や就職指導の場面で活用する（資料 4-59、4-60）。学位授与の方針の到達度を授業の成績から可視化する方法については、IR 室で検討中であるが、ほぼ形が見えてきた（資料 4-61）。アクティビティ・ログと「学科の学び」ふりかえりレポート、学位授与の方針の到達度の可視化をポートフォリオとしてまとめていくことを 2022 年度学長アクションプランにおいて発表している（資料 1-22）。

〈評価の視点 3〉 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学習成果の把握及び評価については、中期ビジョンにおいて「2022 年度までの目標（2）学びの目標設定と学修成果の測定」として重要な取り組み項目とし、取り組み内容は教学委員会の審議を経て事業計画で示している（資料 1-19【ウェブ】）。卒業時アンケートについては教学委員会委員全員が委員に含まれる IR 室運営員会で作成した。ルーブリックの作成については FD 委員会において重要な取り組み項目とし、上述したように FD 研修会のテーマとしている。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
 評価の視点 2：学習成果の測定結果の適切な活用

〈評価の視点 1〉 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

〈評価の視点 2〉 学習成果の測定結果の適切な活用

教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行う組織として、本学では、教育課程の内容・実施・運営の管理、円滑な推進を所管する教務委員会と、教学に関わる中長期計画の策定や学部・大学院全体の教育課程の編成・実施、検証、評価等を審議する教学マネジメント会議がある。両委員会は、各学科・学部を横断する組織として設置されている（資料 2-6、4-62）。

各教育センター及び学科は、毎年、教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を点検した上でカリキュラム案を提出する。それらの案は、「教務委員会」で複数回にわたり審議され、「教学マネジメント会議」に提案される。そこでは、教育センター所長と学科長による説明の後、教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に照らしたカリキュラム編成になっていること、受講者数などの資料に基づく適切なクラス数であることを点検・評価し、次年度のカリキュラム案を決定している。また、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針ディプロマ・ポリシー自体についても確認が行われる。

上記の点検・評価を踏まえ、教務委員会、各教育センター所長、教職教育委員会、大学院委員会は、「学院創立 130 周年に向けた中期ビジョン（2019 年～2022 年度）」等実施状況確認票を毎年 2 月末までに作成し、自己点検・評価運営委員会に提出する。当該委員会では、教育課程について中期計画の進行状況が確認され、全学内部質保証推進組織である教学委員会に報告される仕組みになっている。

次に、点検・評価のための適切な根拠となる資料・情報としては、学生による授業評価アンケートを採用している。学生による授業評価アンケートは FD 委員会規程に基づき、FD 委員会により項目、実施方法、学生へのフィードバック方法、教員がアンケート結果を基にして行う自己点検・評価項目などが毎年検討・改善され実施されている（資料 2-7）。アンケートは 2020 年度からは、それまでの紙媒体での実施からウェブ回答による方法に変更され、前期・後期共に開講されている全科目を対象に実施されている。回収したアンケートは統計処理し、科目所属別の集計結果は「FD への取り組み」として大学公式サイトで公表している（資料 2-12【ウェブ】）。集計結果は科目ごとに授業担当教員に示され、その結果を参考に各教員が自己点検・評価票を作成・提出する。この作成を通して担当授業を振り返り、科目のディプロマ・ポリシー、カリキュラムマップ上の位置づけについて再確認しつつ、次年度に向けての改善策を立てることが求められている。学部長、学科長、センター所長、専攻代表、教務部長はそれぞれの運営科目の自己点検・評価票全てを点検し、部門の運営科目について自己点検・評価を行っている（資料 2-15【ウェブ】）。

さらに FD 委員会は、学生から教育改善委員を選出し「授業について教育改善委員の意見を聞く会」を開催している。教育改善委員の意見は、学科長、センター所長、専攻代表、教務部長に示され、それら意見に対する回答と改善策をまとめて学内に公表している（資料 2-17【ウェブ】）。また FD 委員会は、授業内容、授業方法を改善して教育内容を向上させるために行う教員相互の授業公開を通して授業づくりの課題の共有や授業改善に向けた意見交換の機会となることを目的として毎年 FD WEEK を開催している（資料 4-40）。他の教員の授業を参観した教員は、閲覧・参観してためになったこと、学んだこと、印象的な事などのコメントを提出し、授業公開した教員にフィードバックされる。

このような一連の検証を通して、各学科・教育センターが授業科目の適切性、体系的性、

履修順序性を、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラムマップに照らして年度ごとに見直している。見直されたカリキュラムは、教務委員会、教学マネジメント会議で精査し、大学全体の方針との整合性も併せて、その都度検証している。

4.2. 長所・特色

カリキュラムの運営に関して良い点を上げれば、カリキュラムの検証において次のとおり PDCA サイクルが機能していることである。

各学科・センターが授業科目の適切性、体系性、履修順序性を、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラムマップに照らして年度ごとに見直している。見直されたカリキュラムは、教務委員会、教学マネジメント会議で精査し、大学全体の方針との整合性も併せて、その都度検証している。さらに、カリキュラムの実施後に、FD 委員会を軸に、各科目についての科目担当教員による自己点検評価（ディプロマ・ポリシー及びカリキュラムマップに沿って提示された教育目標の達成状況について学生の授業評価アンケート等のデータをもとに自己評価）を取りまとめて学科長及びセンター所長が学科・センターとしての、学部長が学部としてのカリキュラムを点検し、改善点を挙げることにしている。

教育課程の長所として挙げることができるのは、自校の歴史、特色を学ぶ「神戸松蔭とキリスト教」を1年次必修科目として置き、全学生が履修することである。この授業では、学長が大学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの説明も行なっている。また、全学共通科目ではディプロマ・ポリシーに掲げる「地域・社会への貢献に対する感覚を身につける」ために、地元神戸の歴史・特徴・魅力を理解するための授業として「神戸研究総論」を開講している。本学の複数教員がそれぞれの専門の立場から神戸の特徴・魅力を講義するだけでなく、本学と連携協定を結ぶ神戸市立博物館の学芸員が複数回の講義を担当している。

また、情報セキュリティや情報倫理の知識に基づき情報を収集・分析する能力があらゆる分野で必要とされていることから情報系列科目を配置し、2021年度入学生より全学科で「情報リテラシーA・B」を1年次必修としている。さらに2022年度からはデータ理解と統計系列の科目を展開していく。

学士課程の授業科目一クラス当たりの学生数については、教学マネジメント会議において毎年点検し、少人数教育を実現している点も本学の長所である。2021年度では、受講者数30名以下のクラスが全開講クラス数の70%に達している。

授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置としては、コロナ禍において遠隔授業の入り口として学習管理システムのmanabaを使用することとし、授業資料の掲載も行うよう求めたことが長所として挙げられる。遠隔授業時に教員が様々なプラットフォームを用いることで起きる学生の混乱を防ぐとともに、対面授業においても授業資料のmanabaへの掲載や授業に関する情報発信をmanabaから行うよう求めたことで、授業外学習を含めてmanabaの利用が大きく進んだ。また、manabaの利用を徹底するために、新入生にmanabaの利用説明を行うとともに、非常勤を含む授業担当者にも利用講習会を行っている。

4.3. 問題点

全学共通科目においてもアクティブ・ラーニングによる授業への学生の主体的参加を進めているが、未だ講義形式の授業が多い。また、数理・データサイエンスのリテラシーが文系学生にとっても必要になっている中、この分野の授業の科目設定と学生の受講が進んでいない。これらの問題点を解決するため、教育改革プロジェクトの答申に基づき全学共通科目を 2022 年度入学生より改編していくことを決定した。全学共通科目の科目系列を「社会と人間」「キャリア」「コミュニケーション」「情報」「データ理解と統計」「現代の教養」へと変更し、ゼミ形式の授業、PBL (Project-Based Learning : 課題解決型学習) を取り入れた授業の配置を進め、数理・データサイエンスの基礎を学ぶ科目として 2021 年度より開講した「現代社会とデータ」「データ理解と統計」の受講者を増やしていく。

現在、教育成果、学習成果の把握・評価の多面的検証が進行中である。在学中の学修記録を通じた学修成果の可視化の手段として、学修ポートフォリオの整備が急がれる。本学のポートフォリオは現時点では学年ごとに学生本人が書く学修計画とその結果、学生生活全般の記録になっている。今後はディプロマ・ポリシーに沿った各学年の到達度、学生の授業と授業外での活動の記録、学生自身によるできるようになったことの記述をセットにし、キャリア形成の助けとなるようなポートフォリオ作成を行う。

授業評価アンケート、GPS-Academic (2020 年度入学生から 1 年次と 3 年次比較可能になる)、卒業時アンケート等のデータを IR 室が一元管理して多面的な分析を行うことにより、授業アンケートの教員自身による振り返りとは異なる視点による教育成果の問題点の抽出が期待され、教員へのフィードバックによる授業の改善・向上に向けた取組みにまで繋げられるが、IR 室による取り組みは始まったばかりである。今後加速度的に活動を展開させていく。

4.4. 全体のまとめ

本学（学士課程）全体、学部、学科、大学院研究科、専攻それぞれに、学生が修得することが求められる知識、技能、態度を記した学位授与の方針を定め、公表している。また、これら学位授与の方針に対応して、大学、学部、学科、研究科、専攻それぞれに教育課程の編成・実施方針を定め、公表している。

大学の教育課程は主に全学共通科目、外国語科目、専門教育科目から構成している。全学共通科目では自校の歴史、特色の説明を行う「神戸松蔭とキリスト教」などを配している。外国語科目は、外国語習得を掲げる大学の学位授与の方針に基づき、すべての学科が外国語を必修としている。どの外国語についても、読む・書く・聞く・話すの 4 技能を学べる内容としている。専門教育科目は、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて体系的に編成しているが、すべての学科で、大学教育の基礎を学ぶ「基礎演習」など初年次教育科目を開講している。

これら教育課程について、全学共通科目・外国語科目のカリキュラムマップ、各学科・専攻の専門教育科目のカリキュラムマップとツリーによって学位授与の方針と教育課程の整合性を明示し、科目の体系性を理解できるようにしている。

大学院文学研究科は、各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づき体系的、順次性のある教育課程を構成し、「研究・学修指導に関するガイドライン」または「学修指導・臨床訓練に関するガイドライン」に沿った研究指導を行っている。

単位の実質化のために、シラバスに授業時間外の学習時間を記載することを必須としている。学習管理システム松蔭 manaba を授業資料掲示、課題の設定、個別指導で使用するよう授業担当者に求め、授業外の個別指導のために外国語応援サロンなどを設けて授業時間外学習を促している。FD 委員会は、授業内容、授業方法を改善して教育内容を向上させるために、学生による授業評価アンケート、FD WEEK、教育改善委員の意見を聞く会などの取り組みを行っている。

学部・大学院ともに、提出されたシラバスの「シラバスの作成」に示した項目の適切な記載、学位授与方針との整合性について、科目運営部門が点検し、必要に応じて指摘・修正を行っている。成績評価については、成績評価方法のそれぞれが成績評価に占める割合を%で示すこと、授業の到達目標のどの項目の達成度を測るものかを記載するよう求めている。学期終了後、すべての開講科目の履修者数、成績分布、中央値の一覧表を教学委員会で点検するとともに、各学科・教育センターに示し、必要に応じて、成績評価の基準を見直すか、または次年度のシラバス作成において到達目標の設定を再検討するよう要請し、適切な成績評価になるよう努めている。

学生の学習成果の把握及び評価については、各学科の教育内容に応じた外部試験や資格取得の結果とともに、姿勢・態度、自己管理、対人関係などを測定するアセスメントテストを利用している。また、卒業時アンケート調査において、学科や専攻分野の専門的知識、学位授与の方針で示している項目が身についたかを質問し、その結果を公表している。また、すでに行っているアクティビティ・ログと「学科の学び」ふりかえりレポートに、学位授与の方針の到達度の可視化を加えてポートフォリオとしていくことを進めている。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、各教育センター及び学科によるカリキュラム案を、教務委員会での検討を経て教学マネジメント会議で、教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に照らしたカリキュラム編成になっていること、受講者数などの資料に基づく適切なクラス数であることを点検・評価している。また、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針自体についても確認も行っている。自己点検・評価運営委員会は、中期ビジョン等実施状況確認票から教育課程の進行状況を確認し、全学内部質保証推進組織である教学委員会に報告する仕組みになっている。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・ 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・ 入学希望者に求める水準等の判定方法

〈評価の視点1〉学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

(1) 大学全体

本学の学生受け入れ方針（以下、アドミッション・ポリシー）は下記のとおりである。本ポリシーは、本学公式サイト、大学ポートレート、学生便覧、入学試験要項に明示している（資料1-4、1-12【ウェブ】、5-1【ウェブ】、5-2【ウェブ】）。

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

本学へ入学する学生には、次の資質をもっていることを期待する。

① 知識・技能

固定した知識の習得のみに関心を示すのではなく、純真な好奇心をもって、積極的に物事に取り組み、学んでいくことができる基礎的な学力をもつこと。

② 思考力・判断力・表現力

現在、未完成な面があっても、入学後に、自ら課題を発見し、柔軟な判断力をもって解決にあたり、成果を他人に伝える表現力を伸ばすことに意欲をもつこと。

③ 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度

キリスト教の愛の精神に理解を示し、学生である期間を、自らを向上させることのみを使うのではなく、積極的に周りの人々と関わり強調していく心をもつこと。

(2) 文学部

文学部のアドミッション・ポリシーは下記のとおりである。学部のポリシーは本学公式サイトや大学ポートレートで公表し、学生便覧で明示している（資料1-4、1-12【ウェブ】、5-3【ウェブ】）。また、各学科のポリシーは、本学公式サイトで公表し、履修ガイド、入学試験要項に明示している（資料1-11 [p.61、pp.74-75、p.86]、5-2【ウェブ】）。

文学部 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

文学部へ入学する学生には、次の資質をもっていることを期待する。

① 知識・技能

母語および外国語のコミュニケーションにおいて、情報を的確に理解・判断し、正確でかつ説得力のある形で発信できる基礎的な言語能力をもつこと。

② 思考力・判断力・表現力

母語および外国語、また自国の文化と世界の文化を学ぶことを通して、人間の言語・

文化・歴史の成り立ちを探求することに関心を持ち、そのための知識の習得、課題解決に意欲をもつこと。

③ 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度

人間関係におけることばの力に関心を持ち、その力を駆使した他者との協働により社会に積極的に貢献していこうとする意欲を持つこと。

<英語学科>

英語学科に入学する学生には、次の資質をもっていることを期待する。

- ① 母語および英語のコミュニケーションにおいて、情報を的確に理解・判断し、正確でかつ説得力のある形で発信できる基礎的な言語能力をもつこと。
- ② 母語および英語、また自国の文化と英語圏の文化を学ぶことを通じて、人間の言語・文化・歴史の成り立ちを探求することに関心を持ち、そのための知識の習得、課題解決に意欲をもつこと。
- ③ 人間関係におけることばの力に関心を持ち、その力を駆使した他者との協働により社会に積極的に貢献していこうとする強い意欲をもつこと。

<日本語日本文化学科>

日本語日本文化学科に入学する学生には、次の資質をもっていることを期待する。

- ① 情報を的確に理解・判断し、正確でかつ説得力のある形で発できる基礎的な言語能力を、特に日本語についてもつこと。
- ② 日本語および日本文化（文化・メディア・演劇）全般に対して関心があり、そのための知識の習得、課題解決に粘り強く取り組む意欲をもつこと。
- ③ 人間関係におけることばの力、コミュニケーションに関心を持ち、その力を駆使して社会に積極的に貢献していこうとする志を持つこと。

(3) 人間科学部

人間科学部のアドミッション・ポリシーは下記のとおりである。学部のポリシーは本学公式サイトや大学ポートレートで公表し、学生便覧で明示している（資料 1-4、1-12【ウェブ】、5-4【ウェブ】）。また、各学科のポリシーは、本学公式サイトで公表し、履修ガイド、入学試験要項に明示している（資料 1-11 [p.118、p.124、p.133、p.142、p.157]、5-2【ウェブ】）。

人間科学部 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

人間科学部に入学する学生には、次の資質をもっていることを期待する。

① 知識・技能

普段の日常生価値で生じる心の問題や暮らし方に関する様々な出来事への疑問を抱き、その解決に向けて関連する情報や知識を自分自身で調べてみようとする探求心をもつこと。

② 思考力・判断力・表現力

よりよい生活の実現を目指す複合的な人間諸科学の学びを通じて、ありふれた観念や現実にとらわれず思考する力、視野を広げて前向きに判断できる力、想像力に支えられた個性的な表現力を向上させようとする意欲をもつこと。

③ 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度

公共心を高め、思いやりや基本的なマナーを磨き、他者との協働により社会に積極的に貢献していこうとする意欲をもつこと。

<心理学科>

心理学科に入学する学生には、次の資質をもっていることを期待する。

- ① 自己や他者の心の働き、心の問題の解決に関心をもち、主体的に学んでいくための基礎的な知識をもつこと。
- ② 自ら課題を見出し、柔軟な思考力・判断力をもってその解決を目指し、自らの考えを他者に伝える表現力を身につけようとする意欲をもつこと。
- ③ 他者と積極的に関わり、協働して社会に貢献しようとする高い目的意識をもつこと。

<都市生活学科>

都市生活学科に入学する学生には、次の資質をもっていることを期待する。

- ① 市民性を養うため、幅広い教養と批判的に考える基礎的な知識・技能を身につけている
- ② 生活を科学的にとらえ、時代や社会の変化に伴い変化する地域生活を女性の視点でとらえること。
- ③ キリスト教の愛の精神に理解を示し、他者と協働しつつ、質の高い生活を実践できること。

<食物栄養学科>

食物栄養学科に入学する学生には、次の資質をもっていることを期待する。

- ① 食品学・栄養学・医学・生理学などの自然科学系科目を学ぶために、化学や生物の基礎的な知識をもつ学生である。
- ② 大学での学びにおいて管理栄養士に求められる技能として、プレゼンテーションおよびコミュニケーション能力を身につけ、これらの能力の基礎となる論理的思考力、理解力をもつこと。
- ③ 食べ物や食行動に関心を持ち、将来、個人や集団（地域）の健康に維持・増進を食生活から支えることに意欲をもつこと。

<ファッション・ハウジングデザイン学科>

ファッション・ハウジングデザイン学科に入学する学生には、次の資質をもっていることを期待する。

- ① 日常生活のなかで、身近なファッションや住まいあるいはそれらのデザインに関して興味をもち、その創作技法を修得するための基礎的な知識をもつこと。
- ② よりよい生活の在り方に関して、広い視野から柔軟な思考や判断ができ、豊かな想像力と表現力を磨くことに意欲をもつこと。
- ③ ファッションや住まい・インテリアの学びから、他者と協働し、社会の発展のために積極的に関与することができる。

(4) 教育学部

教育学部のアドミッション・ポリシーは下記のとおりである。学部のポリシーは本学公

式サイトや大学ポートレートで公表し、学生便覧で明示している（資料 1-4、1-12【ウェブ】、5-5【ウェブ】）。また、各学科のポリシーは、本学公式サイトで公表し、履修ガイド、入学試験要項に明示している（資料 1-11 [p.179]、5-2【ウェブ】）。

教育学部 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

教育学部に入学する学生には、次の資質をもっていることを期待する。

① 知識・技能

社会や地域への好奇心をもち、教育の課題に積極的に取り組み学んでいくことができる基礎的な学力をもつこと。

② 思考力・判断力・表現力

人や社会について考えていこうとする姿勢、自身の課題を改善していく謙虚な判断力、知りえた成果を人に伝えようとする姿勢をもつこと。

③ 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度

他者への愛情と子供を取り巻く環境と社会への関心をもち、積極的に社会に貢献しようとする志をもつこと。

<教育学科>

教育学科に入学する学生には、次の資質をもっていることを期待する。

① 教育に関わる学びの基礎となる知識と、必要な情報を見出すことのできる文章読解力をもつこと。

② 子どもの成長・発達に加えて、子どもを取り巻く環境と社会に関心をもち、子どもおよび教育・保育に関わる問題について、専門的な知識・技能を求めて自ら学び考え、人に伝えようとする姿勢をもつこと。

③ 教育・保育への関心をもちながら、コミュニケーション能力を生かして人と協働し、積極的に社会に貢献しようとする志をもつことを期待する。

(5) 文学研究科

文学研究科のアドミッション・ポリシーは下記のとおりであり、本学公式サイト、大学ポートレート、大学院要覧、大学院学生募集要項で公表している（資料 1-5【ウェブ】、1-16【ウェブ】、5-6【ウェブ】、5-7【ウェブ】）。

文学研究科 学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

神戸松蔭女子学院大学大学院は、次のような人が入学を志望することを期待する。

① 知識・技能

- ・ 各専攻の教育研究の目的を理解し、専門分野の研究を遂行するのに適した知識・学力の基礎を有し、さらに深い学識と高い研究能力・実践力を養う意欲を持つ人。

② 思考力・判断力・表現力

- ・ 各専攻分野において自ら問題点と課題を発見し、先行研究を含む多角的な観点からの判断力をもって解決にあたり、自らの知見を妥当な論理性をもって積極的に発表する表現力を持つ人。

③ 態度・志向性

- ・ 研究の世界には多様な考え方があることを認識し、自分にとって未知の概念や思考

法を学び吸収することに積極的な姿勢を持つ人。

- ・ 自分が専攻しようとしている研究分野が人間の世界の中でどのような意味を持ち、どのように位置づけられるかを意識する、広い視野を持つ人。

<英語学専攻>

英語学専攻は、次のような人材が入学することを期待する。

① 言語への関心・知識・技能

- ・ 英語をはじめ、語学力の向上に意欲を持ち、専門分野の研究を遂行するのに適した基礎学力を有している人。
- ・ 英語をはじめ、言語の性質や働き、外国語の教育や子どもの言語習得に関心を持っている人。

② 思考力・判断力・表現力

- ・ 英語学専攻の分野において、自ら問題点と課題を発見し、先行研究を様々な観点から判断し解決に取り組む人。
- ・ 異文化間のコミュニケーション、相互理解を含み、国際的な場面で自分の考えを表現することに意欲と関心を持つ人。

③ 態度・志向性

- ・ 研究分野における多様な考えの存在を認識し、その積極的な摂取に貪欲でありつつ、研究者・教育者としての社会的責任に自覚的であるような人。
- ・ 英語学専攻で学ぶことが社会の中でどのような意味を持ち、どのように位置づけられるかを意識し、英語という言語に対し好奇心を持ち続けることができ、ねばり強く取り組むことができる人。

<国語国文学専攻>

国語国文学専攻は、次のような人が入学志望することを期待する。

① 知識・技能

- ・ 国語国文学専攻の教育研究の目的を理解し、日本語学・日本文学の研究を遂行するのに適した基礎学力を有している人。
- ・ 高度な学識と専門分野での研究能力・実践力を養う強い探究心と学修意欲を有している人。

② 思考力・判断力・表現力

- ・ 広い視野に立ち、自ら問題点と課題を発見し、先行研究を含む多角的な観点からの判断力を持って解決にあたる人。
- ・ 自らの知見を創造的な思考と妥当な論理性を持って積極的に発表する表現力を持つ人。

③ 態度・志向性

- ・ 広い視野を持って学び吸収することに不断の努力を惜しまない積極的な姿勢を持ち、研究者、教育者として社会に貢献することを目指している人。
- ・ 国語国文学専攻で学ぶことが社会の中でどのような意味を持ち、どのように位置づけられるかを意識し、世界に向けて日本語、日本文学、日本文化を発信しようとする意欲のある人。

＜心理学専攻－臨床心理学コース＞

心理学専攻は、次のような人が入学志望することを期待する。

① 知識・技能

- ・ 専門課程における学習や訓練を遂行するための臨床心理学の基礎的な知識、学力を有し、心理臨床の専門家および研究者として必要な深い学識と高い研究能力・実践力を養う意欲を持つ人。

② 思考力・判断力・表現力

- ・ 心理臨床の専門家および研究者としての視点から、自ら問題点と課題を発見し、先行研究を含む多角的な観点からの判断力をもって解決にあたる人。
- ・ 自らの知見を妥当な論理性をもって積極的に発表する表現力を持つ人。

③ 態度・志向性

- ・ 対人援助において不可欠である倫理観を備え、心理臨床の専門家として他職種と協働できる社会性を有する人。
- ・ 心理臨床の専門家および研究者として社会に貢献するという強い目的意識を持つ人。

ここまで示したアドミッション・ポリシーは、大学モットーや教育理念、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーなどとの一体性、整合性が持てるように適切に設定されており、社会に公表されている。アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと合わせて教学マネジメント会議で点検を行っている（資料2-6）。

〈評価の視点2〉 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

・ 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

・ 入学希望者に求める水準等の判定方法

本学のアドミッション・ポリシーには、大学全体においてもそれぞれの学部・学科、文学研究科専攻においても、必要とされる能力に言及したものとなっている。例えば、大学全体においては「本学が期待する入学生は、固定的な知識の習得のみに関心を示すのではなく、純真な好奇心を持ち、積極的に物事に取り組み、学んでいくことができる基礎的な学力をもつ学生である」としており、基礎的な学力だけではなく、学び続けていく姿勢について言及したものとなっている。

各学部学科においても、例えば、文学部では「母語および外国語でのコミュニケーションにおいて、情報を的確に理解・判断し、正確でかつ説得力のある発信ができる基礎的な言語能力をもつ学生である」としており、基礎的な言語能力を求めている。

入試制度は、それぞれアドミッション・ポリシーに沿った形で必要な学習歴、学力水準、能力等について適切に判定できるように、さまざまな形で入学者選抜ができるように適切に設定されている（資料5-2、5-7）。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

| |
|--|
| 評価の視点1： 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 |
| 評価の視点2： 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供 |
| 評価の視点3： 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 |
| 評価の視点4： 公正な入学者選抜の実施 |
| 評価の視点5： 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 |

〈評価の視点1〉 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

(1) 学士課程の学生募集及び入学者選抜

① 学生募集方法

学生の募集活動に際しては、本学での学び、並びに本学での学生生活の意義を受験生が自分自身で判断できるよう、受験雑誌、公共のメディア、ウェブサイト、ソーシャルネットワークワーキングサービス（以下、SNS）などの多くの広報媒体を活用するとともに、オープンキャンパスを開催して教員のみならず本学の学生と交流の機会を設け、受験生が学生生活の様子を直接肌で感じられるような場を提供している（資料5-8【ウェブ】）。また、本学が作成する「大学案内（パンフレット）」の配布によって正確できめ細かな情報の提供に努めている（資料1-14）。

2020年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から、オープンキャンパスは7月までの開催は中止とし、8月より来場者数を制限し内容も縮小しての開催となった。それらの代替策として、ウェブ上でオープンキャンパスを開催しその内容を発信、また、オンライン上での相談会を開催するなどに対応した。なお、ウェブ・オープンキャンパスは現在も活用されている（資料5-9【ウェブ】）。

② 入学者選抜の適切性

各試験の立案・運営に関しては、学長を議長とする入試総務委員会（構成員：学長、副学長（2名全員）、入試部長、事務局長、入試・広報課長）が審議し、その結果を教授会へ報告・提案する（資料5-10）。

この委員会の統括のもとに、問題出題・面接・問題印刷・試験室監督・資料・事務渉外・設備・掲示・誘導・監視等の各委員を試験ごとに配置し、試験が実施されている。合否判定データは面接などを含めたすべての入学試験結果を数値化して作成し、これをもとに合否判定案を入試総務委員会で作成する。これを教授会が審議し、審議結果をもとに学長が決定する。

合否に関わる情報として、試験区分ごとに平均点・最高点・最低点、さらに合格者人数、倍率などを公表している（資料5-11【ウェブ】）。なお、入学試験に出題する問題は、複数の出題委員によって精査し、各科目間の平均点が大きく離れないよう留意している。また、受験生から成績に関する問い合わせがあった場合、成績開示を速やかに行い、選抜に関する透明性を確保している（資料5-12【ウェブ】）。

学生募集は、高校生が主たる対象であるが、本学で学ぶ志を持った社会人も視野に入れている。2022年度入試では、表5-1に示す12種類の入学試験を実施しており、学校推薦型選抜（指定校入試）、本学院併設校からの松蔭高校生特別推薦選考を除いて入学試験要項

に公表している（資料 5-2【ウェブ】）。また、他大学、短期大学の学生及び卒業生を対象に、大学 3 年次編入学試験を実施している。

表 5-1 入学試験制度

| |
|--|
| 入学試験 総合型選抜（AO 入試） 学校推薦型選抜 A 日程・B 日程・C 日程 学校推薦型選抜（指定校入試） 松蔭高校生特別推薦選考 一般選抜 A 日程・B 日程・C 日程 大学入学共通テスト利用入試 A・B・C 大学入学共通テストプラス入試 A・B 帰国子女特別入学試験 外国人留学生特別入学試験 海外指定校特別推薦入学 スポーツ優秀者推薦選考 社会人特別入学試験 |
| 編入学試験 大学 3 年次編入学試験 社会人特別編入学試験 |

総合型選抜（AO 入試）では、出身高校での成績基準は設けず、将来の夢や目標を実現するために本学で積極的に学びたいという強い意欲を、活動経歴書、課題シート、面接（口頭試問）で確認して選考している（資料 5-13【ウェブ】）。課題シートでは、志望学科のアドミッション・ポリシーを熟読した上で、入学後の抱負について述べることを求めている。

学校推薦型選抜（旧公募制推薦入学試験）では、専願受験と併願受験が可能で、複数回の入試を本学試験場に加えて学外試験場を設けて実施している。2022 年度入試では、A 日程、B 日程、C 日程の 3 回の入学試験を行い、A 日程、B 日程では本学会場に加え、学外試験場として姫路、岡山、高松の 3 会場を設けた。各日程とも 2 教科の入学試験とし、各学科のアドミッション・ポリシーを考慮した出題科目・出題範囲及び配点としている。各日程ともに、合否判定では基礎学力試験に加えて高校での成績（調査書）を考慮した判定を行っている（資料 5-2【ウェブ】）。

学校推薦型選抜(指定校入試)は「入試に関する規程」の「3. 学校推薦型選抜に関する規程」に基づいて実施している（資料 5-14）。各高校の推薦基準を満たし、学校長からの推薦のあった志願者について、面接（口頭試問）を行い、アドミッション・ポリシーに即した意欲・態度について評価して入学を許可している。指定校の選定および求める成績基準は、「3. 学校推薦型選抜に関する規程」に基づき毎年度見直しを実施している（資料 5-14）。

本学院併設校の学生を対象とした入試である松蔭高校生特別推薦選考については、「入試に関する規程」の「1. 松蔭高校生特別推薦選考に関する規程」で選考方法などを詳細に定め、その規定に沿って厳格に実施している（資料 5-14）。基礎学力試験（学校推薦型選抜 A 日程）の科目と配点は、各学科のアドミッション・ポリシーを考慮した上で決定して

いる。

一般選抜では、複数回の入試を本学試験場に加えて学外試験場を設けて実施している。2022 年度入試では、A 日程、B 日程、C 日程の 3 回で、A 日程では本学会場に加え、学外試験場として大阪、姫路、福山、高松の 4 会場を設けて受験生が受験しやすいような体制を整えている。各日程とも 2 教科の入学試験とし、各学科の特徴を考慮した出題科目・出題範囲及び配点としている。これらの試験では、高校の成績は考慮されず、各学科のアドミッション・ポリシーを反映した学力試験という位置付けとなっている。また、英語学科と日本語日本文化学科で傾斜型の配点を採用し、学科の特徴に合わせた学生の確保に努めている（資料 5-2【ウェブ】）。

大学入学共通テストの結果により判定する大学入学共通テスト利用入試、一般選抜入試と大学入学共通テスト利用入試両方を出願し両方の結果による判定する大学入学テストプラス入試は、「入試に関する規程」の「4. 一般選抜に関する規程」に沿って実施している（資料 5-14）。各学科のアドミッション・ポリシーを考慮した出題科目・出題範囲及び配点としている（資料 5-2【ウェブ】）。

帰国子女特別入学試験は、「入試に関する規程」の「5. 特別入学試験に関する規程」に沿って実施している（資料 5-14）。外国で学んだ子女で本学の条件を満たすものを対象とし、学校推薦型選抜 B 日程の試験成績・面接・書類審査により判定を行っている（資料 5-15【ウェブ】）。

外国人留学生特別入学試験では、日本留学試験または日本語能力試験（JLPT）を受験し、所定の成績を取得することを出願の条件とし、課題作文・面接・書類審査により判定を行っている（資料 5-16【ウェブ】）。

海外指定校特別推薦入学試験は、「入試に関する規程」の「8. 海外指定校特別推薦入学に関する規程」に沿って実施している（資料 5-14）。協定を結ぶ日本国外の高等学校の推薦基準を満たし、かつ、日本留学試験または日本語能力試験（JLPT）を受験し、所定の成績を取得することを出願の条件とし、面接・書類審査により判定を行っている。

スポーツ優秀者推薦選考は「入試に関する規程」の「3. 学校推薦型選抜に関する規程」に沿って実施している（資料 5-14）。本学が指定する 4 種類のスポーツ種目において所定の成績を収め、かつ、高等学校長からの推薦をもつことを出願条件とし、面接（口頭試問）と書類審査、課題作文により判定を行っている。なお、求める学力水準と学ぶ姿勢をより適正に判定するために入試総務委員会での検討を経て、2021 年度入試より課題作文を課す形に判定内容を変更した。

社会人特別入学試験は、「入試に関する規程」の「5. 特別入学試験に関する規程」に沿って実施している（資料 5-14）。学校推薦型選抜 B 日程もしくは一般選抜 B 日程の入学試験成績と面接により判定を行っている（資料 5-17【ウェブ】）。

本学は学則第 31 条に基づき、大学 3 年次への編入学試験を行っている（資料 1-1）。選考は、書類審査と面接に加えて、志望学科のアドミッション・ポリシーを反映した筆記試験を課している（資料 5-18【ウェブ】）。本学では 3 年次編入での試験として、これに加えて社会人特別編入学試験を実施し、課題作文と面接によって可否を判定している。出願条件は、短期大学（旧制の専門学校を含む）を卒業、または大学に 2 年以上在籍し 62 単位以上修得したものである（資料 5-19【ウェブ】）。出願前にあらかじめ学科教員と教務課員

が面談を行い、入試や学びの説明を行うことで受験生の求める学びの内容と本学のカリキュラムが合致しているかどうかを丁寧に確認している。なお、編入学試験を審議する入試総務委員会では、通常のメンバーに加えて教務部長、学部長、学科長、教務課長も加わり、さまざまな角度から審議される体制となっている。

アドミッション・ポリシーに基づいた出題科目及び配点の例としては、英語学科英語プロフェッショナル専修では、入学後に高い英語力を必要とするため、学校推薦型選抜(指定校入試)の出願に求められる「高校での英語の成績」を高く設定するなど、アドミッション・ポリシーとの整合性を図っている。また、英語学科では、所定の CEFR のレベルにより加点を行っている。また、食物栄養学科では、アドミッション・ポリシーにて理科の知識を求めているため、総合型選抜(AO入試)、外国人留学生特別入学試験、海外指定校特別推薦入学試験、スポーツ優秀者特別推薦選考を実施しない。また、学校推薦型選抜(指定校入試)、学校推薦型選抜C日程では、高校での理科の成績を重視している。

(2) 文学研究科の学生募集及び入学者選抜

アドミッション・ポリシーに基づき、英語学専攻(5名)、国語国文学専攻(5名)、心理学専攻(10名)で、それぞれで募集・選抜を行っている。毎年6月に各専攻の入学者選抜実施方法を大学院委員会において審議・決定し、本学公式サイトで大学院学生募集要項として公開している(資料5-7【ウェブ】)。選抜方法は、一般選抜だけでなく、社会人特別選抜、外国人留学生、それぞれにふさわしい出願資格と選抜方法を設定して異なる募集要項を公開しており、幅広く門戸を開いている(資料5-7【ウェブ】、5-20【ウェブ】)。英語学専攻ではさらに(国外在住)外国人留学生特別選抜を実施している(資料5-21【ウェブ】)。学部オープンキャンパスにおいて、大学院要覧など大学院の資料を配布すると同時に、大学院進学に関する相談コーナーを設けている。

入学者選抜試験は秋入試(9月)と春入試(2月)の年2回実施している。選抜試験については、専門科目、外国語、口頭試問の点数配分をあらかじめ決めており、筆記試験採点、口頭試問ともに各専攻とも複数の教員が実施している。入試実施後の大学院委員会において、各専攻からの合否判定案を審議し合格者を決定している(資料5-22)。

以上のように、学生の受け入れ方針に基づいて、学生募集方法及び入学者選抜制度は適切に設定され、本学の規程に沿って厳密に実施されている。

〈評価の視点2〉授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

学費および、入学手続き時に納入する「入学手続き納付金」については、入学試験要項に明示するとともに、大学公式サイトにおいても入試情報のサイトにて公表している(資料5-2【ウェブ】、5-23【ウェブ】)。

また、経済的支援としての奨学金については、「夢・未来サポート特待生奨学金制度」があり、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用入試の特定の日程を受験し、定められた成績に達した合格者に、最大で年間授業料相当額給付する。入学後も成績基準を満たせば4年間給付される。総合型選抜(AO入試)合格者など、上記対象試験以前に合格が決まっている場合でも、一般選抜の該当試験を受験して所定の成績に達することで

奨学金給付を受けられる「夢サポチャレンジ制度」も実施されている。この他にも、姉妹等が同時に本学に在学する場合に給付する「姉妹等奨学金制度」、新型コロナウイルス感染症の影響で経済状況が悪化していることを考慮して期間限定で実施している「新型コロナウイルス感染症対策奨学金制度」などがある。これら奨学金制度は、入学試験要項の「新入生対象の奨学金制度」と大学公式サイトに掲載し、公表している（資料 5-2【ウェブ】、5-14【ウェブ】、5-24【ウェブ】、5-25【ウェブ】）。

〈評価の視点 3〉 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

本学の入学者選抜実施のための体制としては、アドミッション・ポリシーに基づく、適切な入試制度の設計について入試総務委員会で検討し、入試・広報課が入学試験を所管する。入試総務委員会には、入試部長、入試課長の他、学長、副学長（2名全員）、事務局長が含まれており、本学の理念・目的およびアドミッション・ポリシーに沿った運営が行われているのかについて点検できる体制となっており、入試総務委員会規程によって役割と責任が明示されている（資料 5-10）。

入試総務委員会の所管事項

- (1) 入学者選抜の方策、準備運営の方針に関する事項
- (2) 入試各委員（入試業務分担）の編成・立案
- (3) 合格者判定案の作成・確認
- (4) 学生募集の方策に関する事項
- (5) その他入試全般に関し必要な事項

また、入試総務委員である学長と副学長 2 名は、毎年組織される入試問題部会が作成したすべての入試問題を点検し、本学の理念・目的およびアドミッション・ポリシーに沿ったものとなっているのかについて、作成された問題の適切性、正確性とともに入検している。

〈評価の視点 4〉 公正な入学者選抜の実施

公正な入学者選抜を実施するために、入試問題が漏洩しないよう、問題作成段階から印刷過程、運搬に至るまで厳重に管理されている。入試問題は全て複数人が作成に関わり、入試問題案の作成に関わっていない者がチェックした後に完成としている。解答案及び配点のチェックも複数人が行っている。面接・口頭試問による選考を実施する場合も、必ず複数人が面接を行い、評価結果を数量化している。

入学試験の実施については、手続きが入試会場によって異なることのないように手続きはすべてマニュアル化され、教職員で共有されている（資料 5-26）。さらに試験中は、複数名の教員と職員からなる担当者によって厳格に管理されており、不正行為を防止できる体制をとっており、適切に運営されている。なお、毎回の試験における担当者の配置については、入試総務委員会において適切性を点検している（資料 5-27）。

また、成績開示について申請できる制度を設定しており、申請の方法は大学公式サイト及び入学試験要項に明示し、公平性を保持している（資料 5-2【ウェブ】、5-12【ウェブ】）。

〈評価の視点 5〉 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

病気・負傷や障がい等のある入学志願者の受験については、申し出にもとづいてあらかじめ事情を伺い、合理的配慮の必要性について検討することになっており、入学試験要項の「受験に関する注意」の項に明示している（資料 5-2【ウェブ】）。これまでに、弱視の受験生に試験時間延長・拡大問題冊子の使用、難聴の受験者に監督者の説明内容を文字でも伝えるなどの配慮を行った。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入を行なうとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応

〈入学定員に対する入学者数比率〉

(1) 大学全体

2021年5月現在、在籍学生数が2,200名、収容定員2,300名に対する比率は、0.96である（大学基礎データ 表2）。

各入学試験の合格者案は入試総務委員会で作成し、これをもとに教授会で審議しているが、入学者数が入学定員と大幅に乖離することのないよう、各学科の入学定員と前年度までの歩留まり率を考慮し合格者案を作成している。

過去5年間の入学定員充足率は0.94であり、概ね適切な定員管理を行なっている（大学基礎データ 表2）。

(2) 文学部

2021年5月現在、文学部の在籍学生数が693名、収容定員700名に対する比率は、0.99である（大学基礎データ 表2）。

表5-1は、過去5年間の文学部の入学定員充足率、表5-2から表5-4は各学科の入学定員充足率である（大学基礎データ 表2をもとに作成）。文学部は、2019年度、2020年度と定員を充足し改善傾向にあったが、2021年度は定員を下回った。

表 5-1 文学部入学者数

| 文学部 | 入学定員 | 入学者数 | 入学定員充足率 |
|--------|------|------|---------|
| 2017年度 | 220 | 146 | 0.66 |
| 2018年度 | 220 | 195 | 0.89 |
| 2019年度 | 160 | 205 | 1.28 |
| 2020年度 | 160 | 185 | 1.16 |
| 2021年度 | 160 | 121 | 0.76 |
| 平均 | | | 0.95 |

表 5-2 英語学科入学者数

| | 英語学科 | | 入学定員充足率 |
|--------|------|------|---------|
| | 入学定員 | 入学者数 | |
| 2017年度 | 110 | 93 | 0.85 |
| 2018年度 | 110 | 107 | 0.97 |
| 2019年度 | 100 | 127 | 1.27 |
| 2020年度 | 100 | 114 | 1.14 |
| 2021年度 | 100 | 66 | 0.66 |
| 平均 | | | 0.98 |

表 5-3 日本語日本文化学科入学者数

| | 日本語日本文化学科 | | 入学定員 充足率 |
|---------|-----------|------|-------------|
| | 入学定員 | 入学者数 | |
| 2017 年度 | 60 | 37 | 0.62 |
| 2018 年度 | 60 | 54 | 0.90 |
| 2019 年度 | 60 | 78 | 1.30 |
| 2020 年度 | 60 | 71 | 1.18 |
| 2021 年度 | 60 | 55 | 0.92 |
| 平均 | | | 0.98 |

表 5-4 総合文芸学科入学者数

| | 総合文芸学科 | | 入学定員 充足率 |
|---------|--------|------|-------------|
| | 入学定員 | 入学者数 | |
| 2017 年度 | 50 | 16 | 0.32 |
| 2018 年度 | 50 | 31 | 0.62 |
| 2019 年度 | — | — | — |
| 2020 年度 | — | — | — |
| 2021 年度 | — | — | — |
| 平均 | | | 0.47 |

(3) 人間科学部

2021 年 5 月現在、人間科学部の在籍学生数が 1,239 名、収容定員 1,240 名に対する比率は、1.00 である（大学基礎データ 表 2）。

表 5-5 は、過去 5 年間における人間科学部入学定員充足率、表 5-6 から表 5-10 は各学科の入学定員充足率である（大学基礎データ 表 2 をもとに作成）。人間科学部の過去 5 年間の平均は 0.98 であり、ほぼ適正な学生数を受け入れている。

表 5-5 人間科学部入学者数

| 文学部 | 入学定員 | 入学者数 | 入学定員 充足率 |
|---------|------|------|-------------|
| 2017 年度 | 370 | 319 | 0.86 |
| 2018 年度 | 370 | 362 | 0.98 |
| 2019 年度 | 290 | 342 | 1.18 |
| 2020 年度 | 290 | 291 | 1.00 |
| 2021 年度 | 290 | 259 | 0.89 |
| 平均 | | | 0.98 |

表 5-6 心理学科入学者数

| | 心理学科 | | 入学定員 充足率 |
|---------|------|------|-------------|
| | 入学定員 | 入学者数 | |
| 2017 年度 | 70 | 48 | 0.69 |
| 2018 年度 | 70 | 80 | 1.14 |
| 2019 年度 | 70 | 91 | 1.30 |
| 2020 年度 | 70 | 78 | 1.11 |
| 2021 年度 | 70 | 57 | 0.81 |
| 平均 | | | 1.01 |

表 5-7 都市生活学科入学者数

| | 都市生活学科 | | 入学定員 充足率 |
|---------|--------|------|-------------|
| | 入学定員 | 入学者数 | |
| 2017 年度 | 100 | 91 | 0.91 |
| 2018 年度 | 100 | 91 | 0.91 |
| 2019 年度 | 100 | 122 | 1.22 |
| 2020 年度 | 100 | 102 | 1.02 |
| 2021 年度 | 100 | 83 | 0.83 |
| 平均 | | | 0.98 |

表 5-8 食物栄養学科入学者数

| | 食物栄養学科 | | 入学定員 充足率 |
|---------|--------|------|-------------|
| | 入学定員 | 入学者数 | |
| 2017 年度 | 60 | 69 | 1.15 |
| 2018 年度 | 60 | 66 | 1.10 |
| 2019 年度 | 60 | 59 | 0.98 |
| 2020 年度 | 60 | 40 | 0.67 |
| 2021 年度 | 60 | 46 | 0.77 |
| 平均 | | | 0.93 |

表 5-9 子ども発達学科入学者数

| | 子ども発達学科 | | 入学定員 |
|---------|---------|------|------|
| | 入学定員 | 入学者数 | 充足率 |
| 2017 年度 | 80 | 74 | 0.93 |
| 2018 年度 | 80 | 71 | 0.89 |
| 2019 年度 | — | — | — |
| 2020 年度 | — | — | — |
| 2021 年度 | — | — | — |
| 平均 | | | |

表 5-10 ファッション・ハウジングデザイン学科入学者数

| | ファッション・ハウジングデザイン学科 | | 入学定員 |
|---------|--------------------|------|------|
| | 入学定員 | 入学者数 | 充足率 |
| 2017 年度 | 60 | 37 | 0.62 |
| 2018 年度 | 60 | 54 | 0.90 |
| 2019 年度 | 60 | 70 | 1.17 |
| 2020 年度 | 60 | 71 | 1.18 |
| 2021 年度 | 60 | 73 | 1.22 |
| 平均 | | | 1.02 |

(4) 教育学部

2021 年 5 月現在、教育学部の在籍学生数が 268 名、収容定員 360 名に対する比率は、0.74 である（大学基礎データ 表 2）。

表 5-11 は、設置後における教育学部入学定員充足率である（大学基礎データ 表 2 をもとに作成）。過去 3 年間の平均は 0.75 である。

表 5-11 教育学部教育学科入学者数

| | 教育学部教育学科 | | 入学定員 |
|---------|----------|------|------|
| | 入学定員 | 入学者数 | 充足率 |
| 2017 年度 | — | — | — |
| 2018 年度 | — | — | — |
| 2019 年度 | 120 | 108 | 0.90 |
| 2020 年度 | 120 | 108 | 0.90 |
| 2021 年度 | 120 | 55 | 0.46 |
| 平均 | | | 0.75 |

(5) 文学研究科

2021 年 5 月現在、修士課程の在籍学生数は 18 名、収容定員 40 名に対する比率は 0.45 である。博士課程の在籍学生数は 1 名、収容定員 6 名に対する比率は 0.16 である（大学基礎データ 表 2）。2021 年度より博士課程は学生募集を停止した。

表 5-12 は、過去 5 年間における入学定員充足率である（大学基礎データ 表 2 をもとに作成）。修士課程の 5 年間平均の入学定員充足率は、心理学専攻以外は 0.50 を下回っている。

表 5-12 大学院文学研究科入学者数

| | 修士課程 | | | | | | | | | 博士課程 | | |
|--------|-------|------|---------|---------|------|---------|-------|------|---------|--------|------|---------|
| | 英語学専攻 | | | 国語国文学専攻 | | | 心理学専攻 | | | 言語科学専攻 | | |
| | 入学定員 | 入学者数 | 入学定員充足率 | 入学定員 | 入学者数 | 入学定員充足率 | 入学定員 | 入学者数 | 入学定員充足率 | 入学定員 | 入学者数 | 入学定員充足率 |
| 2017年度 | 5 | 3 | 0.6 | 5 | 1 | 0.2 | 10 | 11 | 1.1 | 2 | 0 | 0 |
| 2018年度 | 5 | 0 | 0 | 5 | 2 | 0.4 | 10 | 8 | 0.8 | 2 | 1 | 0.5 |
| 2019年度 | 5 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 10 | 2 | 0.2 | 2 | 0 | 0 |
| 2020年度 | 5 | 1 | 0.2 | 5 | 2 | 0.4 | 10 | 9 | 0.9 | 2 | 0 | 0 |
| 2021年度 | 5 | 0 | 0 | 5 | 1 | 0.2 | 10 | 4 | 0.4 | | | |
| 平均 | | | 0.16 | | | 0.24 | | | 0.68 | | | 0.13 |

〈編入学定員に対する編入学生数比率〉

本学では、厚労省から編入学が認められていない人間科学部食物栄養学科と教育学部教育学科以外は、「若干名」として募集する場合があります、編入学定員は定めていない。

〈収容定員に対する在籍学生数比率〉

2021年5月現在、大学全体における収容定員に対する在籍学生数比率は、収容定員2300名に対して在籍学生数は2200名であり比率は0.96となっている。文学部は収容定員700名に対して在籍学生数は693名であり比率は0.99、人間科学部は収容定員1240名に対して在籍学生数は1239名、比率は1.0となっており、文学部と人間科学部については概ね適切であるといえる。一方、教育学部は収容定員360名に対して在籍学生数は268名で比率は0.74となっており、今後入学者を増加させる方策について検討を要する。

全学としては、2020年度入試までは入学者定員を上回る入学者数となっていたが、2021年度には入学者数が定員を満たすことができなかつたため、在籍者数の割合も1.0未満となった。

〈収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応〉

2023年度入試に向けて、文学部日本語日本文学文化学科では現在の3コース（日本語・日本語教育コース、日本文学・文化コース、メディア表現コース）に加えて書道コースを新設し、書道を専門的に学ぶことを希望する学生の入学を促す（資料5-28）。

また、人間科学部都市生活学科では、現在の2専修制を廃止する学科改編を行い、生活環境コース、食マネジメントコース、地域ブランディングコース、生活心理・社会コース、生活経済・経営コースを設置し、より学生の学びのニーズに応える専門的カリキュラムを提供することになっている（資料5-28）。

教育学部は、2022年度に完成年度を迎えることから、2024年度入試に向けて学科改編も含めた改革について2022年度中に検討を始める予定である。

また、地域貢献・社会貢献の範疇でもあるが、高大連携を強化するために「探求学習」などでの教育連携の協定校を増やすことを計画しており、2021年度はすでに10校の高校との協定を締結し、2022年度から連携協定に基づいた授業を開始する。本学の学びについ

て、より多くの高校生に知ってもらうことで、大学選択の機会にしてもらいたいと考えている。今後はさらに協定校を増やして行く予定である（資料 5-29【ウェブ】）。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行なっているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料・情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

〈評価の視点 1〉適切な根拠（資料・情報）に基づく定期的な点検・評価

学生募集および入学者選抜は、年度ごとに作成される入学試験要項、入試に関する本学規程に基づき、公正かつ適切に実施している。

入学者選抜の結果に加えて、入試区分と入学後の成績（退学率、GPA 分布など）を調査して入試の効果について分析を行い、入試総務委員会で点検・確認を行っている（資料 5-30）。これらの検討結果をもとに、各入試区分の募集人数、選抜方法や実施方法等について年度ごとに、入試総務委員会が検証・見直しを行い、教授会に提案している。

学生の受け入れの適切性については、入試総務委員会における中期ビジョン等実施状況確認表を活用して点検・評価を行い、教学委員会に報告している（資料 2-27）。

大学院文学研究科の学生募集および入学者選抜のあり方については、毎年大学院委員会で点検し、必要に応じて見直しを行っている（資料 5-31）。

〈評価の視点 2〉点検・評価結果に基づく改善・向上

今後の 18 歳人口の動向をみると、2021 年には 115 万人を下回り、その後も年 2 万人以上のペースで減少が続くことが予想される。また、新型コロナウイルス感染症が受験生へ与える影響も未だ不透明な中、様々な変化に対応することが求められる。いずれにしても、2023 年度入試については、定員確保に向けての学生募集強化の方策を構築し地道に進めていく必要がある。

具体的な方策は、以下のとおりである。

- ① 高校生、高校教員との接触機会を増やすために、高校訪問専従者を増員し、現在、高校訪問、進学ガイダンスの中心となっている関西圏のみならず、中国、四国地方、北陸地方に地域を拡大、募集強化を図る。
- ② 広報面については、SNS 等や動画による本学の情報発信を引き続き推し進め、本学の公式サイトを介して受験生やその保護者、高等学校に対して最新の情報を発信し続けることで、本学をアピールし、志願者数増加を図る。
- ③ 進学相談会については、2021 年度入試に引き続き、対面型の他、LINE、Zoom 等のオンライン形式も取り入れ、受験生との接触機会を増やしていく。
- ④ 広報全般においては、大学案内の改善をさらに進め、本学ならびに学科・専修の魅力をアピールし、本学の知名度の向上ならびに志願者増を図る。
- ⑤ 探求学習における協定校を増やし、高校生に本学の学びに触れてもらう機会を増やす。

5.1.5. （追加項目）入試において大学が講じた COVID-19 への対応・対策は入試の公平性・公正性の観点から適切であるか。

COVID-19 への本学の対応、対策については、公平性、公正性の観点から①～④を講じ、公式サイト上での公開、および受験生への文書による通知によって周知徹底した（資料 5-32）。

各入学試験当日の COVID-19 への罹患者、体調不良者への対応は次のとおりである。

- ① 総合型選抜（AO 入試）：追試験の対象者として別日程で試験実施
- ② 学校推薦型選抜（A 日程、B 日程、C 日程）：後続する日程がある場合は、後続する日程の受験を認める（検定料不要）
- ③ 学校推薦型選抜（指定校入試）：追試験の対象者として別日程で試験実施
- ④ 一般選抜（A 日程、B 日程、C 日程、D 日程）：後続する日程がある場合は、後続する日程の受験を認める（検定料不要）

また、濃厚接触者あるいはその可能性が高い受験者で無症状かつ本学が定める条件に合致する場合は、別室での受験を認め、受験生の受験機会確保に努めた。

感染予防に関しては、常に文部科学省や県からの通達を確認し、行政の方針から逸脱することがないように実施しており、適切であったと考える。

5.2. 長所・特色

総合型選抜（AO 入試）、学校推薦型選抜の入学予定者に対して、一般選抜 A 日程で実施される「夢・未来サポート特待生奨学金制度」への挑戦機会を設け、基準を満たした者には授業料全額または一部の減免を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症が社会経済に深刻な影響を与えている中、経済環境の悪化への緊急措置として 2020 年度に「新型コロナウイルス感染症対策奨学金制度」を設置した。当初は、2020 年度限定であったが、2021 年度も引き続き実施し、2022 年度についても継続する予定である。その他、高等教育修学支援新制度候補者への入学手続きの猶予措置を行っていることを入学試験要項の「新入生対象の奨学金制度」の項に掲載し、受験生の経済的不安の軽減に努めている（資料 5-2【ウェブ】）。

また、Web 出願や地方試験会場の設置など、受験生の手続きする上での負担が減るような工夫をおこなっている（資料 5-2【ウェブ】）。

5.3. 問題点

2021 年度、2022 年入試の結果をみれば、2021 年度入試より開始された新たな大学入試制度、新型コロナウイルス感染症によって変化する高校生の受験行動への対応が遅れていることは否めず、この点は真摯に受け止める必要がある。とくに、一般選抜以降の志願者数の減少は顕著であり、これまで受験生の併願行動を意識しながら他大学の出願締切日、合格発表日を考慮し、一般選抜を A・B・C・D の 4 日程（各日程 1 日実施）を設定していたが、これら日程については見直す必要がある。また、広報面でいえば、新型コロナウイルス感染症の影響によって減少した地方出身者の獲得のため、高校訪問、会場相談会を強化する必要がある。

5.4. 全体のまとめ

中期計画に掲げる「2022 年に在学学生数 2300 名、教育の質の高さで評価される大学へ。」

の達成を目指し、この間、年度ごとに、入試、広報の両面の見直し、実施を進めてきた。2021 年度入試は 2020 年度入試と比べ入学者数は減少したものの、在 student 数の推移をみると 2018 年度 1,857 名から 2021 年度 2,200 名まで回復するなど、一定の成果はみられた。しかしながら、前項の問題点でも指摘したとおり、ここ 2 年の受験生を取り巻く様々な事柄への対応は、入学者状況を見る限り、必ずしも十分とはいえず、制度全体の見直しが急務であると考えている。各学科のアドミッション・ポリシーおよび教育内容の周知を再度徹底し、志願者増、入学者増をめざす。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1： 大学として求める教員像の設定

評価の視点2： 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に関わる責任所在の明確化等)の適切な明示

〈評価の視点1〉 大学として求める教員像の設定

本学のモットーと教育理念に基づいた教育を実現するために、全学として「神戸松蔭女子学院大学の求める教員像(以下、求める教員像)」を明示し、公表している(資料6-1【ウェブ】)。求める教員像には、「本学のモットーと教育理念にしたがい、大学の教育方針に基づき教育課程の編成及び学科・学部の運営について責任を負う」ことが明記されるとともに、「キリスト教の信仰に基づく教育を理解し、協力できる者」と記載している。よって、新任教員公募の際の応募資格の欄には、必ず「キリスト者または本学の建学の精神に理解のある者」と記載している(資料6-2)。

また、「求める教員像」に明記している教育上の能力を検討するために、教育歴のある応募者には授業評価の結果を提出することを求めている(資料6-2)。

さらに、「求める教員像」には、「教授、准教授、講師、助教それぞれに必要な研究上の業績、実務教員においては、専攻分野における高度の実務上の能力を有し、継続的に業績を積み上げる意思のある者」としており、それぞれの職位に応じた専門分野に関する高い教育研究能力及び実務能力を求めている(資料6-3、6-4、6-5)。

〈評価の視点2〉 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

「神戸松蔭女子学院大学 教員組織編制の方針」を明示し、公表している(資料6-1【ウェブ】)。そこには、『大学設置基準』等の関係法令に基づき、教育研究上専門分野等のバランスを考慮しながら、本学の教育方針に定める目標を実現するために必要な教員を配置する」としており、関係法令を遵守した形で分野構成に偏りがないように配置する方針を明確にしている。

なお、文学部、人間科学部、教育学部、並びに大学院文学研究科における教員組織編制の方針も公式ウェブサイトにも明示し、公表している(資料6-1【ウェブ】)。

これらの教員像、教員組織の編制方針については、毎年教学委員会において文部科学省の設置基準における教員数とともに確認している(資料6-6)。

教員の人事制度と定数に関しては理事会が責任を負い、人選や身分の設定については新任教員採用人事規程に定め、厳正に審査を実施している(資料6-7)。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- ・ 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・ 各学位課程の目的に即した教員配置
- ・ 国際性、男女比
- ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスの取れた年齢構成への配慮
- ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3：教養教育の運営体制

〈評価の視点1〉大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

本学では大学設置基準上定められた教員数76名（うち教授数39名）に対して在籍する専任教員は91名（うち教授数45名）、大学院においては、基準8名（うち教授数6名）に対して研究指導教員31名（うち教授22名）と基準を十分に上回る教員数を配置している（大学基礎データ表1）。つまり、必要に応じて本学の教育を充実させ、教育目標を実現するために必要定員以上の教員を採用している。

学部ごとの専任教員数は以下の通りである。

〈文学部〉

文学部教員組織の編制方針に従い、学部全体としても学科ごとにおいても大学設置基準上の要員数を上回る数の専任教員を配置しており、文学部の専任教員は26名（基準数13名、うち教授数6名）、職位の内訳は、教授12名、准教授10名、講師4名、助教0名である（大学基礎データ表1）。

〈人間科学部〉

人間科学部教員組織の編制方針に従い、学部全体としても学科ごとにおいても大学設置基準上の要員数を上回る数の専任教員を配置しており、人間科学部の専任教員は41名（基準数29名、うち教授数15名）、職位の内訳は、教授18名、准教授15名、講師8名、助教0名である（大学基礎データ表1）。

〈教育学部〉

教育学部教員組織の編制方針に従い、学部全体としても学科ごとにおいても大学設置基準上の要員数を上回る数の専任教員を配置しており、教育学部の専任教員は24名（基準数10名、うち教授数5名）、職位の内訳は、教授15名、准教授5名、講師4名、助教0名である（大学基礎データ表1）。

〈文学研究科〉

大学院の教員組織は、文学研究科の教員組織編制方針によって採用された学部専任教員の中から、大学院の教育目標達成のために必要な能力・資質等を備えた教員を大学院設置基準に適う員数において選考し、編成されている。

文学研究科の専任教員数は31名（基準数8名、うち教授数6名）、職位の内訳は教授22

名である（大学基礎データ表1）。

〈評価の視点2）適切な教員組織編制のための措置

〈教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性〉

大学公式ウェブサイトに掲載している教員組織編制の方針には、『大学設置基準』等の関係法令に基づき、教育研究上の専門分野等のバランスを考慮しながら、各学部・研究科の教育方針に定める目標を実現するために必要な教員を配置する」と明示している（資料6-1【ウェブ】）。先述した通り、設置基準数を上回る専任教員を配置している。また、各学科やセンターからは、必要に応じて専門分野のバランスを考慮した人事起案がなされ、人事委員会、教学委員会、理事会では教員組織編制の方針及び専門性のバランスについての適切性について点検された上で公募されるというプロセスを踏んでいる。

〈各学位課程の目的に即した教員配置〉

本学の全専任教員及び各学部7学科それぞれにおいても、その教育課程のために定められた専任教員数（設置基準による教員数）を上回る数の専任教員を配置していることは先述したとおりである。

設置基準による大学全体の必要専任教員数（基準数）76名で学生収容定員2300名を割った教員1名当たり学生数は30.3名である。これを基準として見た場合、現専任教員数91名で在籍者数2200名を割った教員1名当たりの学生数は24.2名である。学部ごとに同様の比較をした場合も、文学部は基準数53.8名に対し26.7名であり、人間科学部は42.8名に対し30.2名である。教育学部は基準数36名に対し11.2名となっている。教員一人当たりの学生数という観点からみて、いずれの学部においても専任教員の配置は十分に学位課程の目的を果たすものとなっている。

学科毎で見た場合、英語学科は基準値58.6名に対し28.6名、日本語日本文化学科は40名に対し21.8名であり、それぞれの学科において教員の組織編制は適切なものとなっている。人間科学部では心理学科は基準値35名に対して33.7名、都市生活学科は基準値50名に対して30.4名、食物栄養学科の基準値は34.3名に対して19.1名、ファッション・ハウジングデザイン学科は基準値40名に対して32.4名であり、それぞれの学科において教員の組織編制は適切なものとなっている。

大学院文学研究科においては、基準値5名に対して0.6名であるが、定員充足率が0.45となっていることから参考になるデータとは言い難い。

また、大学全体で教授の占める数に関しては、基準数が39名であるのに対し45名となっており、各学科においても基準となる教授の数を上回っており、教育の質が担保されていることが伺われ、適切な教員組織編制となっている。

また大学院文学研究科においても基準となる教授の数が6名であることに對して22名となっており、基準数を大きく上回っており、学位課程の目的を果たすために適切な教員組織編制となっている。

〈国際性、男女比〉

専任教員のうち外国籍教員は8名、8.8%であり、英語を母語とする者が6名、韓国語と

中国語を母語とする者がそれぞれ1名である（資料6-8【ウェブ】）。このうち7名が英語学科所属で、英語学科専任教員の58%であり、英語学科に限れば国際化はかなり達成されている。

大学全体としては、専任教員91名のうち女性教員は41名、45.1%であるが、学科別にみると、文学部の英語学科42.9%、日本語日本文化学科27.3%、文学部全体では34.6%となっている。人間科学部では、心理学科44.4%、都市生活学科46.2%、食物栄養学科60%、ファッション・ハウジングデザイン学科50%、人間科学部全体では48.8%である。また、教育学部では、50%である。人間科学部と教育学部においては特に女性教員の比率は半分近くに達している。全体として、男女共同参画という面では十分な女性教員数であると言える。また、これらの情報は大学公式サイトで公開されている（資料6-9【ウェブ】）。

〈特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスの取れた年齢構成への配慮〉

専任教員の年齢構成は、大学全体91名のうち、60歳代が36名（39.6%）、50歳代が26名（28.6%）、40歳代が20名（22.0%）、30歳代が9名（9.9%）となっている。

学部別では、文学部専任教員26名のうち、60歳代が10名（38.5%）、50歳代が5名（19.2%）、40歳代が10名（38.5%）、30歳代が1名（3.8%）となっている。

人間科学部は、専任教員41名のうち、60歳代が10名（24.4%）、50歳代が19名（73.1%）、40歳代が7名（17.1%）、30歳代が5名（12.2%）となっている。

教育学部は、専任教員24名のうち、60歳代が16名（66.7%）、50歳代が2名（8.3%）、40歳代が3名（12.5%）、30歳代が3名（12.5%）となっている。

大学全体としてみると年齢構成のバランスが取れていると見られるが、学部別で見ると、人間科学部の50歳代と教育学部の60歳代がやや突出して多いといえる。各学部における新任教員募集の際には、年齢構成を考慮して取り組んでおり、今後も継続する。教育学部に60歳代の教員が多いのは、教育の現場における豊富な実務経験を持つ教員を採用していることによるものである。教員を目指す学生が現場での豊富な実務経験に基づく教育を受けることは必須であり、貴重な学びの機会であるため、問題ないとする。

なお、専任教員の年齢構成については、大学公式サイトで公開されている（資料6-10【ウェブ】）。

〈研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置〉

大学院文学研究科担当教員の資格は、大学院担当教員選考規程にて、(1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者、(2) 専攻分野に関して、研究上の実績や職務上の経験が上記の者に準ずると認められる者、と明確化されている（資料6-11）。

研究業績および担当科目の適合性については「大学院人事委員会規程」に従い、担当予定科目を明示した上で大学院人事委員会に審査を付託し、最終的には大学院人事委員会の報告を参考に、大学院委員会において大学院担当教員を決定する（資料6-12）。

大学院の教員組織は、教員組織編制方針によって採用された大学専任教員の中から、大学院の教育目標達成のために必要な能力・資質等を備えた教員を大学院設置基準において選考される。そのプロセスは、「大学院担当教員選考規程」に「大学院担当教員は本学専任教員、もしくは本学専任教員として採用が決定した者より選考する」と明示されている（資

料6-11)。そしてその能力・資質等については、「神戸松蔭女子学院大学大学院学則」第49条において「本大学院の授業および研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当する」と定め、また「大学院担当教員選考規程」に「担当する分野に関して十分な教育上ないし職務上の指導能力があると認められる者の中から選考する」と明示されている（資料1-2）。新たに大学院担当教員を選任する場合は「博士の学位を有し、研究上の業績を有する者」という資格条件のもとに大学院人事委員会が審査し、その報告を受けて大学院委員会が決定する（資料6-11）。

大学院生の研究指導を行う担当教員は原則として専任教員であるが、同規程において「大学院担当教員とは別に、授業科目担当の非常勤教員を任命することができる」とし、教育目的に沿った質、量ともに十分な教員体制を敷くことができるようにしている。非常勤教員の採用基準は「大学院非常勤人事規程」において定めている（資料6-13）。

〈教員の授業担当負担への適切な配慮〉

本学の専任教員においては、雇用形態ごとに担当基準コマ数を決めている（資料6-14）。基準コマ数を超える担当については増担手当（超過給）が支給される。また、教育行政職に就いている者に関しては、コマ数の上限が定められており、過重負担が生じないように適切な配慮がなされている（資料6-15）。

また、学科ごとに専任教員のコマ数換算一覧表を作成しており、担当授業科目の偏りの有無について毎年学科ごとに点検をおこなっている。（資料6-16）

さらに各種独立委員会及び専門委員会の一覧表は、毎年度はじめに教学委員会で点検し、特定の教員に委員会活動の負担がかからないように点検している（資料6-17）。

6.1.3. 教員の募集、採用、承認等を適切に行なっているか。

評価の視点1： 教員の職位（教授、准教授、講師、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続きの設定と規程の整備

評価の視点2： 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

〈評価の視点1〉教員の職位（教授、准教授、講師、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続きの設定と規程の整備

新任人事の募集は、起案の際に教員編制の観点から職位を決めて募集を行っているが、募集する職位に関しては、公募案を作成する際に年齢構成を考慮して人事委員会、教学委員会、理事会において点検し審議している（資料6-18）。

公募に応じた応募者を採用する際の職位に関しては、「新人教員採用に際しての研究教育歴の基準」及び、「研究歴認定のための研究業績に関する内規」によって基準が明確化されており、人事委員会にて前歴と業績より職位について原案を作成し、教学委員会にて承認を得て、最終的には常務理事会で決定される（資料6-4、6-5、6-7）。

〈評価の視点2〉規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

〈新任人事採用のプロセス〉

新任人事の公募から採用までのプロセスは、「新任教員採用人事規程」に則り、厳密かつ適切に進められている（資料6-7）。

新任人事の募集までの段階としては、先述したとおり、まず各学科やセンター等から起案された公募案について人事委員会が策定し、教学委員会や理事会において学科内での教員編制の観点から専門性のバランス等を考慮した上で承認される。

なお、本学の新任教員採用人事は、全ての案件において公募制をとっており、広く多様な人材を採用することに寄与しており、適切な募集となっている。

公募に応じた応募者は、人事委員会において公募の要件を満たしていることや教員編制の観点から年齢や性別に偏りが無いかなどについて学科の意見を聞きながら審議する。条件を満たした応募者に関しては、教育業績評価委員会に付託し、授業評価などの教育業績から評価されたポイントが研究業績に置き換えられ、その結果を踏まえて再度人事委員会で前歴などを計算して職位について審議する。その結果の報告を受けて、教学委員会で候補者について審議したのちに、大学の研究者としての適格性について審査委員会で検討する。模擬授業や学科での面談を経て、本学の教員としての適格性について選考委員会で審議し、最終的な候補者を教学委員会で決定し、理事会で承認を行う。上記のプロセスは、すべて規程に沿っており、募集、採用、承認の実施は厳密かつ適切に行われている。

〈テニユア・トラック制とステップアップ制〉

本学の新任教員採用人事においては、大学の教員等の任期に関する法律第4条第1項第1号に基づき、多様な人材及び優れた教育研究能力とその資質を有する人材の確保、並びに教育研究活動の活性化を図るために、テニユア・トラック制とステップアップ制に関する規程を整備している。

テニユア・トラック制は、4年間の任期のうちにテニユア申請を行うことでテニユア資格を得ることのできる制度であり、「テニユア・トラック制に関する規程」として、明示されている（資料6-19）。テニユア・トラック教員は、着任した年に業務計画書を作成し、それに沿った形で専任教員としての業務を行う。3年目と4年目に2回のテニユア資格申請の機会があり、認められるとテニユア資格を得ることができる。なお、テニユア資格の審査は、テニユア資格審査委員会によって業務計画書を参考にしながら、教育実績、研究業績、学科運営の実務能力、社会貢献、その他教員としてふさわしい資質等を勘案し、総合的に審査されることが規程において明示されている（資料6-20）。

また、テニユア・トラック教員には、教育研究及びテニユア取得に関する指導、助言を行うためにメンター教員が配置されており、適切な指導体制が整っている。テニユア・トラック教員は、テニユア・トラック期間中における業務は専任教員に準ずるが、教育行政職などは免除され、教育研究に専念できるように適切に配慮されている（資料6-21）。

なお、メンター教員にも職務手当が支給され、過重な負担に対して適切に配慮されている。また、着任時に作成する業務計画書はメンター教員だけでなく、学科長も確認することが定められており、複数の教員による指導体制が整っているといえる。

ステップアップ制に関しては、「ステップアップ制に関する規程」として明示されており、本学任用期間中に教育研究実績を積み、他の教育研究期間等への採用を目指す制度である（資料6-22）。ステップアップ教員は週3日以上の出校であり、学科運営に携わるものの委員会のメンバーには選出されないなど、教育研究業績を積むことができるように配慮されている（資料6-23）。

なお、本学の専任教員の公募の際、テニユア・トラック制やステップアップ制を活用した新人採用人事である場合には、公募時にそれらを明記した上で適切に募集している。

〈昇任人事〉

本学の昇任人事は、昇任人事規程によって明示されている（資料 6-24）。副学長（人事担当）は、当該年度末をもって昇任に必要な所定の年数に達するものに対して、その前年度の 1 月に通知することが規程によって定められており、該当する教員の申請に対して適切な配慮がなされている。昇任人事にかかる審査の手順は、昇任人事規程に厳密に定められており、それに従って進められる。まず、申請者の教育業績評価は教育業績評価委員会に付託され、教育業績が研究業績への換算について審議し、研究歴と研究業績点数について人事委員会で確認し、教学委員会に報告される。教学委員会では研究業績の審査を審査委員会に付託し、昇任に相応しいかどうかを審査する。審査委員会の報告を受けて教学委員会で昇任候補者として承認されたのち、常務理事会で最終的に承認される。

〈人事審査の適切性〉

新任採用人事審査、テニユア資格審査、昇任人事審査については、すべての人事案件において教学委員会と理事会の審議を経ることになっており、審査課程の適切性については理事会が責任を持つ体制になっており、厳密かつ適切に規程が運用されていると考えられる。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1： FD 活動の組織的な実施

評価の視点 2： 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

〈評価の視点 1〉 FD 活動の組織的な実施

本学では、「専任教育職員職務規程」第 5 条に、“専任教員は、本学専任教員として必要な教育・研究活動並ならびに学生指導を行うものとする。また、授業の改善を図るものなど、教員として必要な組織的研修に参加するものとする。”と明記され、FD 活動を教員の職務として定めている（資料 6-14）。学部の FD 活動の推進は FD 委員会が中心となり、大学院については FD 委員会と大学院委員会が連携して教員の質的向上のために、以下の施策を立案・実行している。

| | 活動 | 活動内容 |
|---|-------------------|---|
| 1 | FD 研修会 (学内実施) | 学内で実施する研修会については、年度初頭に研修会テーマを検討・決定し、原則として年 2 回以上開催している（資料 2-18）。2021 年度は 3 回開催され、第 1・2 回は全教員が受講した。 |
| 2 | 授業公開 (FD WEEK) | 他の教員の優れた取り組みを参考にするとともに、自らの授業について教員からアドバイスを受けることで授業改善につなげることを目的とする。年 1 回、前期もしくは後期に開催し、授業参加者が授業担当教員にコメント用紙を提出して意見交換し、授業 |

| | | |
|---|---------------------|--|
| | | 公開実施に関するアンケートを提出する。2021年度は COVID-19 感染拡大の影響を考慮し、11月17日(水)～11月30日(火)に専任教員が前期授業(436科目)の学習管理システム(松蔭 manaba)のコンテンツを公開する形で実施し、専任教員76名が観覧。教員一人当たり平均1.6科目を観覧した(資料4-40)。 |
| 3 | 授業について教育改善委員の意見を聞く会 | 各学科から選出された教育改善委員が、毎年のテーマに関する意見を提出し、学科長・センター所長からの回答を学内専用サイトで学生にフィードバックする。学生視点からの意見を授業改善に役立てる。2021年度は、対面・遠隔授業において充実していた科目について、計40名の委員(文学部13名、人間科学部21名、教育学部6名)が、ICTの活用、わかりやすい講義資料・参考資料、課題提出に関する教員のサポート、受講生間の意見交換の工夫等の点から意見を提出した(資料2-17【ウェブ】)。 |
| 4 | 学生による授業評価アンケート | 前期(7月から8月)と後期(12月から1月)に、開講全科目について実施する(2021年度は、前期749科目、後期798科目)。COVID-19感染拡大の影響により、2020年度からは従前の紙媒体での実施からウェブ回答方式に、また、教員への報告書はファイルで返却する方法にそれぞれ変更した。信頼できるデータを得て改善に生かすためには高い回収率でアンケートを実施する必要があるため、授業時間内にアンケート実施時間を確保している。また、教員報告書には、科目の総合満足度と他の設問回答のクロス集計表を加え、授業改善に役立てている(資料2-12【ウェブ】)。 |
| 5 | 担当授業に対する自己点検・自己評価 | 授業評価アンケート結果を受けて、科目担当者は担当する全科目に関して自己点検・自己評価を行う公式サイトに掲出して学生へのフィードバックを行う。それらの点検評価を学科長、学部長、センター所長が点検し、コメントを公式サイトに掲出して学生へのフィードバックを行う(資料2-14、2-15【ウェブ】)。 それぞれの長は、授業改善に向けて大学に支援を要請する点についてもコメントする。これを受け、教学委員会で大学全体として授業改善に向けて実施すべき内容の検討が行われる(資料6-25)。 |
| 6 | 教員表彰 | 学生による授業評価アンケートの総合満足度や授業外学習時間を基に、授業を受講者規模別に3区分し、毎年3名に優秀教育賞を授与する。また、アクティブ・ラーニングやICT活用等の点で先進的な取り組みをしている授業科目には先進教育賞を授与する(資料2-19【ウェブ】、2-30)。先進教育賞受賞者は次年度のFD研修会で受賞内容を報告し、教員間で先進的な取り組みを共有して担当する授業の改善に役立てる。 |
| 7 | 大学院FD | 上記のうち3、5は、大学院生用には大学院教育の改善に役立つ |

| | | |
|---|-----------|---|
| | | 質問内容に変更して実施している。(資料 6-26、6-27) 3. 授業アンケート結果と 4. 研究科長・専攻代表のコメントは公式サイトに掲出して大学院生にフィードバックする(資料 6-28【ウェブ】)。それぞれの結果については大学院委員会において報告され、授業改善に活用されている(資料 6-29)。 |
| 8 | 学外研修会への参加 | 主に FD 委員を対象に、コンソーシアムひょうご神戸 FD・SD 研修会等、外部の研修会の開催情報を提供し、FD の動向や具体的な授業改善例等に関する情報を収集する。研修会参加者が得た情報は、FD 委員会並びに教学委員会に報告される(資料 6-30)。 |

上記の活動のうち、1 から 7 は FD 委員会内に設けられている 7 つの作業部会が計画・立案し、委員会での審議を経て実施される(資料 6-31)。

研究活動の活性化を図る取り組みとしては、研究支援室からの各種競争的外部資金の公募情報提供や、科学研究費補助金申請支援を目的とした説明会を開催している。また、競争的資金の受給者及び科研費不採択者のうち A 評価の申請者に対して個人研究費の加算を行う制度、その他の研修及び研究活動の助成制度を整えている(第 8 章で詳述)。さらに、学内紀要 2 誌への投稿を奨励している。

〈評価の視点 2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

教員の教育活動、研究活動、社会活動等については、学術研究データベースを通じて学内外に公表されている(資料 6-32【ウェブ】)。また、教員が研究・教育活動を通して成果を上げ、社会的評価を受けているが、外部からの研究・教育活動に対する受賞・表彰情報を本学ウェブサイトで広く対外的に発信している(資料 6-33【ウェブ】)。

本学では、2013 年度から教育業績評価が行われており、研究業績、社会貢献等に関する事項と同様に、新任人事、テニュア資格審査、昇任人事において活用されている。教育業績評価は、(i)教育改善活動 1 (授業の改善・実践事例)、(ii)教育改善活動 2 (カリキュラム開発、学生の授業外学習促進のための取り組みなど) (iii)作成した教科書、教材、(iv)教育上の能力に関する自己点検・評価、(v)教育活動におけるその他の事項、の各項目についてポイントを 3 から 0 までつけ評価するものである。現在は研究業績を補完するものとして実施されている(資料 6-34、6-35)。

以上により、学部・大学院研究科内の FD 活動は適切に行われており、研究活動を活性化するための方策も講じていることから、教員の資質の向上を図るための方策を組織的かつ多面的に実施し、教員及び教員組織の改善につなげていると判断できる。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

| |
|------------------------------------|
| 評価の視点 1: 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価 |
| 評価の視点 2: 点検・評価結果に基づく改善・向上 |

〈評価の視点 1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

人事委員会は、毎年中期ビジョン等実施状況確認表において自己点検・評価を実施して

いる。大学教育に求められる役割と学生に提供する教育内容や方法の変化に伴い、教員に求められる資質、専門能力、業績（以下、教員に求められるもの）も変化してきている。人事委員会は、教員組織及び採用・昇任等、人事に関する諸規程に従って取り組む中で、教員に求められるものを適切かつ公平に評価する最前線に置かれている。そこで得られた諸課題は教学委員会にフィードバックされ、適切な対応（諸規程の解釈の明確化、規程の変更など）につながっている。このプロセスは「適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価」そのものであると言えよう。こうしたプロセスは、定期的な中期ビジョン等実施状況確認表における自己点検・評価に組み込まれている。

年度末に教学委員会は、次年度の新任人事、昇任人事、テニユア資格審査、退任・再雇用人事の予定について確認し、大学全体と学科ごとにおける文部科学省の設置基準を参考にしながら、教員組織の適切性について点検・評価を行っている。（資料 6-6）

〈評価の視点2〉点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、中期ビジョンに基づいて自己点検・評価を実施しているが、2020年度に新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、多くの授業を遠隔で実施することを余儀なくされた。そこで、2019年度に学長より発表された中期ビジョンに新たな事項が追加され、本学ではPC必携化を推進することが決められた（資料 1-20）。この方針の追加により、教学委員会ではICT化とICT能力の向上を推進するために情報教育センターの運営に携わる情報科学を専門とする専任教員の人事起案を促し、採用に至った。今後、本学におけるICT化の推進という目標に向けて、適切な教員配置であり、ICT教育の充実が期待できるものとする。

また、2020年度中期ビジョン等実施状況確認表において、「見直しの必要性有り」の項目として、実務家教員の研究教育業績の評価について言及していた（資料 2-27 [人事委員会]）。改善策の取り掛かりとして、まずは審査委員会の規程に関する見直しを行った。以前の規定における審査委員会の役割は、研究業績を審査するものとして定められていたが、実務家教員においてはその役割を果たすことができないことから規程の見直しを図り、「実務家教員の場合は実務能力を示す根拠資料」について評価できるように規程の整備を行った。この変更により、実務家教員の実務能力について審査できる体制につながった（資料 6-36）。引き続き、実務家教員の業績評価についての規程の整備を進めていきたいと考えている。

6.2. 長所・特色

本学における教員構成における男女比では、女性教員の占める割合が45%にも及び、文部科学省の2021年度学校基本調査（速報値）における全国平均である26.4%を大きく上回っている。本学における男女共同参画が推進されていることを示すものであるといえる。また、女子大学において女子教員が多いということは、学生にとっての身近なロールモデルの提示という点でも重要な意味があり、本学における教育理念にある「心を開いて自分を成長させていく女性」、「自分の未来を拓く女性」を目指すことに寄与できているものと考えられる。

また、新任人事、昇任審査、テニユア審査などにおいては、人事委員会、教育業績評価

委員会、教学委員会、審査委員会、選考委員会など、多くの委員会によって厳密に審査が行われ、本学の教育・研究を推進する専任教員としての適切性について慎重に検討されている。

本学の新任教員採用にはテニユア・トラック制とステップアップ制の制度を設けており、運用しているのは本学の特色であり、若手研究者のスキルアップと教育研究の活性化につながっているものと考えられる。特にテニユア・トラック制に関しては、3年ないし4年間のメンター教員による指導体制となっており、テニユア・トラック期間中に積み重ねた教育研究がテニユア資格取得後の教員としてのスキルにつながるものと考えられる。

FD 委員会は単なる研修の企画にとどまることなく、多様な活動に関して継続して取り組んでおり、コロナ禍においても臨機応変に遠隔授業にすぐに役立つ研修を企画するなど、教育活動に直接的に貢献することができている。また、教員や職員が希望する授業を見学することができる FD WEEK はユニークな取り組みであり、教員の資質向上に適切に貢献できていると考えられる。

2022 年度新入生より、パソコンの必携化が決まっており、2021 年度の新任採用人事の選考委員会面接では、ICT への対応能力についても確認することに重きを置いた。今後も ICT を推進する本学の方針に沿った教員の採用を目指し、学生指導に活かしていきたいと考える。

6.3. 問題点

本学でも実務家教員を積極的に採用し、学生への多様な学びにつなげたいという意向を持っているが、実務家教員の教育研究上の能力を一律に評価することは困難であり、評価基準を整備することが今後は求められる。また、同様に実務家教員採用後における教育研究業績をどのように積み上げていくのかということについても基準を整備していく必要性がある。

教育学部においては、学校教員を経験した実務家といえる教員を採用していることから、年齢構成上、60 歳代の教員の割合が多くなっており、今後の新任採用人事に関しては、考慮する必要がある。

FD 活動は、組織的かつ多面的に行われ、教員の資質向上に資するものとなっているが、学部の委員会の 1 作業部会として大学院 FD を位置づけている現在の体制を改め、大学院として独立した FD 委員会を設置する必要がある。

テニユア・トラック教員がメンター教員の指導を受けることができる体制は本学の特徴であるが、テニユア・トラック教員とメンター教員の専門性が一致しない場合や実務家教員である場合の指導体制をどうするのか、また、メンター教員の指導のあり方に関する研修の必要性などの課題がある。

6.4. 全体のまとめ

本学の教員組織の編制としては、文部科学省の定めた設置基準を全ての学科で上回る専任教員を配置しており、本学の教育理念・目標を達成するために適切な組織編制になっている。また、教員の組織編制については教学委員会と理事会が人事委員会と連携して適切に点検・評価を行っており、必要な改善改革を推進する体制が整っている。

また、男女比としては、全国平均を大きく上回る女性教員を配置しており、男女共同参画という観点からは先進的であるといえよう。

また、FD 委員会の活動も活発に行われており、教員の参加義務について規程に明示するなど、教員のスキルアップを組織ぐるみで図ることにつながっており、適切な運営が行われていると評価できる。

以上から、本学の教員組織は適切に編成され、採用・承認における人事も規程に沿ったものであり、FD 活動と共に適切に運用されていると考えられる。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

〈評価の視点〉 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、学生生活に関して本学が達成すべき目標として、「修学支援」、「生活支援」、「進路支援」に関する方針を掲げ、本学公式サイトにて公表し、学内で共有されている（資料 7-1【ウェブ】、7-2）。

その具体的な内容は、以下のとおりである。

＜修学支援＞

1. 全学科のすべての学年にクラス担任制度を置き、一人一人の学生がクラス担任にアクセスしやすい環境を整え、きめの細かい修学支援を行う。
2. 取得単位の少ない学生や欠席の多い学生を早期に見つける体制を整え、クラス担任からの支援がスムーズに受けられるようにする。
3. イングリッシュ・アイランドやピア外国語応援サロンを活用し、外国語の習得を個別に支援する。
4. 学生支援室が中心となり、障がいのある学生に対する修学支援体制を充実させることで、すべての学生に質の高い同質の教育を保障する。
5. 経済的支援・学業奨励のための奨学金制度を整備し、これを適切に運用する。
6. 図書館の機能を充実させ、学生が主体的に学習に取り組める体制にする。
7. 教育後援会（保護者会）や千と勢会（同窓会）の運営をサポートし、教育活動や学生生活に関する情報公開や学生の異なる世代との交流などを促し、愛校心を高め、生涯教育の機会を提供する。

＜生活支援＞

1. 保健室を中心として健康管理に努め、部署間の連携を強化することでサポート体制の充実をはかる。
2. 学生の抱える精神的な問題に対して、学生相談室の機能を充実させ、学生の来室を促すことやキャンパス内での適応を促進する。
3. 地域との交流を広め、かつ深めることのできる多様な課外活動を実現する。
4. 各種ハラスメントの防止に努めると共に、相談・解決の体制を整える。
5. 寮生活におけるサポート体制を整えると共に、寮生相互の交流を促すことで互いに支え合う人間関係の構築を支援する。
6. クラブ・同好会活動などを通して、学生の活動が活性化するような支援体制の充実をはかる。

<進路支援>

1. 学生一人一人のキャリア形成を実現するために、キャリア教育センターとキャリアサポートセンターの連携を強め、学生の進路決定を支援する。
2. キャリア教育センターは、キャリアデザインプログラムを全学共通科目の中に配置するなど、体系的なキャリア教育の実現をはかる。
3. キャリアサポートセンターは、学生同士のサポート、教員によるサポート、卒業生のサポート、就職相談などを通じて、学生一人一人に行き届いた進路支援を行う。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・ キャリア教育の実施
- ・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

<評価の視点 1> 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学の修学支援、生活支援、進路支援については、学長、副学長、学生部長、教務部長、事務局長をそのメンバーとする教学委員会において、内容や方針について検討ならびに決定がなされるものであり、「神戸松蔭女子学院大学 教学委員会規程」第 5 条 (5) において、「教育活動の基本方針とその支援及び改善に関すること」として明示されている（資料 2-5）。実際の支援については、その内容に応じて、学内各部署が連携して行っている。

その際、支援の中核として機能するのは、学生支援室である。多くの支援事例において学生支援室が、支援を必要とする学生の相談窓口になるとともに、支援を担う関連部署間の連携がスムーズに行われるためのマネジメント機能を担っており、その役割は学生支援室規程に明示されている（資料 7-3）。

〈評価の視点 2〉 学生の修学に関する適切な支援の実施

〈学生の能力に応じた補習教育、補充教育〉

本学では、AO 入試、推薦入試等で早期に合格が決まった入学予定者に対して、入学前準備教育として二種類の入学前教育を実施している。そのうちの 하나가大学形式の講義を大学キャンパスで受講する「大学基礎講座」であり、もう 하나가学外の教育産業と提携した「基礎力講座」である。いずれも大学入学後必要となる基礎的学力の補充を行えるようにしている（資料 7-4 【ウェブ】）。

また、入学後には英語の学力テストを行い、その成績に応じたクラス編成を行っている（資料 7-5）。

その他、各学科の補習・補充教育として、管理栄養士養成課程を有する人間科学部食物栄養学科では、年間を通して国家試験対策の補習授業を行うとともに、2 月、3 月には、直前対策講座を実施している（資料 7-6）。また、補習授業とは別に、外部団体による模擬試験を年 6 回行い、学習成果を測定している（資料 7-7）。

人間科学部子ども発達学科ならびに教育学部教育学科では、前期 4 月～7 月に、後期は 11 月～1 月に「保育士・教員採用セミナー」、「公立幼稚園・保育所採用試験対策セミナー」をそれぞれ実施している（資料 7-8）。

さらに、臨床心理士・公認心理師の資格取得を目指す大学院文学研究科臨床心理学専攻の大学院生に対しては、2 年次に資格試験対策のための補習教育「サイコチャレンジ」を実施している。（資料 7-9）

〈正課外教育〉

本学では、学部・学科を問わず外国語の学習を希望する学生に対しては、外国語教育センターを中心とした体制により手厚い正課外教育の機会が用意されている。

「イングリッシュ・アイランド」では、ネイティブ・スピーカーの教員（常勤もしくは非常勤）が月曜日から金曜日まで 1 日平均 2～4 コマ（昼休み含む）の時間を担当し、英語のみでコミュニケーションを行う場を提供している。また、英語だけでのコミュニケーションに不安を感じる学生に対しては、「ビギナーズ イングリッシュ・アイランド」として、日本語も話せるネイティブ・スピーカー教員と英会話を行える時間も用意されており、少しずつ英語でのやり取りに自信をもてるような工夫がなされている（資料 7-10）。

また、英語だけではなく、他の外国語についてはネイティブ・スピーカーの教員と外国語による会話を楽しむことができる機会として「外国語応援サロン」を設置し、英語、中国語、フランス語、韓国語、日本語（留学生対象）についての質問、会話の練習、学習方法などについて相談できる部屋を用意している（資料 7-11）。このように本学では、外国語や文章作成について適切な学修支援の機会を設けており、きめ細かくサポートできる体制が適切に整っている。なお、これらの学修支援に関しては利用状況の一覧表を教学委員

会で毎年点検しており、その適切性について確認できる体制を整えている（資料 7-10、7-11）。

さらに、外国語に関する資格取得サポートにも力を入れている。英語については、1年に3回、TOEIC L&R テストの団体受験を実施している。また、フランス語、中国語、韓国語の各種検定試験に挑戦するための学習環境も整えている（資料 7-12）。

外国語教育以外では、全学共通教育センターが、「文章作成応援サロン」を運営している。ここでは、授業のレポート作成や卒業論文執筆など、文章作成に関する個別指導を受けることができる（資料 4-21）。

〈留学生等の多様な学生に対する修学支援〉

留学生に対する支援は、国際交流センターを中心に、関係部署が連携、協力しながら行っていく役割は「国際交流センター規程」に明示されている（資料 3-10）。また、「日本語パートナー」や「日本語チューター」として本学の学生も留学生に対する支援が実施できる体制を整え、互いの学びに貢献できており、適切に運営されている（資料 7-13【ウェブ】、7-14【ウェブ】）。また、これら国際交流センター運営の適切性については自己点検・評価実施主体であり、センターの目的を達成するための審議機関である国際交流委員会が中期ビジョン等実施状況確認表において点検・評価を行い、その結果を教学委員会に報告している。

また、本学には社会人編入学制度があり、毎年一定数の社会人編入学生が在籍している（資料 5-18【ウェブ】）。こうした学生に対しては、担任と学科を中心として、時に学生支援室や学生相談室等とも連携しながら、学生生活への適応がスムーズに進むように支援を行っている。

〈障がいのある学生に対する修学支援〉

障がいのある学生に対する支援においては、学生支援室がその中心的な役割を担っている。2019年度以降、学生支援室は室長1名（学生部長兼任）ならびに支援員2名の体制で運営されているが、そのいずれもが対人援助に関する資格を有しており、専門的な視点からの援助が提供できる体制となっている（室長は臨床心理士・公認心理師、支援員は1名が社会福祉士・精神保健福祉士、もう1名が精神保健福祉士）。

学生支援室の支援の内容や支援を受ける方法については、ホームページや学生便覧に掲載されている（資料 1-4 [p.41]、7-15【ウェブ】）。

障がいを有する学生への支援は、入学前からスタートする場合も多い。ホームページの記載を見た学生やその保護者から受験前に相談の申込がある場合もある。入学が決まった学生については、入学書類に含まれる健康管理票への記載内容を踏まえて、随時個別の相談に応じている。

学生支援室は、保健室や学生相談室、クラス担任、その他の部署と連携し、障がいのある学生の情報を一括で管理し、個別のニーズに合わせた修学上の支援計画、ならびに授業科目担当者へ当該学生への配慮を求める「配慮願」の原案を作成する。立案された支援計画および配慮願は、支援室長、支援員、教務部長、学生相談室長、学生課長からなる「学生支援室常任委員会」により承認された後、科目担当者、担任、学科長へ伝えられる。「配

慮願」配布の後も、当該学生や科目担当者、学科等からの相談があった場合には相談に応じ、必要に応じて教育と支援の考え方や内容、方法の擦り合わせ調整を行うなど支援の質向上を目指している。

また、毎学期毎に、学生支援室長、学生支援室員、学生課長、学生相談室長、学生相談室相談員、保健室保健師を参加メンバーとする学生支援に関する意見交換のための会議（「学生支援室・学生相談室・保健室合同会議」）を開き、実施されている支援に関しての検討を行っている（資料 7-16）。

さらに、FD 委員会との連携で、教職員向けの学生支援に関する研修会を適時実施している（資料 2-18）。研修により、さまざまな障がいへの理解を深めること、また、「合理的配慮」の概念についての学内で理解の共有等に役立っていると考えられる。

学生支援室の支援状況に関しては、毎年教学委員会に報告を行い、その役割の適切性について点検される（資料 7-17）

〈成績不振の学生の状況把握と指導〉

本学では、すべての学年においてクラス担任制をとっている（資料 1-4 [p.26]、1-11 [pp.13-14]）。また、すべての学科において 1 年次に必修科目「基礎演習」を設定し、導入教育として入学者の出席状況を把握できるようにしている。

さらに、専門科目以外でも欠席の多い学生をできるだけ早く見つけて対策を講じるため、すべての新生が必修科目として履修する外国語科目において、学期開始後 3 週間経った時点で出席のない学生について外国語教育センターで調査（「出席 0 回調査」と呼んでいる）し、各クラス担任に通達する体制をとっている（資料 7-18）。クラス担任は、該当する学生に連絡をとり、状況を把握した時点で、連絡票にて外国語教育センターに欠席の理由を伝え、授業担当者に伝える。

こうしたことによって、クラス担任は学生の出席動向を早期に把握することができ、長期欠席や不適応の問題などに早めに取り組むことが可能となっている。

各学期初めには、取得単位が半期 10 単位未満かつ累積 GPA が 1.0 未満の学生については、教務課より学科長に報告がなされ、クラス担任より当該学生を指導する体制をとっている。（資料 4-10）

〈留年者及び休学者の状況把握と対応〉

最終学年の学生に関しては、学期始めに卒業単位に満たず留年が確定する者について、学科長・専攻長に報告し、指導体制を整えている。休学または退学などの進路変更についての相談は、クラス担任が窓口となっている。クラス担任は状況に応じて、学生支援室、学生相談室、保健室などと連携をとりながら、適切なアドバイスを行っている。また、学生からの最終的な申し出に対し、保証人に連絡を取り、齟齬が無いことを確認している。クラス担任は学生、保証人とのやり取りについて「面談記録票」（資料 7-19）に記載し、教務課に提出することになっている。

クラス担任との面談を経た上で学生が最終的に休学を選択する場合には、クラス担任の所見を添えた書類を提出することになる（資料 7-20）。

なお、休学理由が病気の場合は、復学の際、復学が可能であることがわかる診断書の提出

を学生に求めている。

休学の申し出は教学委員会にて審議され、教授会に報告される。

〈退学希望者の状況把握と対応〉

本学には留年の制度はなく、標準修学年限（学部 4 年、大学院 2 年）を超えた場合に「過年度生」となる。毎年 2 月の教授会（学部）ならびに大学院委員会（大学院）において卒業判定ないし修了判定が行われ、過年度生の有無が決定される。過年度生に対しては、クラス担任ならびに学科（大学院の場合には、指導教員ならびに専攻）を中心に指導が行われる。

クラス担任との面談を経た上で学生が最終的に退学を選択する場合には、クラス担任の所見を添えた書類を提出することになる（資料 7-21）。

休学・退学の申し出は教学委員会にて審議され、教授会で報告される。また、その結果を反映させた在籍者数一覧表が報告される（資料 7-22）。一覧表には、学科ごとの退学率の集計が毎回更新されており、学科・専攻における指導の参考にしている。

また、進路変更を希望する学生には、転科・転専修制度を設けており、2 年進級時、3 年進級時に選抜試験を受けることができ、学生便覧に明示している。本制度も退学者対策の一助になっていると考えられる（資料 1-4 [p.40]）。

〈奨学金その他の経済的支援の整備〉

本学では経済的支援を行う奨学金として日本学生支援機構奨学金を活用しており、2021 年度は貸与型では第 1 種と第 2 種を合わせて、学部生 897 名、大学院生 1 名、給付型では学部生 240 名が受給している。

2020 年度からは、高等教育の修学支援新制度も始まり、2020 年度は学部生 191 名、2021 年度は学部生 236 名が、この制度を利用している（資料 7-23）。

その他、さまざまな校内奨学金制度（給付型および貸与型）を運用している。本学の奨学金の種類と対象、実績を資料に示した（資料 7-24）。例として、4 年次後期に経済的困難により卒業が危ぶまれる学生には千と勢会給付奨学金（給付型）を設けており、卒業に向けて支援を行える体制としている。その他にも卒業年次生への在学援助特別奨学金や 2、3 年次生への在学援助奨学金（いずれも貸与型）により経済的支援の体制を整えている。

また、社会人特別入学生や社会人編入学生、外国人留学生に対して給付型の奨学金を設定しており、社会人や留学生の経済的な支援を行い、学びに集中できるような支援体制を整えている（資料 7-25）。さらに、姉妹が同時に在学することで経済的な負担の大きい家庭には、姉妹等奨学金を給付することで支援を行っている。

海外の協定大学へ留学する学生の経済的負担を軽減するためには、留学奨学金（長期留学、2 年次以降）や中期留学奨学金（2 年次）、中期留学プラス奨学金（3 年次）などを設置しており、海外での学びを深める学生への経済的支援を実施している（資料 7-26）。

以上、学生の状況に応じた様々な奨学金により経済的支援を行っており、種類、用途の点において十分に機能している。また、奨学金の給付に関する適切性については、毎年奨学金給付の一覧表を教学委員会で点検しており、必要に応じて制度の見直しができる体制となっている（資料 7-27）。

〈授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供〉

本学で実施している奨学金制度に関しては、大学公式サイトや入学案内) で公表し、毎年入学式後に保護者向けの説明会を開催している(コロナ禍は中止)(資料 1-14 [pp.109-110]、5-24【ウェブ】、7-28)。

また、学生に対しては、学生便覧へ各種奨学制度の情報を掲載した上で、年度初めの説明会の実施、ならびに、適時松蔭ポータルでの通知なども行っている(資料 1-4 [pp.37-39]、7-29、7-30)。

〈評価の視点 3) 学生の生活に関する適切な支援の実施

〈学生の相談に応じる体制の整備〉

これまで繰り返し述べてきたように、本学は全学年においてクラス担任制度をとっており、学生が相談しやすい環境を構築している。それに加えて、クラス担任だけでなく、すべての専任教員はオフィスアワーを設定しており、その時間帯に学生は自由に研究室を訪ね、学業のことや学生生活のことなどについて相談することができる。各教員のオフィスアワーは履修ガイドに一覧表として掲載しており、すべての学生が活用することができるようになっている(資料 1-11 [pp.15-18])。

また、学生支援室、学生相談室、保健室などが、学生の相談窓口として機能しており、内容に応じて専門的な相談を受けられる態勢となっている。

相談内容によっては、より適切な対応のために、関連部署間での連携、情報共有が必要となる場合がある。部署間の連携については、学生支援室が中心的な役割を果たすことになる。なお、そのような連携にあたっては当然ながら、学生の意向やプライバシーに対する十分な配慮が払われる。

〈ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備〉

ハラスメント防止のため、ハラスメント防止対策委員会を設置しており、規程を整備している(資料 7-31)。

キャンパス・ハラスメント相談のためにキャンパス・ハラスメント相談窓口を設置しており、大学公式サイトでの周知並びにリーフレットを毎年作成し、全ての学生に配布している(資料 7-32【ウェブ】、7-33)。

ハラスメント相談窓口に関しては、「ハラスメント相談窓口に関する規程」を整備し、相談窓口に関する役割について教職員向けには諸規程集、学生向けには学生便覧にて明示している(資料 1-3 [p.139]、1-4 [pp.42-43]、7-34)。

ハラスメント相談におけるプロセスは、大学公式サイトに「キャンパス・ハラスメントの防止のガイドライン」を公表しており、相談からの流れが明示されている(資料 7-35【ウェブ】)。また、リーフレットには、相談からのプロセスがフローチャートとしてわかりやすくまとめられている(資料 7-33)。

ハラスメント相談の実際としては、相談窓口での相談は、年度ごとに選出され、教員と職員の両方から委嘱を受けた窓口相談員が 2 名で対応することになっている。相談に関してはハラスメント防止対策委員長である副学長が報告を受け、ハラスメント防止対策委員

会を開催する。委員会での審議において調査が必要であると認められた場合は、ハラスメント調査委員会を設置し、調査を進める（資料 7-36）。調査の結果は、行為者が学生の場合は教学委員会に、教職員の場合は理事会に報告される。

ハラスメント防止対策に関する適切性については、自己点検・評価実施主体であるハラスメント防止対策委員会が中期ビジョン等実施状況確認表において点検・評価を行い、教学委員会に報告している。

なお、ハラスメント防止対策のために FD・SD 研修会において、ハラスメントについて研修する機会を適宜設けている（資料 7-37）。

〈学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮〉

入学前にすべての入学予定者に健康調査票を配付し、保健室に提出させている（資料 7-38）。調査票には障がいの有無や配慮の希望の有無について記入する欄があり、必要に応じて支援室、保健室、学科等が連携をとりながら、個別の面談を行う。障がい等のため配慮が必要な場合には、学生支援室が配慮案を作成し、入学後に配慮願を配付することになる。

保健室には、平日 2 名、土曜日 1 名の看護師を配置し、急病や健康相談などに応じている。保健室では、新型インフルエンザや伝染病（麻疹）の流行に際しての対応マニュアルを作成しており、突然の流行に応用できるように備えている（資料 7-39）。2020 年度の COVID-19 対策としては、マスク、防護服、非接触型体温計などの必要物品を揃えると共に、学内で感染者が発生した場合の隔離室も準備し、適切な対応がとれる体制を整えた。

学生相談室は、臨床心理士・公認心理師の資格をもつ心理学科専任教員 1 名が兼任する室長と、臨床心理士や公認心理師の有資格者である非常勤相談員により運営されている（資料 7-40）。非常勤相談員は、1 日あたり 2～3 名が勤務する体制となっており、さまざまな学生の相談に応じている（資料 7-41）。また、近年の学生は悩みを抱えながらも自発的に相談にくることができないことも多いため、2012 年度より、新入生に対する UPI（大学生精神健康調査票）を用いたスクリーニングを開始した。基準に基づいて何らかの精神的問題を抱えていると思われる学生については、学生相談室より連絡して面談に来させ、必要に応じて継続的なサポートにつなげるようにしている（資料 7-42）。

学生相談室では月に 1 回のケース検討会議を開催し、教員である室長がスーパーヴァイザーの役割を担い、相談員の支援に対する助言・指導を行うことにより、支援の適切性が担保されている。

〈評価の視点 4〉学生の進路に関する適切な支援の実施

〈キャリア教育の実施〉

学生が、自分自身の人生であるキャリアを自らの力で作り上げて、社会的・職業的に自立する態度を身につけることを目的として、全学共通科目にキャリア系列科目を配置している（資料：履修ガイド）。これらの科目のうち、「キャリアデザイン I」については、食物栄養学科と教育学科を除くすべての学科で必修科目となっている（食物栄養学科と教育学科については、選択科目として配置）。

また、社会や企業が求める能力を在学中に効率良く身につけるためのハイレベルな履修モデルとして、「キャリアデザインプログラム」を定めている（資料 1-4 [pp.55-57]）。

より専門性の高い課程として、「エアライン課程」と「ファイナンス課程」を設けている（資料 3-7、7-43）。

「エアライン課程」は、キャビンアテンダントやグランドスタッフ等のエアライン関連職を目指す学生のための課程であり、(株) ANA 総合研究所と提携して開設している。また、本課程と連動する形で、「エアラインスタッフ就職対策講座」および「エアラインスタッフ就職対策演習」からなる、「エアラインスタッフ就職対策プログラム」も提供している。

「ファイナンス課程」は、金融機関への就職を目指す学生を支援するため、国家資格・ファイナンシャル・プランニング技能士 (FP 技能士) の取得を目的とした課程である。「ファイナンス課程」においては、本学教員がアドバイザーとして座談会の開設や学生からの相談を受け付けている。

カリキュラム以外では、1 年次と 3 年次において、(株) ベネッセ i-キャリアのアセスメントテスト「GPS-Academic」を実施している。このアセスメントテストでは「思考力」「姿勢・態度」「経験」の 3 項目の測定に加え、入学時調査及び 3 年次の学生調査も目的としている。結果については学内で報告会を行っている（資料 7-44）。こうしたテストの実施によって、学生のキャリア育成とキャリア意識の向上を高めるとともに、テストの個別データをリポジトリ「shoin キセキ」に保管することによって、教職員の積極的な学生指導に役立てている。

さらに、学生の資格取得の支援やキャリア支援のために、(株) 東京リーガルマインドに委託して「資格サポートオフィス」を設置している。「資格サポートオフィス」では、「公務員対策講座」を始めとしたさまざまな資格取得のための講座が開講されている（資料 7-45【ウェブ】）。

その他、大学基礎講座（入学前教育）でも本学における「キャリア教育」を紹介し、早い段階からキャリアに対する意識を高める工夫も行っている（資料 7-46）。

〈学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備〉

本学のキャリア支援体制は、キャリア教育センターとキャリアサポートセンターにより構築されており、両者が連携することできめ細かいキャリア支援を実現している。

キャリア教育センターは、キャリア教育の充実を目指すことを目的とした部署であり、(1)カリキュラム編成、(2)クラス編成、(3)授業時間割編成、(4)キャリア教育に関する研究開発、学科への科目の提案、(5)キャリア教育に関する資料の収集と管理、(6)キャリア教育に利用される施設・設備の管理と運営、等を所轄している（資料 1-4 [pp.55-57]、3-8）。早期からのキャリア教育を充実させ、学生のキャリア意識を高めるために、各学科・専攻より教員をキャリア教育センター所員として 1 名ずつ選出し、キャリア関連授業の運営と学生の進路支援に当たっている。また、前述の資格サポートオフィスを設置し、連携しながら学生の資格取得を支援している。

キャリアサポートセンターは、就職斡旋指導および進路指導に関する業務を所轄しており、就職情報の提供、就職支援行事の実施、ならびにキャリアカウンセリングを行っている（資料 1-4 [pp.58-59]）。人員は、課長 1 名、課長代理 1 名を含み専任職員は 3 名である。その他、有期職員が 2 名、派遣職員が 2 名となっている。

両者は連携しながらキャリア支援を行っているが、その一例として、2021 年度には両者

が参加するキャリア教育センター会議が 10 回実施された。会議においては、学生の就職支援における実態把握と、今後のキャリア教育プログラムの検討が行われた(資料 7-47)。また、毎月 4 年生の進路状況を各学科に共有し、必要に応じてクラス担任から学生に対して指導を行っている。

〈進路選択に関わる支援やガイダンスの実施〉

キャリアサポートセンターでは、以下のようなガイダンスやセミナー、説明会等を実施することを通じて、学生の進路選択に関わる支援を行っている(資料 7-48【ウェブ】)。また、2020 年度からは COVID-19 対策として、大半の就職支援をオンラインで実施している。

就職ガイダンス：就職活動において最低限の知識をインプットすることを目的としたガイダンスであり、年 8 回実施している。就職活動のスケジュール、履歴書やエントリーシート、面接トレーニングと、段階を踏んでレベルアップしていく内容となっている。なお、本ガイダンスは、就職を目指す 3 年生は、必須参加となっている。

Brush Up セミナー：就職ガイダンスで得た知識を、実践し、形にするため、履歴書の作成や、面接練習などを行うセミナーである。就職ガイダンスとのセット講座となっており、必須参加となっている。

就職講座：任意参加の講座であり、有料のものと無料のものがある。筆記試験、グループディスカッションなど一人では対策が難しいものに関して、時間をかけて対策を行う。また、エアライン業界就職に向けた対策にも力を入れており、(株)ANA 総合研究所と連携し、講座の実施や、相談室の開室を行っている。

学内企業説明会：様々な業界の企業から採用担当者を招き、説明会を行う。特に卒業生が多く就職している企業が多数参加している。2021 年度は 76 社の参加があり、延べ 2,822 名の学生が参加した。

個別相談：就職活動に関する個別の相談を行っている。履歴書やエントリーシートの添削、面接練習などにも対応している。

就活トップアップ支援：SPI と職務適応性において一定の条件をクリアした学生に対し、より就活力を高める支援を行っている。

大学院進学等の進路を考えている学生に対しては、本学大学院についての情報とともに、他大学大学院や専門学校の資料も設置している。

また、キャリアサポートセンターでは、卒業年次生に対するアンケート調査を行い、その結果に基づいて就職支援のあり方を検討している(資料 7-49【ウェブ】)。

〈評価の視点 5〉学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

本学には、体育系クラブと文化系クラブの予算配分を決定する自治組織として、学友会がある(資料 1-4 [pp.156-158])。各クラブは、年間計画に基づいて予算案を作成し、学友会に提出する。学友会は、学生部教職員との密な連絡と指導の下で各クラブの予算案を検討し、個々のクラブとの間で折衝を行った上で、予算配分を決定する。

なお、クラブのうち強化クラブとして指定されているものの活動に関する費用については、学友会費だけではなく、大学学生部の学生助育費による補助がある(資料 7-50、7-51)。

また、学友会は、毎年 11 月に実施される松蔭祭（学園祭）の実行委員会を運営しており、学生部教職員のバックアップの下、予算および企画の立案を行っている。

学生と教職員が各部局の垣根を越えて互いに協力しながら大学を活性化する優れた取り組みをサポートする「松蔭 GP (Good Practice)」という活動を続けていたが、2021 年度からは学生や教職員がさらに気軽に取り組みやすい大学活性化プログラムとして、新たに「松蔭チャレンジプログラム (CP)」を新しくスタートさせる予定であったが、Covid-19 感染拡大のため延期となっている。（資料 7-52【ウェブ】）

〈評価の視点 6〉 その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援に関する学生の要望は、担任、学生支援室、学生相談室、保健室等を窓口として出されてくることが多い。そうした要望については、適時適切な部署に伝達され、学生支援に繋げていくようにしている。また、学生食堂には「目安箱」を設置しており、定期的に中身を点検し、投書があった場合は所轄の部局に連絡が行き、必要に応じて改善の方法を探る。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく 定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

〈評価の視点 1〉 適切な根拠（資料、情報）に基づく 定期的な点検・評価

学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する諸施策は、各部局から起案されたものについて教学委員会において審議され、予算の執行に関わるものについては最終的に理事会において決定される。また、学生支援に関する適切性については、学生支援に関わるそれぞれの自己点検・評価実施主体が中期ビジョン等実施状況確認表において点検・評価を実施し（第 2 章参照）、教学委員会に報告し、必要に応じて教学委員会より改善の方策についての起案が促される。

また、配慮学生の数とその内容等、全学的に情報の共有が必要であると判断されるものについては、個人情報保護に十分配慮しながら、教学委員会及び教授会等で報告される（資料 7-53）。

〈評価の視点 2〉 点検・評価結果に基づく改善・向上

各部署の自己点検・評価の例として、メンタル的な問題により保健室を利用する学生が増加したことを受けて、保健室看護師の勤務体制を見直したとともに、保健室に滞留する学生を引き受ける「居場所」を確保するための支援室のスペースを確保することとなった（資料 7-54）。

7.1.4. 学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点：学生支援（学習支援、経済支援、進路支援等）における COVID-19 への対

応・対策の、学生の安定した学生生活の確保の観点からの適切性

- ・ 学習支援における COVID-19 への対応・対策の適切性
- ・ 生活支援における COVID-19 への対応・対策の適切性
- ・ 進路支援における COVID-19 への対応・対策の適切性

〈評価の視点〉学生支援（学習支援、経済支援、進路支援等）における COVID-19 への対応・対策の、学生の安定した学生生活の確保の観点からの適切性

〈学習支援における COVID-19 への対応・対策の適切性〉

COVID-19 拡大に伴い、本学では 2020 年度前期にはほぼすべての授業を遠隔授業で実施することになった。オンライン授業を適切に実施できるようにするために、IT ヘルプデスクを設置し、学生へのサポートを行った（資料 7-55）。

図書館では、来校できない状況でも学習を進められるよう、学習に役立つインターネット上のリンクをまとめた情報を発信したり、資料の郵送貸出サービスを行ったりといった拡張サービスを実施した（資料 7-56【ウェブ】、7-57【ウェブ】）。

また、2020 年 6 月からオンライン授業を受ける環境を整備するための支援として「学習環境整備支援金」の支給を開始し、さらに 9 月にはネット学習用のヘッドセットの配付を行った（資料 7-58、7-59）。

これらはいずれも、困難な学習環境において、学生の学習を適切に行うための支援となったと思われる。

〈生活支援における COVID-19 への対応・対策の適切性〉

COVID-19 の感染予防のために全学生が登校時に検温を行い、手指消毒ができるようにサーモグラフィを正門の他 3 か所に、アルコール洗浄液スタンドを各講義棟に設置した。また、学生食堂にはアクリル板でパーティションを設け、食事時の飛沫感染対策を実施した（資料 7-60）。

COVID-19 の拡大により、経済的な困難が生じる学生も多かったために、JASSO の給付奨学金（家計急変採用）、高等教育の修学支援新制度、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』などについての情報提供を行った（資料 7-61）。

学生支援室では、通常の「配慮願」の配付に加えて、オンライン授業への適応困難な学生への支援を積極的に行った。

学生相談室でも、通常の相談業務が難しくなったため、学生相談室利用学生を主たる対象としたお知らせを定期的に発信し、場合によってはオンライン相談を行うなどした（資料 7-62）。

こうした対応が、多くの学生の安定した学生生活の確保に資したと思われる。

〈進路支援における COVID-19 への対応・対策の適切性〉

COVID-19 の拡大の影響によって、2020 年度は大半の就職支援行事をオンラインで行った。また、感染状況を見ながら、慎重に対面実施を行ったものもあった。実施方法の変更及び実施行事については、以下の通りである。

対面形式からオンライン形式（オンデマンド配信及びライブ配信）：就職オリエンテーション、就職ガイダンス、Brush Up セミナー（自己 PR 作成、学チカ作成、履歴書作成）、

各種講座（筆記試験対策講座、業界・企業研究講座、動画選考対策、Uターン就職セミナー）、内定者座談会、学内業界研究会

対面形式からオンライン形式（ビデオ会議システムの活用）：キャリアカウンセリング（個別相談）、Brush Up セミナー（模擬面接）、各種講座（グループディスカッション講座、何でも座談会、筆記試験対策講座）

感染防止対策をした上で対面実施：エアライン講座、証明写真撮影会

感染状況を鑑みつつも就職活動に必要な情報を様々な形で提供したことにより、2020年度においても全国平均の就職率 96.0%を上回る 98.6%を維持することができた（資料 7-63【ウェブ】）。また、就職に対する満足度調査では、92.1%の者が「満足」もしくは「やや満足」と回答しており、コロナ禍においても適切なキャリア支援が実施できたものと考えられる（資料 7-49【ウェブ】）。

7.2. 長所・特色

1. 学生支援室による支援

学生支援室は、室長 1 名、職員 2 名によって運営されている。いずれも対人援助に関する専門的な資格（臨床心理士、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士）を有しており、専門的な視点をもって学生支援にあたっている。こうした特性をもった学生支援室が学生支援の中核となつて機能することで、クラス担任、学科、教務課、キャリアサポートセンターといった複数の部署間における連携が有効になされていると考えられる。

また、学生支援室では、入学決定者及び入学を検討している者に対する入学前相談も実施している。このことにより、要支援学生が入学後にスムーズに大学生活へ適応していきけるような態勢をとることができていると考えられる。

さらに短期に回復が困難な心身に障がいを抱え支援を要する学生に対して、「配慮願い」の申請ができる制度を設けており、個別のニーズに応じた合理的配慮を適切に実施できる体制を整えている。

保健室との協議の結果により、メンタルの問題を抱えた学生たちが学内で落ち着いて過ごすことのできる「居場所」を設置する準備が現在進んでいる。居場所の創設により、休学や退学の予防につながることを期待できる。

2. 学生相談室による支援

学生相談室の室長、ならびに相談員はいずれも、臨床心理士・公認心理師の資格を有しており、心理相談の専門家として学生相談を提供している。平日は 2 名ないし 3 名の相談員が相談室に勤務しており、手厚い支援を実施することができている。

学生相談室は学期中だけではなく、長期休暇中も相談員を配置して相談業務を行っており、要支援学生の適応に対して途切れなく支援提供できている（資料 7-41）。

学生相談室が実施している新入生に対する UPI によるスクリーニングは、要支援の学生を把握し、積極的に相談に繋げていくことに寄与している（資料 7-42）。

3. 資格サポートオフィス

キャリアサポートセンターとは別に、卒後に役立つ様々な資格取得を支援するために資

格サポートオフィスを開設しており、資格に関する情報提供や資格取得に向けた講座を開設し、学生たちの資格取得を応援している（資料 7-45【ウェブ】）。また、卒業生に関しても受講できる資格講座の情報提供を行い、支援を行なっている（資料 7-64【ウェブ】）。

7.3. 問題点

最寄りの駅から距離があり、かつ坂の上という本学の立地条件のためか、強化クラブを除いてクラブ・同好会活動が盛んとは言いがたい。その上、2020 年度以降は COVID-19 の影響もあり、そうした活動は一層低下し、大学祭である松蔭祭も 2020 年度は中止となった。2021 年度は動画配信を中心とした形で開催への支援を行うことができたが、課外活動と共に今後の活性化が望まれる。

学生による課外活動を活性化する施策をとる必要があると思われる。

学生支援室による「配慮願い」を通しての支援に関して、常に支援員は配慮された学生への声かけにより状況把握を行なっているが、一定期間後のふりかえりをルール化することやアンケートを使用すること、さらに「配慮願い」が配布された教員へのアンケートなど根拠に基づく改善策の策定について今後検討したい。

7.4. 全体のまとめ

本学では、明示している学生支援に関する方針のもと、学生が安心して学習活動ならびに学生生活を継続していけるように支援を行っている。

修学ならびに生活の支援については、個々の学生の必要や状況に応じて、クラス担任、学科、教務課、学生課、学生支援室、保健室、学生相談室といった部署が、学生支援室を中核として有機的に連携しながら、活発な支援が実施されている。

また、進路支援については、キャリア教育センターとキャリアサポートセンターを中心に適切な支援ができており、それが就職希望者の就職決定率の高さに現れていると言えるだろう。

修学支援、生活支援、進路支援のいずれについても、点検、評価、改善、向上が適切に行われているものと考えられる。

第 8 章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

〈評価の視点〉大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学学則第 1 条の 1 において、「本学は、聖公会キリスト教主義に基づく人格の完成とともに健康な社会人の育成を期して高い学問的教養を授けると共に学術研究の場として深く専門の学芸を研究教授することを目的する。」としている（資料 1-1）。そして、成長し続けるための土台を築く「実践的な教養」、成長の方向性を自ら描く「キャリア教育」、そして他者への慈しみの心を養う「キリスト教の精神」を教育理念に掲げている。スクールモットーの「Open Yourself, Open Your Future」が表すように、4 年間で未来を切り拓く力を獲得できるよう、成長の糧となる学びと経験が得られる場を提供できるようにしている（資料 1-13【ウェブ】）。これらの考え方にに基づき、教育研究環境の整備が行なわれている。

教育環境については 2018 年度に制定された「創立 130 年に向けた中期ビジョン」の大学の教育方針の中に、「キリスト教教育、親密さと信頼を育む学内の活動や施設の整備を通じて、心を開くことのできる安心と落ち着きのあるキャンパスとする。」ことが示されている。2022 年度までの目標の項目（6）として「キャンパス整備」が記載され、2022 年度までに「現在のキャンパスの雰囲気維持しつつ、部分的な増改築で現在の学生の利便性を向上する。」こととなっている（資料 1-20【ウェブ】）。

研究環境については、専任教育職員職務規程第 5 条で、「専任教員は、本学専任教員として必要な教育・研究活動ならびに学生指導を行なうものとする。」とされ、更に、神戸松蔭女子大学研究者行動規範では、「研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。」ことを定めている（資料 6-14、8-1）。本学では、規範に示す研究者が行なう研究の実現を可能にする環境の整備を目指している。

以上のように、建学の精神、教育の理念に基づく中期計画の実現のための教育研究環境の整備の方針は、適切に明示されていると判断できる。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境および仕組みの整備正課外教育

評価の視点 2：教育研究環境整備における COVID-19 への対応・対策措置

- ・ 学生の学習や教員による教育活動の支援

評価の視点 3：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

本学の校地面積は 78,410 m²、校舎面積は 35,136 m²、設置基準上必要な校地面積は 22,800 m²、校舎面積は 15,513 m²である（大学基礎データ表 1）。基準面積は充分確保しており、学生の教育環境としてゆとりある規模を有している。学舎は 1980 年、1981 年に主たる校舎が建築され、40 年以上が経過しているが、適切な維持管理に努めた結果、現在でも学生の学びの場として良質な環境を提供している（資料 2-21【ウェブ】）。本学のキャンパスは、2014 年度の BELCA 賞のロングライフ部門で表彰された（資料 8-2【ウェブ】）。今後とも賞に恥じないよう中長期修繕計画に従い、計画的かつ効果的に、施設・設備の更新および維持管理に努めたい。

キャンパス内には 14 の建物（体育館、チャペル、食堂、図書館を含む）と 9 面のテニスコート、北グラウンド、ゴルフ練習場がある（資料 1-11 [p.267]）。教室は各学部・学科・専攻の学びの特色に沿った実験、実習室を含め、全学共通教育の情報処理教育施設としてのコンピュータ教室、AL（Active Learning）教室などを設けており、学生の学習環境として十分な設備を整備している（資料 1-11 [pp.268-281]）。

施設、設備等の整備及び管理の中長期計画については理事会が責任を持ち、毎年その適切性について点検・評価を行なっている。経常的な施設設備の投資については、基本方針として減価償却額を基準とし、建物設備等は減価償却相当額の 50%を目途とする方針を立てつつ、必要に応じて教育環境の新規整備などの追加も弾力的に行っている。適正な予算配分のもと、効果的な整備を目指すと同時に、減価償却相当額の残 50%部分を将来の設備投資の原資として内部留保に努めている。また、この適切性については自己点検・評価実施主体である事務局において、中期ビジョン等実施状況確認表によって点検・評価されている（資料 2-27）。

〈評価の視点 1〉施設、設備等の整備及び管理

〈ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備〉

本学の中期計画の一つとして、2019 年度に組織された教育改革プロジェクトチームにより 2020 年 3 月に答申が行われた（資料 2-9）。この答申に示された教育の方向性に基づき、順次カリキュラムを更新していくことになり、そのカリキュラムの実現に向けた教室整備を進めているところである。具体的には、PC リテラシーを高め、ゼミ形式の学びを強化し全学的にアクティブ・ラーニングを進めるために、順次キャンパス内でのノートパソコン必携化（BYOD）を進め、アクティブ・ラーニングに適する教室整備を進めているところである。

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備については、学生の教育にかかわる部分については主に情報教育センターが、教員（研究室）や事務部門にかかわる部分については主にシステム管理部が整備を担っている（資料 3-6、8-3）。大学全体として、回線の冗長化を強化するためのネットワーク増強と機器更新（ネットワークスイッチ、サーバ）、無線 LAN アクセスポイントの追加による Wi-Fi 利用環境の向上等、情報インフラ面の整備が行われている（資料 2-21【ウェブ】）。

教育部門については、コンピュータ教室や、各学部・学科・専攻の専用教室では、定期的にパソコンの入れ替えが行われ、学びの特色に応じて必要となるアプリケーションソフトのバージョンアップや新しいソフトが導入されている。2020年度には、文部科学省・令和2年度私立学校施設整備補助金（教育基盤）事業により、Windows 教室をシンククライアントシステムで再構築し、機器更新を実施した。また、教室の AV 設備（プロジェクター、書画カメラ、スクリーン、ディスプレイ、電子黒板等）については、専門業者により年に一度点検が行われている。年間を通して不具合が生じた場合には、教務部が報告を受け対応を行っている。

2020年度には、文部科学省・令和2年度私立学校施設整備補助金（教育基盤）事業により、語学教育に使用されている2号館の2つのCALL教室とLL自習室が2つのCL(Computer Laboratory)教室、AL(Active Learning)教室とCL自習室に改修された。これにより語学教育をはじめフレキシブルに活用できる教室となり、学生の能動的活動を取り入れた授業や学習法、双方向の授業展開へとつながっている。2021年度には7号館の改修工事が行われ、ホワイトボード、プロジェクター、可動式机・椅子を備えた8室の演習室(1F、各24席)が整備され、自習スペース(1F30席、3F62席)が新設された。

以上の通り、コンピュータ教室を整備しつつ、持ち込みパソコン使用に対応した演習室、自習スペース、Wi-Fi環境整備を進めている。事務部門においても、必要な情報通信機器の新規設置や更新が行われている。また、ほとんどの教室にプロジェクターとスクリーンは整備され、アクティブ・ラーニングに適する教室整備も着実に進んでいる(資料8-4)。

〈バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備〉

バリアフリーへの対応や利用者の快適性(アメニティ)に配慮したキャンパス環境整備については、総務部施設管理課により、建物・設備の老朽化対応が計画的に行われている(資料8-5)。随時、空調個別化、トイレ改修リニューアル、LED照明器具への更新、屋根・外壁改修工事が進められている。また、緑豊かな環境にある本学キャンパスの景観維持と安全確保のために、敷地内の高木剪定や倒木防止対策、日常的な草刈りをはじめとする維持整備が行われている。障がいを持つ学生への対応として、2号館1F車いす用階段昇降設備、5号館車いす対応エレベータ、及び玄関前スロープ設置、駐車スペース用可動式庇の設置、バリアフリートイレ等の設置を進めてきた。バリアフリートイレは構内に全7か所あり、うち7号館1Fは2017年、5号館4Fは2021年に設置した。

〈学生の学習や教員による教育活動の支援〉

学生の自主的な学習を促進するための環境整備としては、図書館、コンピュータ自習室、7号館1F及び3F自習室を整備している。図書館には自習スペース33席に加え、グループ学習用施設として2005年にグループ閲覧室2室を設置し(定員は18名と12名)、2014年11月には閲覧室を改修し、ラーニングコモンズ「てらす1・2・3」を設置した。図書館内で利用できる貸出用ノートパソコン20台、プロジェクター、スクリーンも設置し、授業や学生の自主的な協同学習の場として活用されている(資料8-6【ウェブ】)。コンピュータ自習室2室(計40台のパソコン)では常時自習可能であり、授業が行われていない時間帯は授業用の4つのWindows教室も自習用に開放されている。7号館1F(30席)と

3F (62 席) の各自習室は常時利用可能で、持ち込みパソコン対応の電源設備が整備されている。

これらの他に、2 号館 AL (Active Learning) 教室の隣には自習室を設け、パソコンを使ったリスニングやスピーキングの練習、DVD の視聴などができる。また、「イングリッシュ・アイランド」では、昼休みや講義の空き時間を利用してネイティブスピーカー教員とコミュニケーションをとり会話力を向上させることができる (資料 4-17)。「ピア外国語応援サロン」では、外国語学習と日本語文章作成のサポートが受けられ、自習・グループ学習に利用することもできる (全 20 席)。

以上のように、学生の自主的な学習を促進する施設や仕組みが整備されている。

〈評価の視点 2〉 教育研究環境整備における COVID-19 への対応・対策措置

2020 年度のコロナ禍への対応として、教学委員会がイニシアティブをとり、遠隔授業受講環境整備のための緊急支援金として、5 月から 7 月にかけて在学生一人当たり 5 万円を支給し、後期授業開始に合わせてヘッドセットの現物支給を行った。また Microsoft アカウントの発行と利用を開始し、Microsoft 社のオープンバリューサブスクリプション Office Professional Plus L&SA の契約を行い、在籍中は学生個人が所有するパソコンにも最新の Office365 を無料でインストールし、利用できる環境が整えられた (資料 2-21 [2020 年度] 【ウェブ】)。遠隔授業受講でのテレビ会議システムの利用促進を図るために、Windows 教室の全パソコン及び各学部・学科・専攻が保有するほとんどのパソコンにウェブカメラが設置され、学内で遠隔授業を受講するための貸し出し用タブレット (20 台) を新規に導入した。9 月からは、タブレットの貸し出しや、構内での遠隔授業受講教室の振り分け、学生・教員のパソコン環境の設定や利用をサポートする IT ヘルプデスクを外部業者に委託して開設し、自宅や学内での遠隔授業受講環境整備を支援している。IT ヘルプデスクは 2022 年度も継続する (資料 8-7)。

教員の遠隔授業支援としては、「遠隔授業研究プロジェクトチーム」が 4 月に組織された。チームはクラウド型学習管理システム松蔭 manaba に設定されたコースを基点として、専任教員及び非常勤教員を対象に、松蔭 manaba やテレビ会議システム Zoom を使った双方向授業法についての情報提供や、授業中に発生した問題や困りごとに関する質疑への応答を継続的に行い、講習会を 2 回開催した (資料 8-8)。このチームのサポートや情報教育センターによる学生の遠隔授業受講環境調査などの結果を踏まえ、遠隔授業への移行は大きな問題なく進められ、段階的に授業の質が向上していった。

換気対策としては、各教室、食堂に網戸を設置し、マグダレンチャペルに換気設備を設置した。また、学生ホールに手指消毒と検温場所を設け、入構時の健康チェックを徹底した。各教室には除菌スプレーや除菌シートを配備し、教室と学生食堂にはパーティションを設置して感染予防対策を講じるとともに、学内で感染が判明した場合に備えて隔離室を確保した (資料 2-21 [2020 年度] 【ウェブ】)。

以上のように、予期せぬコロナ禍に見舞われた際にも、学生の教育環境の整備と安全で安心できるキャンパスを維持し続けるために必要な措置が適切に迅速に取られた。

〈評価の視点 3〉 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組は、図書館が中心になり実施している。教職員には 2020 年 5 月に図書館より「遠隔授業における著作物の取扱いについて～授業目的公衆送信補償金制度の早期施行～」(教員向け)の説明文書が松蔭 manaba を通して配布され、基本的な考え方の再確認が行われた。また遠隔授業研究プロジェクトチームの第 1 回研修会(9 月)において、授業を配信・記録(録音や録画)する際の注意点として、デジタル化に伴うリスクや個人情報への配慮が呼び掛けられた(資料 8-9、8-10)。また 2021 年 3 月に開催された次年度説明会では、図書館職員による著作権についての講習が行われた(資料 8-11)。

学生に対しては、従来から全学生が 1 年次に受講する科目「情報リテラシー A」の中で情報倫理についての講義が行われ、情報倫理を学び基本的姿勢を身に着けられるようにしてきた(資料 8-12)。2020 年度の遠隔授業開始の際には、授業担当者を通して、図書館より「遠隔授業での講義資料等の取り扱いに関する注意事項」リーフレットが配布され、新入生を含めた全在學生に授業で配布される資料の取り扱いについての注意喚起を行った(資料 8-13)。

今後も、新年度に向けて行われる教職員対象の説明会で情報倫理に関する講習会を実施し、学生には松蔭ポータルを通して注意喚起を行うとともに、授業を通して情報倫理の確立を図っていく。

以上から、本学は必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場などの教育研究活動に必要な施設および設備を整備し、これらが適切に活用されるように平時・非常時にかかわらず適切に管理されていると判断できる。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

| |
|---|
| <p>評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備 ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・ 学術情報へのアクセスに関する対応 ・ 図書館活用の促進 <p>評価の視点 2：図書館利用における COVID-19 への対応・対策措置</p> <p>評価の視点 3：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置</p> |
|---|

図書館の運営の適切性については、教学委員会で点検・評価を行っている(資料 8-14)。また、図書館運営委員会により、中期ビジョン等実施状況確認表においても運営の適切性について点検・評価されている(資料 8-15)

〈評価の視点 1) 図書資料の整備と図書利用環境の整備

〈図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備〉

本学の図書館の目的は、図書館規程第 2 条において「図書館は本学に必要な図

書館資料を収集管理し、本学の教職員・学生の利用に供し、教育及び研究に資することを目的とする。」と定められている（資料 3-3）。

2021 年 3 月末現在、図書館の蔵書冊数は 414,922 冊、雑誌種類数 3,538 種、視聴覚資料 12,628 点である。蔵書冊数には、電子出版物 1,050 点、オンラインブック 472 点が含まれる（資料 8-16【ウェブ】）。2019 年度の入館者数は 42,150 人、図書貸出数（視聴覚資料含む）30,505 点、開館日数 272 日であった（資料 8-17【ウェブ】）。

〈学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備〉

閲覧室の座席数は 387 席であり、収容定員 2,300 人に対する座席数の割合は 16.6%である。うち 33 席は自習に適した個別ブース型の座席となっている。開館時間は、表 8-1 のとおりである。

表 8-1 図書館開館時間

| | A 授業期間 (試験・補講期間を含む) | B 夏期休暇期間 冬期休暇期間 | C A、B以外の期間 (後期授業終了日の翌 日から翌年度前期授業 開始日の前日まで) |
|-------------|---|-----------------------|--|
| 図書館 開館時間 | 月～金 9:00～19:00 *7月末と1月末の各1週間は 20:00まで延長 土 9:00～17:00 | 月～金 9:00～16:30 | 月～土 9:00～17:00 |

〈国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備〉

〈学術情報へのアクセスに関する対応〉

学術情報相互提供システムとして、国立情報学研究所（NII）が提供する学術情報システム（NACSIS-CAT）に加入している。また、NII とオープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）提供の JAIRO Cloud（共用リポジトリサービス）を利用して、神戸松蔭女子学院大学学術機関リポジトリ「KARASHI-DANE」を構築し、本学の学術研究成果を学内外へ公開している（資料 3-4【ウェブ】）。

大学図書館システム「E-CatsLibrary ver.6」を導入し、OPAC（Online Public Access Catalog）により、学外からの本学の蔵書検索はもとより、NACSIS-CAT に登録された資料や NII の論文情報システム（CiNII）に登録された学術論文についても横断検索が可能となっている。また、クラウド型プロキシシステム「RemoteXs」を導入し、学外からも契約オンラインデータベースや電子ジャーナル・電子ブックの利用が可能である。

〈図書館活用の促進〉

図書館の活用を促進するために、新入生や新任教員等に対するオリエンテーションや論文作成のための図書館利用方法ガイダンス等の利用者教育、2008 年度から導入している学生協働活動「図書館サポーター」活動、本学所蔵の貴重資料の展示、学生による選書活動及びおすすめ本の展示等を行っている。また、除籍資料の再利用活動、地域の中学生の職業体験活動の受入、「図書館総合展」や近隣他大学との交流活動も行っている。

〈評価の視点 2〉 図書館利用における COVID-19 への対応・対策措置

2020 年度からは COVID-19 感染拡大防止対策として、閲覧席のすべての座席を座席指定とし、間隔をあけて提供した。利用後は図書館員が逐次消毒を行った。開架書庫利用についても利用履歴を取り、かつ同時入庫者数を 20 名と制限する等、来館サービスを縮小せざるを得なくなった。

来館サービスに代わるサービスとして、メールや電話でのレファレンスサービスや郵送での資料の貸出を行った（資料 7-56【ウェブ】）。また、図書館利用案内やデータベースの利用方法などの動画やパンフレット等を作成し、図書館のウェブサイトや学内情報共有ツール等にて提供した。また、書評を掲載する SNS「ブックログ」を利用し「オンラインモノクル」を開設し、読書推進活動を継続した。

図書館サポーターもオンラインツールを活用し、活動を継続した。なお、オンラインで開催された「第 22 回図書館総合展」の「第 5 回学生協働サミット」では活動紹介のプレゼンテーションを行った（資料 8-18【ウェブ】）。

〈評価の視点 3〉 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館の体制は、館長は専任教員が兼任し、職員は 12 名であり、このうち司書資格保有者は 9 名となっており、専門能力を有する職員が配置されている。

以上より、本学が 3 学部で約 2,300 人規模の大学であることを考慮すれば、蔵書の数量、内容ともに充実しており、閲覧室の座席数の確保も適切である。開館時間やサービス内容を含め、図書館において図書資料並びに図書利用環境と学術情報サービス提供体制を整えて、適切に運用していると判断できる。また、コロナ禍にあっても、安全を確保しつつ実行可能な利用者サービスに向けて最大限の努力が払われたといえる。

8.1.4. 研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障など
- ・ 研究紀要発行体制と近隣女子大学と連携して開催する「異分野交流会」への参加促進

評価の視点 2：スチューデント・アシスタント (SA)、ティーチング・アシスタント (TA)、などの教育活動を支援する体制

〈評価の視点 1〉 研究活動を促進させるための条件の整備

〈大学としての研究に対する基本的な考えの明示〉

点検評価項目 1 で既述したとおり、本学では神戸松蔭女子大学研究者行動規範で、「研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、

技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。」としている（資料 8-1）。

こうした基本的な考え方を実現するために、教員に対する研究費の支給や外部資金の獲得支援に関しては、以下の制度を整備している。また、本学には研究支援室を設置し、競争的（外部）研究資金の情報収集や情報提供並びに、科学研究費申請の書類作成支援と申請・給付後の手続き、研究活動・研究業績データの整備など、研究面全般において支援する体制を整えている（資料 8-19）。

〈研究費の適切な支給〉

〈外部資金獲得のための支援〉

〈研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障など〉

表 8-2 研究助成制度・外部資金獲得支援制度

| | 制度名称 | 内容 |
|---|--------------|---|
| 1 | 個人研究費 | 専任教員の基礎額は年額 25 万円。この基礎額をもとに、外部研究費の獲得や研究業績の状況によって加算・減算する研究費傾斜配分制度。科研費 1 件当たり代表者最高 30 万円加算、分担者最高 15 万円の加算。ただし教員一人につき上限は 2 件。企業や他の研究機関・学術研究振興資金、受託研究は 1 件当たり代表者最高 30 万円加算、分担者最高 5 万円加算、上限 2 件。科研費に申請し A 評価で不採択の場合は申請者最高 10 万円、分担者最高 5 万円支給、上限 2 件（資料 8-20）。 |
| 2 | 特別研究助成 | 特色ある研究の発展助成を目的とし、専任教員が(1)競争的資金から大型研究費を獲得するための準備的経費、(2)地域との連携研究に係る経費、(3)学内の教育改革に取り組む研究プロジェクトに関連する経費を 1 課題当たり 1 年 100 万円支給。ただし(1)の場合は、当該年度中の科研費に申請することが条件。教員一人につき在職期間を通じて「研究成果公開發表特別助成」と合わせて 500 万円を限度。学内で公募し、厳正な学内審査を経て決定（資料 8-21）。2019 年度の規程改定により、対象者が以前の「5 年以上の在籍者」から「新任教員」にまで広げられた。 |
| 3 | 研究成果公開發表特別助成 | 本学の専任教員が、学術の振興に資する特色ある研究成果を、一人または共同で公開發表することを助成。ただし、前年度科学研究費助成事業の研究成果公開發表促進費「学術図書」に応募した成果が対象。純学術研究書 300 万円、これに準ずるもの 100 万円が限度。教員一人につき、在職期間を通じて「特別研究助成」と合わせて 500 万円を限度（資料 8-22）。2019 年度の規程改定により、対象者が以前の「5 年以上の在籍者」から「新任教員」にまで広げられた。 |
| 4 | 海外出張補助 | 専任教員が海外において公的な国際会議・国際学会などにより講 |

| | | |
|---|-----------|---|
| | | 演者・研究発表者として正式な招聘があったときに、20万円を限度に補助（資料 8-23）。 |
| 5 | 長期研修・短期研修 | 専任教員は、専攻分野に関する研究を目的とする長期研修を、原則として1年以内で行うことができる。また研究・調査・視察を目的とする短期研修を3カ月以内で行うことができる（資料 8-24）。 |
| 6 | 特別研究期間 | 専任教員の教育・研究等の遂行に必要な知識及び能力の向上を目的として、授業担当以外の職務を半年若しくは1年間免除し、自らの研究に専念できる期間を取得する制度（資料 8-25）。2019年度に新設。 |

表 8-2 の制度のうち、1.個人研究費の競争的資金獲得並びに A 判定で科研費不採択の場合による加算、2.特別研究助成の（1）競争的資金から大型研究費を獲得するための準備的経費支給、3.研究成果公開発表特別助成は、直接的・間接的に外部資金獲得支援につながっている。また、2.と 3.の規程は 2019 年度の改正により着任当初から利用できる形になり、2019 年度に新任教員 2 名から 2.の助成申請があり研究活動の活性化に繋がっている（申請者 2 名共に科研費に採択されたため、最終的には本学からの受給には至らなかった）。今後、2022 年度には 1 名が 2.特別研究助成を受け、2023 年度には 1 名が新設された特別研究期間制度を利用し、2022 年と 2023 年の各年度にはそれぞれ 1 名の教員が長期（1 年間）海外研修の予定である。

研究助成制度の運用・自己点検は、学術研究委員会が中期ビジョン等実施状況確認表において点検し、教学委員会に報告している。また、制度の周知は、研究担当副学長が、教授会や学内ネットワークを通じて随時行っている。（資料 8-26、8-27）

教員の研究時間は、1 週間に 2 日の研究日が与えられる制度（資料 6-14）により確保が図られている。さらに、5.長期研修・短期研修と 6.特別研究期間制度を設けている。

2020 年、2021 年は COVID-19 感染拡大の影響により実施できていないが、2019 年度までは、研究担当副学長が例年教員を対象とした科研費獲得に向けた説明会を開催し、申請数、採択数を増加させる施策も行っている（資料 8-28、8-29）。更に、研究支援室職員が外部研究資金の獲得に向け、不備無く申請書類を提出するサポートを行なっている（資料 8-19）。これらの制度や支援が、2020 年度までの科研費申請数の増加につながった（資料 8-30）。

研究室は、全ての教員に与えられており、各研究室には、机、椅子、電話、LAN ケーブル、パソコン、プリンタ、書架、流しが備えられ、Wi-Fi 環境も整えられている。

〈研究紀要発行体制と近隣女子大学と連携して開催する異分野交流会への参加促進〉

「学術研究委員会（所管：図書館事務局）」が編集する研究紀要は、2019 年度の教育学部開設に伴い、文学部篇、人間科学部篇、教育学部篇からなる「神戸松蔭女子学院大学紀要」と「神戸松蔭女子学院大学研究紀要言語科学研究所篇」の 2 誌にまとめられた（資料 8-31、8-32）。2019 年度は 2 誌合わせて 20 本、2020 年度は 14 本の論文が掲載され、掲載された研究成果論文は、図書館の機関リポジトリを通じて学外に発信されている。

また、本学は関西圏女子大学が連携して取り組む「異分野交流会」に 2016 年の開始当

初から参画している。教員が異分野の研究者との交流を通して研究の新たな発展につながられるように、積極的に参加を促している（資料 8-33）。

〈評価の視点 2〉 スチューデント・アシスタント (SA)、ティーチング・アシスタント (TA)、などの教育活動を支援する体制

本学では、教育・研究・授業内容の充実を図るために、次の授業及び外国語応援サロン補助員に関する制度を整備、運用している。SA・TA・PI・AI は科目担当教員及び外国語応援サロン教員の指導のもと教育補助業務を行う。この制度は学部生・院生の教育補助の実務経験と奨学に寄与する目的を併せ持つ。また、SA や TA として推薦された者の適格性については毎年教学委員会で審議し、制度運用の妥当性も含め、点検を行っている（資料 8-34）。

1. スチューデント・アシスタント (SA)

実験・実習科目及び情報処理科目授業に関する教育補助業務を学部生が行なう（資料 8-35）。

2. ティーチング・グアシスタント (TA)

実験・実習科目及び情報処理科目、講義及び演習科目の教育補助業務（技術上の助言、準備、機器の整備などを含む）を大学院生が行なう（資料 4-20）。

3. ピア・インストラクター (PI)

学部生が外国語応援サロンにおける教育補助業務を担当する（資料 8-36）。

4. アシスタント・インストラクター (AI)

大学院生が外国語応援サロンにおける英語指導教員の教育補助を担当する（資料 4-18）。

5. 特別指導補助者

SA、TA 以外の授業補助者が、授業時間中の技術指導支援、実験・実習支援、学生への助言、グループワークなどの支援、学生の質疑への対応、出席管理補助、情報機材の操作補助、資料配付、授業の VTR 撮影、授業環境の維持を担当する（資料 8-37）。

コロナ禍以前には、毎年 7～9 授業科目で 40～60 名の SA、6 科目で約 20 人の TA が授業補助を行い、外国語応援サロンや文章応援サロンではそれぞれ約 5 名の大学院生がサロン運営を補助し、上級生が下級生のサポートにあたった（資料 4-19、4-21、7-10、8-38）。

以上、本学は神戸松蔭女子大学研究者行動規範において研究に対する基本的な考えを示し、適切に教育研究活動の支援環境を整備して、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会などの提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施など）

| |
|----------------------------|
| <p>・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備</p> |
|----------------------------|

〈評価の視点〉 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

〈規程の整備〉

本学では「神戸松蔭女子学院大学 研究者行動規範」及び「神戸松蔭女子大学における公的研究費等の使用に関する行動規範」のふたつの行動規範を定め、本学で研究活動を行う全ての研究者に対して、大学における学術研究が社会からの信頼とその負託によって支えられていることを理解し、研究倫理を遵守した公正な研究活動を行うべきことを明示している（資料 8-1【ウェブ】、8-39）。

また、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）」の趣旨を踏まえ、各種規程を整備している。特定不正行為等の研究活動上の不正行為の防止及び対応に関しては、「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」等を、研究費の不正使用の防止及び対応に関しては、「公的研究費の管理・監督規程」並びに「公的研究費の不正使用等への対応に関する規程」（これらは、後述の規程改廃時に廃止、新規程に統合）、「科学研究費補助金取扱い規程」等を策定している（資料 8-40【ウェブ】、8-41）。

公的研究費の管理・監督については学長を最高管理責任者とした管理・監督体制を敷き、学内に不正防止計画推進部署として不正防止推進委員会を設置し、実施状況をモニタリング、法人の内部監査室が内部監査を担当して、研究費の適正な管理運営にあっている（資料 8-42）。

なお、令和 3 年 2 月 1 日の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正を受け、教学委員会で規程の改廃案を審議し、常務理事会において「公的研究費等の管理及び不正への対応に関する規程」が承認され制定された（資料 8-43【ウェブ】）。これと同時に基本方針、不正防止計画、責任体系の再整備を行った。再整備した管理体制（基本方針、新規程、不正防止計画、責任体系図）は、行動規範や相談窓口・通報窓口への連絡方法とともに「研究費の不正使用防止への取り組み」として大学 HP にて公表・周知している（資料 8-44【ウェブ】）。

「研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」についても 2021 年度に若干の文言修正を行い、改正規程（2022 年 2 月 15 日施行）は、研究者行動規範、公正な研究活動に関する問合せ・相談窓口とともに大学 HP にて公表・周知している（資料 8-40【ウェブ】、8-45【ウェブ】）。

〈教員及び学生における研究倫理確立のための機会などの提供〉

研究倫理教育の立案・実施は、学術研究委員会（所管：図書館事務課）が行っている（資料 8-31）。本学において研究活動を行う研究者（大学院生を含む）に対しては、定期的に研究倫理教育を行なうこととしている（資料 8-40【ウェブ】）。2020 年度は定期研修の年度にあたり、一般財団法人公正研究推進協会が公開している e-learning（eAPRIN）を用いて実施した。なお、定期研修の年度以降に着任・入学した未受講者に対しては、個別に e-learning（2019 年度以前 eL CoRE（日本学術振興会）、2021 年度から eAPRIN）を受講することにしており、2022 年 3 月時点で在籍する研究者（大学院生含む）の研究倫理研修

の受講率は、100%である。

また、小規模大学としての特徴的な取組みが評価され、2019 年度に文部科学省の視察（促進モデル調査）を受けた。この内容は文部科学省の HP に公表されている（資料 8-46【ウェブ】）。

なお、学部生の研究倫理教育は、学科教員により行なわれる。まず、1 年次に各学科の初年次教育として開講される「基礎演習」のレポートの書き方の項目において、基本的な事項（改ざん、盗用、剽窃等）について指導し、4 年次の「卒業研究」指導で卒業論文を執筆する過程を通して、より詳細な指導を行なう（資料 8-47）。

さらに、科学研究費や受託研究等の公的研究費の受給者に対しては、毎年度、公的研究費使用の要点と具体例をまとめたハンドブックを作成・配付するとともに、使用ルールの説明会を開催してコンプライアンス教育に努めている（資料 8-48）。

〈研究倫理に関する学内審査機関の整備〉

研究倫理に対する基本的な理解を前提として、本学では 2008 年度から研究倫理委員会を設置し、教員ならびにその指導する学生が行う研究、研究成果の公表が倫理綱領（健康、人権、プライバシー及び尊厳）を遵守して行われることを目的として、研究計画の内容を研究倫理委員会において審査している（資料 8-49【ウェブ】）。2021 年に「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）」が制定されたことを契機に、新指針に沿った審査が行なわれるように教学委員会での審議により研究倫理委員会規程を改正し、申請書書式の見直しを行なった（資料 8-50【ウェブ】）。

審査件数は 2016 年度 21 件、2017 年度 10 件、2018 年度 19 件、2019 年度 8 件、2020 年度 2 件、2021 年度 12 件であった。

以上のように、研究活動の不正防止に関する規程と管理体制を整備し、教員及び学生に対して不正防止に向けた教育の機会を提供している。また、研究倫理委員会による倫理審査体制が整備され、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断される。

8.1.6. 教育研究環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価に基づく改善・向上

〈評価の視点 1〉適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

現在、教育研究等の環境整備に関する定期的な点検・評価は、各学部学科、研究科、各種委員会、事務局各部門の自己点検・評価実施主体による、自己点検・評価により行なう方法が基本となっている（2 章図 1 参照、詳細については、基準 2 内部質保証参照）。具体的には、各主体は毎年度末（2 月）に、利用者である学生、教職員のニーズや安全性確保を最優先に考慮しつつ、「中期ビジョン等実施状況確認」を行ない、大学の中期ビジョン実現に必要な教育研究環境の整備状況を点検・評価する。その結果を「中期ビジョン等実施状況確認表」にまとめ、自己点検・自己評価運営委員会に提出して報告する。自己点検・

自己評価運営委員会は報告内容を評価した後、教学委員会に報告する。その後、各実施主体は自己点検により改善が必要と判断された教育研究環境に関する整備要求を、次年度予算案として申請する（11月）。予算案は教学委員会による教育・研究に関する質保証に向けた助言をもとに、理事会の審議を経て各部門の予算が確定する。その結果が各主体にフィードバックされ、次年度の整備に繋がられる。

上記の基本的な自己点検・評価に加え、部局をまたぐ改革が必要な場合は、教学委員会がプロジェクトチームの立ち上げを決定し、チームの検討結果が教学委員会に報告され、最終的に教学委員会・理事会において改善策を決定し実行に移される（2章参照）。

〈評価の視点2〉点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価結果に基づく改善、向上の事例は以下のとおりである。

1. CALL 教室、LL 教室の改修による CL (Computer Laboratory) 教室、AL (Active Learning) 教室開設

外国語教育の充実を目的に設置された CALL 及び LL 教室の老朽化とシステムサポート終了に対応するために、両教室を管理する外国語教育センターから機器入れ替え要望が出された。しかし、教学委員会より単なる機器入れ替えに留めず、外国語教育に限定されない多目的使用が可能な教室への改修が望まれるという意見が出され、新たな教室の設備や付帯機器等を検討するために、2018年に外国語教育センター所員を中心としたプロジェクトチームが組織された。チームは他大学の施設見学を含め、度重なる検討の末に策定した改修案を教学委員会に報告し、委員会はこれを承認した（資料 8-51）。このプロセスを経たことにより、CALL 教室、LL 教室は 2020 年度末に中期ビジョン「(3) 学び続けることを可能にする力の養成」につながる 2 つの CL(Computer Laboratory)教室、AL (Active Learning) 教室と CL 自習室に生まれ変わり、語学教育を中心として多様な目的での活用が始まっている（8.1.2 参照）。

2. 7 号館の演習室改修と自習室開設

教務部の中期計画により、演習室の改修と自習室開設が必要であると判断され、予算要求が申請された。これに対して、教学委員会・理事会が中期ビジョン、「(3) 学び続けることを可能にする力の養成」「(4) 学び合う体制の整備」の実現のために必要な教育環境整備であることを承認し、改修を進めることを決定した。2020 年度に教務部・施設管理課・学長室メンバーにより構成される作業部会による具体的な改修計画が立てられ、2021 年度から順次進める BYOD を念頭においた自習スペースとプロジェクター及び可動式机・椅子が設置された演習室 8 室が整備された（8.1.2 参照）。

3. 研究助成制度の周知と制度利用者の増加例

2019 年度に「特別研究期間制度」が新設され、「特別研究助成規程」「研究成果公开发表特別助成規程」の対象を拡大する改正がなされたことの教員への周知が徹底していない現状が、学術研究委員会の自己点検により報告された（資料 8-26）。これを受け、研究教育担当副学長が教授会において新制度の説明と利用促進を呼びかけた（資料 8-52）。その結果、教員からの制度利用申請につながり、「特別研究助成制度」（2022 年度、1 名）及び「特

別研究期間制度」(2023年度、1名)の利用が予定されている(8.1.4参照)。

以上により、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを適切に行っていると判断できる。

8.2. 長所・特色

本学の教育研究環境整備の方針は、「キリスト教教育、親密さと信頼を育む学内の活動や施設の整備を通じて、心を開くことのできる安心と落ち着きのあるキャンパスとする。」ことを基本に、創立130年に向けた中期ビジョンに示された教育方針及び目標に示された「自ら未来を拓く力をつける」「学び合い成長する」ための施設・設備・体制の整備を進めている点の特徴である。

バリアフリーへの対応や利用者のアメニティに配慮した計画的な営繕により、安心と落ち着きのあるキャンパスとなっている。これらの努力は、2020年度卒業時アンケートにおける、教室などの施設・設備は利用者の84%、実習室・実験室の設備環境については88%が「満足している」という回答結果により確認されている(資料4-53【ウェブ】)。

「自ら未来を拓く力をつける」ための、学生の自主的な学習を促進するための施設環境や体制が整備され(8.1.2参照)、学生に利用されている点を長所として挙げるができる。在学中の図書館利用率は約98%であり、利用者の満足度も89%と高く、イングリッシュ・アイランド、外国語応援サロン、文章応援サロンもコロナ禍前には積極的に利用されている(資料4-53【ウェブ】)。これらのサロンや授業においては、SA、TA、AIが下級生をサポートする体制が整えられ、教える側と教わる側の相互が「学び合い成長する」機会となっている(資料8-38)。以上のように、教育研究環境整備が中期ビジョン目標達成に着実に繋がっていることを特徴として挙げられる。

研究活動を支援する制度は以前から充実していたが(8.1.4参照)、2019年度に新たに「特別研究期間制度に関する規程」を設け、「特別研究助成」「研究成果公开发表特別助成」の対象を新任教員に拡大する規程改正が行なわれたことにより、よりきめ細かな支援ができるようになった。前回の認証評価では、これらの研究助成の利用が少ないことが指摘されたが、2019年度に新任教員2名から「特別研究助成」申請があった(いずれも科研費に採択されたため、本学からの受給には至らなかったことは前述した通り)。また、教授会における制度の周知などの効果により、2022年度には1名が「特別研究助成」を受け、2023年度には1名が新設された「特別研究期間制度」を利用し、2022年と2023年の各年度にはそれぞれ1名の教員が長期(1年間)海外研修を予定している。これらの制度の利用により、研究活動の更なる充実が期待される。

研究倫理の遵守に関する取組としては、大学院生を含む本学に在籍する全ての「研究者」が研究倫理研修を受講している点が長所である。また、研究倫理委員会による審査により研究の質が高められている。次年度からは研究倫理委員会体制の変更により、更に委員会による審査の充実が期待される。

8.3. 問題点

本学院は教育目標の3つの柱の1つに「多様性の理解と受容」を掲げ、自分と異なる

「他」が存在するという多様性を受け入れることを謳っている（資料 1-20【ウェブ】）。障がいを持った学生への対応として、バリアフリー化を進めアメニティにも配慮してきているが、本学は傾斜地に立地しているので段差が多い。このため、障がいを持つ学生の受講に不利益が無いように配慮しているものの、全ての教室に移動することは困難であり課題が残っている。

個人研究費の傾斜配分制度や科学研究費獲得に向けた説明会の開催により、コロナ禍以前は科学研究費の申請件数は増加傾向にあったが、採択される率は年度によって波があり、競争的資金を獲得するまでの前段階の研修等の充実が必要である。継続して資金を獲得している教員による説明会の企画などによる対応を予定したい。また研究業績を確実に積み重ねている教員がいる中で、過去 5 年に研究業績がほとんどなく個人研究費の減算対象になる教員もおり格差が激しい（資料 8-53）。

8.4. 全体のまとめ

本学は、必要な校地及び校舎や運動場などの教育研究活動に必要な施設及び設備を整備し、適切に管理している。特に現在は、中期計画の実現に向けた教育研究環境整備に重点を置いて進められている。予期せぬコロナ禍に見舞われた際にも、教学委員会のイニシアティブの下、学生の教育環境を整備し安全で安心できるキャンパスを維持し続けるために、必要な措置が適切かつ迅速に取られた。

大学の研究に対する基本的な考えは、神戸松蔭女子大学研究者行動規範に示され、研究活動の支援体制は個人研究費や研究助成制度、授業補助の人的支援の各面から整備され、研究活動の促進が図られている。また、研究活動の不正防止管理体制が整備され、研究倫理を遵守するための必要な措置が講じられ、適切な対応がなされている。

教育研究等環境の適切性については、定期的に点検・評価が行われ、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みが適切に行われている。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

〈評価の視点〉大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

神戸松蔭女子学院大学は社会連携・社会貢献に関する基本方針を定め、大学公式サイトにおいて公表している（資料 9-1【ウェブ】）。その基本方針のもと、本学が持つ専門的知識、人材等を活用し、人材育成と地域社会の発展に貢献するため、自治体、企業、諸団体、教育機関等との連携・協力を進めている。また、大学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の冒頭に「キリスト教の愛の精神を基本とした女子教育を通じて、他者への思いやりの心をもって社会に貢献する人材の育成することを目標としている。」と掲げ、態度・志向性として「学んだことを地域・社会に還元し、その中で他者と調和して生きていくことができる」「身につけた専門的知識を自らのキャリアに生かしつつ、社会に貢献することができる」ことを求めている。この態度・志向性を養うために、社会の中で本学の学生が学ぶ機会を増やし参加を促している。

社会連携・社会貢献に関する基本方針は以下のとおりである。

- (6) 自治体、企業、団体、教育機関、博物館等と連携することで、本学及びこれらの機関が有する資源を活用し、地域社会の活性化に貢献する。（社会貢献）
- (7) 実践的教育研究活動を通して、地域における教育・研究の進展を図るとともに、地域社会に貢献できる人材を育成する。（人材育成）
- (8) 本学の教育研究活動の成果を地域社会及び産業界のニーズに結び付けることで、地域社会の活性化及び課題の解決に貢献する。（産官学連携）
- (9) 教育委員会、教育機関、大学コンソーシアムひょうご神戸等との教育支援や連携教育、スポーツ活動支援等を通して、相互の教育活動の充実及び地域社会における教育環境の向上に取り組む。（高大連携、地域の教育機関等との連携）

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果等を適切に社会へ還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

〈評価の視点 1〉学外組織との適切な連携体制

〈評価の視点 2〉社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

〈評価の視点 3〉地域交流、国際交流事業への参加

本学は企画部に置いている地域連携支援室が地域連携に関する窓口となり、地方自治体や公共施設、企業等からの支援要請や課題解決に向けた活動の支援を行っている（資料 9-

2)。

本学の社会連携・社会貢献に関する基本方針の項目ごとに、現在実施している社会連携・社会貢献活動の概要を示す。

(1) 自治体、企業、団体、教育機関、博物館等と連携することで、本学及びこれらの機関が有する資源を活用し、地域社会の活性化に貢献する。(社会貢献)

本学は神戸市との連携を重視しているが、特に所在地である灘区との連携をもっとも活発に行っている(資料 9-3)。

神戸市灘区まちづくり課による「まちづくりチャレンジ事業助成」には毎年応募しており、ここ 5 年間の応募件数は、2016 年 2 件、2017 年 1 件、2018 年 1 件、2019 年 2 件、2020 年 2 件になる。2012 年からは毎年、灘区にある「摩耶山」活性化の取組みとして学内に設置された直径 4m の「オープンハート」イルミネーションを夏休み期間中とクリスマスシーズンに点灯する企画が同助成に採用されている。神戸を代表する夜景スポットである摩耶山掬星台から赤いハートイルミネーションを市民や観光客に探していただく仕掛けを行っている(資料 9-4【ウェブ】)。

また灘区主催の「灘区総合芸術祭」に毎年参加しており、書道部の学生がダイナミックな書道パフォーマンスを行い、市民の好評を博している。都市生活学科・花田美和子教授と同学科生による「ビオラワークショップ」では神戸市内で栽培されているビオラのコーディネート寄せ植えのワークショップを行っている(資料 9-5【ウェブ】)。

神戸市灘区総務課との連携においては、毎年秋に開催されるアウトドアイベント「まや山ファミリーアドベンチャー」にて都市生活学科・花田美和子教授と同学科生による「ミニリースワークショップ」を実施し、共にリースを作ることで参加した地域住民と交流を図っている(資料 9-6【ウェブ】)。

神戸市との連携としては子育て支援拠点事業が挙げられる。この事業は、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として神戸市こども家庭局により公募されている。この事業の補助金を受けて、キャンパス内のコミュニティ・ルームにおいて「神戸松蔭子育て支援フリースペースまつぼっくり」を運営している(資料 9-7【ウェブ】)。神戸松蔭子育て支援フリースペースまつぼっくりでは、経験豊富な保育士が常駐。保育のサポートのみならず保護者の育児の悩み・相談にも応じ信頼を得ている。

また神戸市企画調整局と連携し「大学都市 KOBE! 発信プロジェクト」に参画している(資料 9-8【ウェブ】)。ここでは、グランフロント大阪北館ナレッジキャピタルにて、神戸市内 8 大学が合同展示及び講義を行っているが、2020 年は大学の教育研究紹介を行う展示に 11 月 11 日(水)～12 月 15 日(火)の期間参加。学科紹介のパネルなどを展示した(資料 9-9【ウェブ】)。さらにオンラインライブ配信講義「SpringX 超学校特別講義シリーズ」ではファッション・ハウジングデザイン学科の井上裕之専任講師が「地域連携活動から考える神戸とファッション」と題した公開講座(資料 9-10【ウェブ】)を行い、28 名が視聴。大学都市 KOBE の発信に寄与した。

神戸市・六甲アイランドにある神戸ファッション美術館とは 2018 年に連携協定を締結した(資料 9-11【ウェブ】)。以来、連携し多様な事業を実施している。2018 年からは本学

が所蔵しているジョルジュ・バルビエのファッション画を使用したカレンダー及びクリアファイルの販売を委託。これは学内活性化プロジェクトである松蔭 GP に端を発し有志により制作されたもので、その売上金は学内外でのカレンダー頒布による募金などと合わせ、本学より日本赤十字社兵庫支部（2018 年度活動分）や南相馬市（2019 年度活動分）へ義援金として寄附している。さらに 2020 年度は同館内にてファッション・ハウジングデザイン学科卒業年次生による作品展示を実現させた。

神戸市中央区にある神戸市立博物館とは 2016 年に連携協定を締結した。2018 年にはファッション・ハウジングデザイン学科教員が同館所蔵資料に基づき明治時代の洋装を再現、日本語日本文化学科と都市生活学科教員が中心となって明治時代の洋菓子を再現し、それらの成果を市民に公開するイベントを博物館と共同で実施した（資料 9-12【ウェブ】）。2019 年には大正時代の洋装を再現した。

(2) 実践的教育研究活動を通して地域における教育・研究の進展を図るとともに、地域社会に貢献できる人材を育成する。(人材育成)

本学の研究活動の多くは直接的・間接的に地域における教育・研究に貢献している。

神戸市立博物館の連携協定に基づき行われた同館所蔵資料にもとづく洋装再現、洋菓子再現においてはファッション・ハウジングデザイン学科、都市生活学科の教員及び学科生が積極的に参加し、再現達成という成果をあげている。地元にある貴重な資料を基に調査・検証することは学生たちにとって、地域の魅力を知るきっかけともなり、地域に貢献する意識の高揚に繋がった。さらに協力しあって再現してイベント等で発表を企画することは学生たちの学びとなるとともに地域の活性化にも繋がる活動であった。2018 年からは、「神戸」の様々な面を本学の教員 7 名と神戸市立博物館から 6 名の学芸員がそれぞれの専門分野から多角的に論じ、その姿を明らかにする「神戸研究総論」の授業を全学共通科目として開講し、地域への関心を高めて知識を深め、地域貢献できる人材の養成を行っている（資料 4-2、9-13【ウェブ】）。

食物栄養学科では災害時の食事の研究を行っており、2016 年より浄化された水がなくても調理ができる「パッククッキング」などを東灘区などのイベントで実演し、試食等を行っている。学生たちはメニュー内容や掲示を市民が興味を持ちやすいようにするなど工夫し、イベントを成功させている（資料 9-14【ウェブ】）。

本学 4 号館にある「神戸松蔭こころのケア・センター」は本学大学院文学研究科心理学専攻における臨床心理士養成のための教育・訓練施設であり、地域に開かれた心理相談機関として、臨床心理学の教育・相談・研究の実践および地域貢献を目的として活動している（資料 9-15【ウェブ】）。「春季・秋季無料相談会」の実施や、身近な人を亡くした方たちの自助グループ「あゆみの会」、地域の教員や心理職、医療関係者などを対象とした研究会活動などが心理学科専任教員による運営・支援で実施されている。これらにおける経験を経て、大学院文学研究科心理学専攻修士は兵庫県下の教育機関、病院、公的機関などで心理カウンセラーとして活躍している。

2020 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「神戸松蔭こころのケア・センター」は 5 月末まで閉室し、6 月 15 日より段階的に心理相談活動を再開。「春季・秋季無料相談会」を通常よりも延長し、コロナ禍における心理支援を実施するとの枠組みで全期間

初回面接料金を無料とし、利用者の希望に応じて Web 会議システムを用いた遠隔でカウンセリングの実施ができる体制を整え、現在も継続している。

本学はまた、公開講座を通して本学の研究・教育成果および知的・教育的資源を地域に還元している。通常授業を公開する「授業公開講座」では、2018年度は35講座開講し19講座をのべ54人、2019年度は36講座開講し14講座をのべ34名、2020年度は50講座開講し14講座をのべ18人が受講した（資料9-16【ウェブ】）。

加えて、地域の方々に向けた「神戸松蔭公開講座」を受講費無料で開講している（資料9-17【ウェブ】）。2018年度は前期5講座、後期6講座実施、前後期合わせて延べ717名、2019年度は前期7講座、後期6講座実施、前後期合わせて延べ301名の参加があった。2020年度前期は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったが、後期にオンラインによるYouTube録画配信（3講座）を実施、203名、2021年度もオンラインによるYouTube録画配信（7講座）を実施、248名の参加があり、来場型では参加できない新たな層の参加に繋がった。

国際交流事業として、本学では「グローバルシチズン育成プロジェクト(Institute for Global Citizens)」を行っている（資料9-18【ウェブ】）。これは、全学生対象にグローバルをテーマにした「英語ポスタープレゼンテーションコンテスト」を開催し、優勝者は神戸松蔭学生大使として10日間の「カンボジアにおけるプログラム」に参加。学生の社会意識と社会生活能力を発達させ、グローバルな舞台で役割を果たすために自分の考えを明確に述べるができるような国際人を育成するプロジェクトである。優勝者が参加するカンボジアでのプログラムでは、プノンペン王立大学外国語研究所の授業を受け、カンボジアの学生と交流し、WDA（the Women Development Association：女性の地位向上のための組織）と共にプレイヴェン州へ学校見学に訪れるなどの文化交流を実施。神戸松蔭学生大使のカンボジアでの経験は、学園祭や学内英語スピーチコンテストでも発表され、多くの学生に共有された（2020年度は実施なし）。

本学が主体となって行う地域交流活動に本学チャペル（キリスト教センター）による活動がある（資料3-2【ウェブ】）。本学は英国聖公会のキリスト教主義を建学の精神としており、これを具現化するためにキリスト教センターを設置している。同センターではキリスト教の愛の精神をベースに様々な社会貢献活動を行っており、学内で行われるクリスマスツリー点灯式、キャンドル・サービスとキャロリング、クリスマス・チャリティコンサートなどのクリスマス行事には例年、地域住民も参加している。その他、日本有数の音色と規模を持つパイプオルガンを有するチャペルにおいては世界的に活躍する「バッハ・コレギウム・ジャパン」の定期演奏会をはじめワークショップ、レクチャー・コンサートなどを随時開催し、好評を博している。オルガン・レクチャーコンサートは年1回実施。2019年度は演奏者自身が解説を行い演奏する無料コンサートとして開催した（2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為実施なし）。チャリティ・コンサートも同様に年1回実施。2019年度は本学パイプオルガンの特色を生かし、オルガンとその音楽を広く親しんでいただくためのコンサートを開催した。チケット売上収益は全額を被災地復興支援のために寄付している（2020年度は感染症拡大防止の為実施なし）。わくわくスクール「パイプオルガンにさわってみよう！」は小学3年生～6年生を対象とした本学のオルガン講師によるオルガンの仕組みと魅力への案内講座である（2020年度は感染症拡大防止の為実

施なし)。週末に行われるコンサート時には学生がボランティア・カフェを営業。仕入れ費用は大学が負担し、売上金の全額を児童福祉施設および被災地支援のために寄付している（2020年度は感染症拡大防止の為実施なし）。2020年度は感染症拡大防止の為、公開行事は実施できなかったが、動画配信チャンネルを新規開設（2020年11月）し、クリスマスツリー点灯の様子やクリスマス曲のオルガン演奏動画の配信を実施した。今後も配信等を計画している。

チャペルでの活動以外にも、本学は様々な形で学生のボランティア活動を支援し奨励している。本学の保護者会にあたる教育後援会は、社会貢献活動助成としてボランティア活動への助成（負担費用の半額を助成：上限有）を行っている。2018年度は9件、2019年度は19件を助成が実施された（資料9-19）。2020年度はコロナの影響を受けて助成は実施されなかった。

その他、大学コンソーシアムひょうご神戸の学生交流委員会事業である「学生災害ボランティアネットワーク事業：地域の防災等を担う人材の育成」において、本学の食物栄養学科学生が、1年生（2017年度）より参加し、2年生（2018年度）より学生スタッフとなり、4年生（2020年度）ではリーダーを務めるなど、本学の学びと両立させて4年間ボランティア活動を行ったことは大変意義深く、大学コンソーシアムひょうご神戸の学生交流委員会においても高い評価を受けた。

（3） 本学の教育研究活動の成果を地域社会及び産業界のニーズに結び付けることで、地域社会の活性化及び課題の解決に貢献する。（産官学連携）

本学の地域活性化の取り組みの代表例として、神戸をイメージしたチェック柄「神戸タータン」の普及への協力が挙げられる。協働している神戸タータン協議会は2019年度「日本マーケティング大賞奨励賞」を受賞した。これは産官学が連携した取り組みが評価されたものであり、学の部分を本学が担ってきた。同賞受賞後もサントリービバレッジ、アルコイリススポーツクラブなど企業、法人等との連携を活発に行っている。

サントリービバレッジとの連携においては、2020年にファッション・ハウジングデザイン学科の選択科目「地域プロデュース演習」履修学生が、神戸タータンを活用したデザインのアイデアを提供。これがJR三ノ宮駅、阪急三宮駅北側（マクドナルド三宮北口店の隣）に設置された同社自動販売機の意匠となった（資料9-20【ウェブ】）。

一般社団法人アルコイリススポーツクラブとの連携においては、ファッション・ハウジングデザイン学科生が神戸タータンを使った女子フットサルチーム「アルコイリス神戸（現：アルコ神戸）」のユニフォームのデザイン画を提供。2019年にユニフォームデザインとして採用された（資料9-21【ウェブ】）。

ファッション関連の連携のみならず、ファッション・ハウジングデザイン学科はハウジング・インテリア関連の学びを活かした地域連携を行っている。滝川工業（株）との連携においては2019年度、ファッション・ハウジングデザイン学科の米原慶子准教授ゼミの学生5名がデザインを提供した同社本社のエントランスおよびインテリアの工事が完成。家具やオブジェは学生がデザインしたとおり忠実に制作されており、提案通りの空間の実現となった（資料9-22【ウェブ】、9-23【ウェブ】）。

都市生活学科も産業界との連携による地域活性化プロジェクトを多数実行。JA兵庫六

甲農業協同組合伊川花卉青年部との連携では、2016年より「ビオラプロジェクト」として都市生活学科花田美和子教授のゼミ生と同青年部がコラボレーションし、色を吟味し開発したビオラの苗を近隣の学校や施設等に贈呈（資料 9-24【ウェブ】）。灘区役所、灘区連合婦人会、沢の鶴酒造本社をはじめとした各所で好評を博している。また JR 西日本・自治体・大学が連携し、若者視点を活用した地域活性化・旅行需要の喚起・学生の成長機会の創出を目指す産官学プロジェクト「瀬戸内カレッジ」には都市生活学科青谷実知代准教授のゼミ生が参加し、2019年度には尾道チームが「SNS賞」を受賞、2020年度には呉チームが「アイデア・プレゼン賞」を受賞するなど活躍している（資料 9-25【ウェブ】）。

食物栄養学科は 2019年度より、味の素グループ各社による産官学連携取組プロジェクト「朝食ラブ」に参加。神戸市、神戸市内の大学、味の素株式会社、兵庫県栄養士会が協働で取り組むこのプロジェクトにおいて、食物栄養学科生が考案したメニューはレシピ BOOK「朝食ラブ」に掲載された。同冊子は地域のスーパー等で配布され、朝食サポートに活用されている（資料 9-26【ウェブ】）。

- (4) 教育委員会、教育機関、大学コンソーシアムひょうご神戸との教育支援や連携教育、スポーツ活動支援等を通して、相互の教育活動の充実及び地域社会における教育環境の向上に取り組む。（高大連携、地域の教育機関等の連携）

2017年より、日本語日本文化学科主催、兵庫県教育委員会、神戸市教育委員会等の後援による、京阪神地域の高校生を対象にした「書道コンクール」を実施している（資料 9-27【ウェブ】）。第 5 回となる 2021年度はコロナ禍の中、応募点数が前年に比べて低調であったが、462 点の応募があり、審査の結果 15 名に大賞、神戸市長賞などの各賞が贈られた。書道の歴史があり活動も活発な地である神戸におけるコンクールとして注目されている。

高大連携事業としては、同一法人内に設置されている松蔭高等学校に本学教員が出向いて授業を担当する「大学特別講座（年間 120 コマ）」を毎年実施している（資料 9-28）。その他にも地域の高等学校の要請を受けて本学教員が出向く「出張講義」を行っており、2019年度は 125 件、2020年度は 90 件、実施している。

大学間連携としては「一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸」に加盟（資料 9-29【ウェブ】）。これは兵庫県内の国公私立大学を中心に構成され、兵庫県知事及び神戸市長等を参与とする組織である。本学は国際交流委員会、学生交流委員会、教育連携委員会、キャリア委員会、高大連携委員会、FD・SD 委員会の各事業委員会に参加し、各事業委員会の事業計画に基づいて活動し、大学教育の活性化や地域貢献活動に取り組んでいる。また加盟校および兵庫県、兵庫県商工会連合会、兵庫県中小企業家同好会、兵庫県中小企業団体中央会で構成される「ひょうご産官学連携協議会」に参画。同会は県内の高等教育の活性化、人材育成、地域活性化等の分野において地域の発展を目指した活動を行っており、この取り組みは「令和 2 年度私立大学等改革総合支援事業（タイプ 3 プラットフォーム型）」に採択されている。

- 9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点 2：点検・評価に基づく改善・向上

〈評価の視点 1〉適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

〈評価の視点 2〉点検・評価に基づく改善・向上

中期ビジョンに基づき、毎年度各部局において事業計画を立てた後、理事会で検討・承認の手続きが行われる。また各年度末時点において、決算理事会迄に事業報告書が纏められ、理事会へ報告される。この間に自己点検・評価運営委員会において、その内容についての点検・評価が行われることとなっている。点検評価については、中期ビジョン等実施状況確認表（第 2 章参照）を用いて自己点検・評価実施主体である各部局で実施され、全学の事項を審議する教学委員会に報告される。教学委員会で当該年度の事業報告等、改善策を含めて協議し、次年度への計画へ繋げる流れとなっている。毎年度の目標を掲げ、次年度に必要な情報・資料をもとに、各々点検・評価を行う体制を敷いている。

社会連携・社会貢献の取り組みに関する点検・評価についても同様であり、各取り組みを実施する部局として 2015 年度より企画部内に地域連携支援室を置き、中期ビジョンの実現に向けた点検・評価に基づく改善・向上を行っている。つまり、自己点検・評価実施主体である企画部が中期ビジョン等実施状況確認表において毎年自己点検・評価を実施する体制となっている。

企画部地域連携支援室が地域の団体との窓口となり、また地域の団体と学内各部署と繋ぐようになったことで、上述した神戸市立博物館との連携協定締結とそれに基づくいくつもの企画の実現が可能となった。また、本学教職員にとっても学内の相談窓口が明確になり、活動に対する支援を受けられることから、地域連携に関する相談と支援要請が活発になった。その成果が、「神戸タータン」普及活動に対する「日本マーケティング大賞奨励賞」の受賞である。受賞後も、神戸タータンを取り入れたデザインのエコバッグや飲料自動販売機を実現させるなど、活動は発展的に継続している（資料 9-30【ウェブ】）。

9.2. 長所・特色

社会連携・社会貢献を行う上での本学の「長所・特色」は、地元である神戸市灘区役所との連携をはじめ、神戸市立博物館、神戸ファッション美術館、神戸タータン協議会など、地元神戸を中心とした地域貢献・産官学連携を活発に行っていることである。そして、それらの活動に学生たちが参加し、しばしば中心的な役割を果たし、ディプロマ・ポリシーにつながる学びができてきていることである。これは、学科専門教育科目において課題解決型授業を設定し、地域貢献・産官学連携を取り入れた授業を積極的に展開していることが一つの要因である。ファッション・ハウジングデザイン学科では「地域貢献デザイン演習」、都市生活学科では「都市生活演習」、英語学科では「国際プロジェクト演習」などである。

また、聖公会キリスト教主義に基づく人格の完成を設置の目的とする本学では、キリスト教センターを通じた社会貢献を多彩に行っている。

9.3. 問題点

社会連携・社会貢献活動が活発になったことで、地域連携支援室職員だけでは教員や学生の多彩な活動を十分に支援することが難しい場合がある。部署を越えた学生・教員の活

動への支援、職員の社会連携・社会貢献活動の参加を可能にする態勢を作ることが課題である。また中期ビジョンで示している「学外の地域貢献拠点の整備」については、適切な場所を見つけることができていることとコロナ禍による学外活動の停滞があり、中断している。検討を進める必要がある。

9.4. 全体のまとめ

本学は社会連携・社会貢献に関する4つの基本方針を定め、各方針に沿った活動を活発に行っている。社会貢献では、特に地元自治体である神戸市灘区との連携を長年にわたり行っている。また近年では、神戸市立博物館と神戸ファッション美術館それぞれとの連携協定に基づく活動を活発に行い、神戸の文化発信に貢献している。人材育成については、「神戸研究総論」といった授業と、地域貢献活動への学生たちの積極的な参加によって地域への関心を高めて知識を深めている。産官学連携については、神戸タータン協議会との連携による「神戸タータン」の普及への協力がもっとも成果を上げているが、J A兵庫六甲農業協同組合伊川谷花卉青年部との連携、JR 西日本との連携による若者視点を活用した地域活性化・旅行需要の喚起・学生の成長機会の創出においても顕著な成果を上げている。高大連携、地域の教育機関等の連携については、日本語日本文化学科主催、兵庫県教育委員会、神戸市教育委員会等の後援による高校生書道コンクールといった本学主催の活動や、大学コンソーシアムひょうご神戸を通じた活動を多彩に行っている。

本学の地域貢献活動は主に企画部の地域連携支援室が中心となって行っている。企画部は中期ビジョンに基づいて活動の点検・評価を行い、毎年その活動を改善している。

地域連携支援室だけでなく、聖公会キリスト教主義に基づく人格の完成を設置の目的とする本学では、キリスト教センターの活動が重要であり、クリスマス行事を通じた地域交流、チャペルでのコンサートによるキリスト教精神と文化の発信を活発に行っている。また、国際交流は様々な形で行っているが、カンボジアとの交流プロジェクトは本学独自の活動である。

〈追加項目〉社会連携・社会貢献において講じた COVID-19 への対応・対策は、知識・技術等の還元観点から適切であるか。

社会連携・社会貢献において講じた COVID-19 (新型コロナウイルス感染症) への対応・対策の措置については、各実施事業において、参加者および関係者の検温・手指の消毒・使用機材等の消毒を含め、神戸市からの要請に基づき、可能な限り実施団体によって措置を講じ適切に対応した。その結果、実施した全ての参加者が新型コロナウイルスに感染したとの報告もなく、安全に実施できたことは評価できると考える。

第 10 章 大学運営・財務

第 1 節 大学運営

10(1).1. 現状説明

10(1).1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

〈評価の視点 1〉 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

本学では、2018 年 9 月に中期ビジョン（5 か年計画）（資料 1-20【ウェブ】）を作成し、2022 年度までの 5 つの教育方針と 7 つの目標を制定した。

5 つの教育方針と 7 つの目標は次のとおりである。

【教育方針】

1. 他者を受け入れ信頼することから出発する
2. 成長し続けるための土台をつくる
3. 自ら未来を拓く力をつける
4. 学び合い成長する
5. 思いやりの心を持ち社会に貢献する

【目標】

1. 全体目標
2. 学びの目標設定と学修成果の測定
3. 学び続けることを可能にする力の養成
4. 学び合う体制の整備
5. 学生支援と学内活性化
6. キャンパス整備
7. 地域貢献の推進と拠点の整備

〈評価の視点 2〉 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

中期ビジョンは、教職員に対して毎年行われるアクションプラン発表会という全学集会で学長等から発信（資料 1-22）されており、方針の周知は図られている。さらに、中期ビジョンは大学ウェブサイトでも公表されており、学内外への周知は図られている。

10(1).1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限を明示しているか。またそれに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

〈評価の視点 1〉適切な大学運営のための組織の整備

〈学長の選任方法と権限の明示〉

学校法人の大学運営に係る権限については、「学校法人松蔭女子学院 寄附行為」第 16 条に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定め、その業務決定権限の学長への委任関係について「学校法人松蔭女子学院 理事会業務委任規程」第 4 条に「理事会は、神戸松蔭女子学院大学の管理・運営に関する業務のうち、(省略) 教育・研究に関する業務を神戸松蔭女子学院大学学長に委任する。」と定めている（資料 1-6、10(1)-1）。

また、「学則」第 53 条において「学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。」とし、さらに、「教学機構に関する規程」の第 3 条に「学長は本学の教育・研究に関する校務の最終決定権を持ち、かつ責任を負う。」と定めており、権限の委任関係及び権限の範囲は明確に定められている（資料 1-1、3-1）。

学長の選任方法は、「学長の選任に関する規程」「学長選任に関する覚書」「学長罷免規程」で厳格に定められており、同規程により選出された学長候補者を常務理事会の審議を経て、理事会が最終的に任命するというプロセスは確立されており、適正に運営されている（資料 10(1)-2、10(1)-3、10(1)-4）。

〈役職者の選任方法・権限の明示〉

本学の教育理念・目的を達成するため、教学機構についての必要事項は「教学機構に関する規程」に定めている（資料 3-1）。

副学長等の役職者の選任方法は、「教学機構に関する規程」第 12 条第 1 項に「次期学長は、現常務理事会との協議により、副学長 2 名のうち 1 名を任命する。」第 2 項に「次期学長は、前項により任命した副学長との協議により、残り 1 名の副学長を任命する。続いて、次期学長は、2 名の次期副学長と協議のうえ、学生部長、教務部長、入試部長を任命する。」と明確に定められており、同規定に基づき適切に運用されている。

副学長は、「教学機構に関する規程」第 3 条の 2 に「学長とともに学長室を構成し、学長を助け、命を受けて、公務をつかさどる。」と定めており、教学委員会の委員として教育研究に関する重要な事項を審議・執行するとともに、複数の委員会等の責任者として公務を行う任務を負う。

その他、学生部長、教務部長等の役職者（教育行政職）の職務・権限については、「教学機構に関する規程」の第 15 条から第 18 条に明確に定めている。

役職者の選任方法及び権限は、教学機構に関する規程に明確に定められており、適切に運用されている。

〈学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備、教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化〉

理事会からの権限委任関係（寄付行為第 16 条）及び、学長が大学の最終責任者であること（学則第 53 条）については前述したとおりである。教授会との関係については、「学校教育法の一部改正」（2015 年 4 月）に基づき、学則に次の通り定め、教授会が学長の意思決定にあたり審議を行い、意見を述べる機関であることを明確にしている。

学則第 55 条第 1 項「教授会は、学長が次に定める事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。（省略）」第 2 項「教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。」（資料 1-1）

学長の意思決定に基づく執行については、「教学機構に関する規程」第 3 条の 2 に定める 2 名の副学長とともに学長室を構成し、学長の管理運営方針の具現化に協力して取り組んでいる。

また、学長直属の審議・執行機関として、学長、副学長、教務部長、学生部長、事務局長を構成員とする「教学委員会」を設けている。教学委員会は、「教学機構に関する規程」第 5 条に「教育・研究に関する重要な事項を審議・執行する機関として、学長を議長とする教学委員会を置く。」と定めており、学長の教育・研究に関する重要事項の意思決定を助け、決定事項の執行にあたっており、学長が定める大学運営の方針を適切に実行する体制は整備されている。

その他、学長を議長とする独立委員会、多くの委員長を教学委員が務める専門委員会を構成する教学組織が整備されており、学長はそれらの委員会を通じて、現状を掌握できる体制になっている（資料 3-1、10(1)-5）。

〈教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化〉

学校法人の大学運営に係る権限については、「寄附行為」第 16 条に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と定めている（資料 1-6）。そして、理事会の業務決定の権限の委任関係について、「学校法人松蔭女子学院 理事会業務委任規程」により、理事会から学長への業務決定権限の委任関係について明確に定め、両機関は互いに協力して法人運営にあたっており、適正に運営されている（資料 10(1)-1）。

本法人は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する常務理事会（定数 11 名）を設けている。そのうち、院長（大学教員）、学長、副学長 2 名、大学事務局長の 5 名が常務理事を務めており、理事会との意思疎通は円滑に行われており、大学と理事会は適切に運営されているといえる。

〈学生、教職員からの意見への対応〉

大学運営に関する意見聴取については、独立委員会、専門委員会を通じて教学委員会に挙げられる仕組みが整っている（資料 3-1）。また、各委員会には職員の委員が必ず含まれているため、教職員からの意見を聴取する仕組みは整っている。また、全学集会であるアクションプラン発表会は、長期ビジョンのみならず、入試部などの発表もあり、会場での

意見聴取やアンケート用紙による意見聴取を行い、今後の活動に生かされている。

学生については、毎年授業アンケートや「授業について教育改善委員の意見を聞く会」などを実施し、授業に関する評価や意見を集約し、次年度の授業に反映している（資料 2-14、2-17【ウェブ】）。また、必要に応じてアンケートを実施するなど学生の意見を把握することに努めており、直近では学生食堂に対する意見について学生部でアンケートを実施した（資料 10(1)-6）。また、本学には学生の自治組織として学友会があり、学友会会則には「本学での学生生活全般の発展向上を図ることを目的とする」とあり、毎年定期総会が開催され、学生が意見表明できる体制となっている（資料 10(1)-7）。

〈評価の視点 2〉適切な危機管理対策の実施

本学では、発生する諸般の事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、「危機管理規程」を設けている（資料 10(1)-8）。

同規程では、危機管理委員は学長を責任者とし、理事、教学委員、事務局長、その他学長が指名する者とし、学長が危機事象の対処のために必要と判断した場合は対策本部を設置し、その対処に当たることとしている。なお、この度の新型コロナウイルス対策に関しては、感染の拡大・縮小が繰り返されるなか、学生、教職員の生命を守ることはもちろんのこと、学生の教育、学生活動等広範囲の長期にわたる情報収集と対応が必要なことから、教学委員会において対策の審議・決定を行い、迅速できめ細かな対応を実施しており、危機管理対策は適切に行われているといえる。

その他、危機管理体制として、本学では、文学部英語学科プロフェッショナル専修 2 年生に留学を必修としているなど、多くの学生を海外に送り出していることから、「国際交流センター緊急時の対応手続き」を定めて迅速な対応に備えており、任期によりメンバーが交代した際など必要に応じて専門家を招き、シミュレーションによる研修会を実施している（資料 10(1)-9、10(1)-10）。また、「個人情報保護に関する規程」、「ネットワーク利用規程」、「無線 LAN 設置のガイドライン」、「学習管理システムの運用に関する規程」など、個人情報の管理、情報セキュリティの確保に関する規程を整備し、適切な危機管理体制を構築している（資料 2-33、10(1)-11、10(1)-12、10(1)-13）。

10(1).1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点：予算執行プロジェクトの明確性・透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定

〈評価の視点〉 予算執行プロジェクトの明確性・透明性

〈内部統制等〉

本学では、理事会において当該年度の予算編成基本方針を策定後、各予算部門からの予算申請内容(要望要求)を予算委員会(学長、事務局長他)でその目的・内容・優先度を査定して予算案を策定している。その後、常務理事会・評議員会・法人理事会における審議を経て予算が確定する。予算執行にあたっては金額により執行権限が分かれているが、予算部門の長からの申請に基づき、事務局長、学長の順で決裁承認後、経理課において精査のうえ予算執行をしている。また各予算部門の特性により、執行内容の検証を要すると判断

される費目に関しては、稟議申請による承認後に執行する扱いとしている。これにより執行に当たってのきめ細かな内容チェックをすることができている。こうした相互牽制・内部統制システムにより本学における予算編成・執行の適切性を担保している。本学では上記のような予算承認分の適切な執行に向けての体制とは別に、予算決定後に新たな経費が発生した場合には、稟議申請による追加予算承認を行うことで翌年度予算申請を待つことなく、大学運営に必要な備品、設備を柔軟に購入できる体制もとっている。

〈予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの設定〉

予算執行状況のモニタリングは、毎月の試算表作成時(通常翌月 3 営業日目以内)に予算部署毎の執行状況を経理課においてチェックし、各部署にも当該データを還元し、予算執行管理の基礎資料として活用させている。また毎月初 3 営業日以内を目標とした前月試算表作成により、現預金移動状況、預り金・仮払金・仮受金・前払金といった仮勘定の残高移動・異常値チェック等を早期に実施している等相互牽制システムの一部としている。さらに監査法人による会計監査を 1、2 カ月に一度行っていることで、学外者の視点からのチェック、モニタリングも積極的に実施している。

10(1).1.4. 法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

〈評価の視点〉 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

〈職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況〉

職員の採用については、小規模大学であるがゆえに、毎年定期採用はできず、職員の退職に伴う補充及び各部署の業務量に応じて必要な場合に補充を行っている。採用にあたっては、大学事務局長、総務部長、企画部次長及び法人事務局長による一次面接と適正テストを実施し、基準に達した候補者を理事長、学長、副学長、大学事務局長、法人事務局長による 2 次面接を経て、常務理事会の承認を得て採用している。

昇格等については、「職員の職能資格制度規程」、「人事考課規則」に基づき、公正に評価、決定している（資料 10(1)-14、10(1)-15）。

〈業務内容の多様化、専門化に対する職員体制の整備〉

専任職員は、前掲の「職員の職能資格制度」、「人事考課規則」により、職能別に期待される役割（能力）を明示し、職場内の実務を通じて、職員としての能力向上に努めている。さらに、高度化、専門化する業務内容に対応するため、2016 年度から、毎年 2～3 名の職員を関西学院大学大学院の「大学運営」に係る科目等履修生に派遣し、大学職員としてのスキルアップを図っている（資料 10(1)-16、10(1)-17）。

〈教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）〉

学長直属の審議・執行機関である教学委員会は、学長、副学長、教務部長、学生部長、に加えて、事務職員である事務局長が委員として加わっているほか、教務部長、学生部長が所管する事項の事務組織の長である職員と企画部職員が教学委員会に陪席し、教学委員会の運営を補佐している。また、学長を議長とする独立委員会、多くの委員長を教学委員が務める専門委員会は、必ず1名以上の事務職員が委員として参加しており、教職協働の体制は実現している（資料 3-1）。

〈人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善〉

職員は、「人事考課規則」に基づき、毎年度末に自己申告書、人事考課表（自己評価）を一次考課者に提出する（資料 10(1)-15）。一次考課者は、被考課者の考課を付けたのち、フィードバック面接を行い、対話をとおして考課者と自己評価の差異の認識を深め、翌年度以降の成長につなげるように運用している。人事考課を実施するにあたり、考課者を対象とした研修を行い、公平な評価が行えるようにしている。

この人事考課表を基に、昇級、昇格について審議し、処遇改善を行っている。

以上の取組み等により、大学運営に関わる事務組織は適切に構成、運営されているといえる。

10(1).1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために事務組織及び教員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

〈評価の視点〉 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

FD・SD 研修については、既に説明している通り、年間 3～4 回開催されており、テーマによって参加人数に多少はあるものの教員のみならず、職員も担当職務に関連する研修に参加し、スキルアップに努めている。また、教職員全体を対象にした研修として、ハラスメントの無いキャンパスを目指し、2019 年度から 2021 年度にわたり様々な角度からハラスメント研修を実施した。2021 年度は、3 日にわたり研修を開催し、専任教職員全員を受講させた。

多様化・専門化する大学職員の業務に対応するため、前頁に記載した通り、2016 年度から、毎年 2～3 名の職員を関西学院大学大学院の「大学運営」に係る科目等履修生に派遣し、大学職員としてのスキルアップを図り、大学を適切に運営しうる人材の養成を行っている（資料 10(1)-16、10(1)-17）。

その他、外部団体の研修として、キリスト教学校教育同盟、聖公会関係学校協議会、日本私立大学協会、私立大学情報教育協会等が開催する研修会・セミナーへ公務出張として参加させている。新型コロナウイルスの感染拡大により、2020 年度、2021 年度は一部 Zoom 等の遠隔により実施されたものもあるが、中止となったものも多く、次年度の課題であるが、大学運営に必要な方策は講じており、適切に運営されているといえる。

10(1).1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その

結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料・情報）に基づく点検評価

評価の視点 2：監査プロセスの適切性

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

〈評価の視点 1〉 適切な根拠（資料・情報）に基づく点検評価

〈評価の視点 2〉 監査プロセスの適切性

〈評価の視点 3〉 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、監事監査、監査法人（EY 新日本監査法人）による監査、監査室による内部監査を実施している。

監事監査については、「学校法人松蔭女子学院 監事監査規程」を制定し、学外企業経営者及び米国公認会計士の資格を持つ監事により、業務監査、会計監査を実施し、決算に係る定例理事会及び定例評議員会で監査報告をするとともに、事業報告書に監査報告書を掲載し、公表している。（資料 2-21【ウェブ】、10(1)-18）

監査法人の監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく監査を実施している。監査対象は、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）であり、平成 2 年度の監査時間は、大学、中高、法人合わせて約 750 時間実施している。監査にあたっては、毎年 6 月に前年度の監査結果に係るディスカッション、11 月に法人の外部環境、経営、ガバナンス方針、経営環境等についてのディスカッションを行い、5 月末に監査法人の監査報告書の提出を受けるというプロセスを経て、監査法人による監査結果の定期的な点検評価を実施し、改善に向けた取り組みを実施しており、監査は適切に運用されているといえる。

内部監査については、「学校法人松蔭女子学院 内部監査規程」を制定し、内部監査を実施しているが、監査対象は研究費に係る監査となっている（資料 10(1)-19）。

事務組織等に係る問題は、狭義の事務局会議構成員（大学事務局長、総務部長、企画部次長、法人事務局長）で審議している。また、原則として毎月 1 回部課長連絡会を開催し、業務等の情報を共有するとともに、問題点があれば審議し、改正の必要があれば、改廃規程に定める権限により、教学委員会あるいは常務理事会へ提案する体制をとっており、適切に運用されている。

大学運営を俯瞰して、適切に運営されているかの点検評価のプロセスは、内部質保証のための全学的な方針及び手続にまとめられている通りであり、自己点検・評価実施主体である事務局として中期ビジョン等実施状況確認表を用いて自己点検・評価を実施している（資料 2-2【ウェブ】）。具体的には、中期計画に基づいて事業計画が策定され、それに基づいて各部局が運営を行い、実施状況の確認を行い、次年度につなげていくという事業報告書にまとめられている（資料 2-21【ウェブ】）。各部局からの事業報告とともに中期計画の進捗、達成状況、今後の対処すべき課題を記載し、次年度の改善につなげている。なお、内部質保証に関する組織体制と手続きで示したプロセスにより各部局は中期計画に基づいた実施状況の確認をしており、事業報告書の報告は、そのプロセスを経て行われている。

10(1).2. 長所・特色

2018 年 9 月に作成した中期ビジョンは、学長のアクションプラン発表会で教職員に説

明するなど、文書での発表にとどまらず、直接学長の言葉で構成員への浸透を図っており、効果を上げている。

大学運営のための組織の責任と権限は、各種規程に明確に定められており、円滑に運営されている。重要な審議・執行機関である教学委員会に、委員として大学事務局長が参加していることに加え、各種委員会には、必ず 1 名以上の職員が委員として参加しており、教員と職員がともに責任と権限をもって大学運営にあたる体制となっている。また、法人運営においては、大学担当理事は学長、副学長 2 名に加えて、大学事務局長としており、教学運営と法人運営の均衡を保ちつつ教職協働を実現している。

10(1).3. 問題点

職員の採用に関し、組織が小規模であるため、欠員補充のための中途採用になることが多く、採用時のスキルにばらつきがある。それらを改善するための階層別、職域別研修が充分実施できていない。

10(1).4. 全体のまとめ

中期ビジョンは広く公開されているとともに、学内教職員にはアクションプランを通じて丁寧に伝えられ、共有されている。

大学運営のための組織は、明文化された規程により、権限と責任を明確にして整備されている。法人組織と教学組織の権限と責任も明文化されており、理事の構成員に大学事務局長を加えているなど、教員と職員の均衡に配慮した運営が行われている。

予算編成と執行については、透明性に配慮して実施されており、監事監査、監査法人による監査、内部監査が適正に行われている。

以上のことから、大学運営については適正に行われているといえる。ただし、業務の多様化、専門化に対する職員研修及び職員組織の在り方については、小規模大学ゆえの検討が必要である。

第 10 章 大学運営・財務

第 2 節 財務

10(2).1. 現状説明

10(2).1.1. 教育研究を安定して遂行するため中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

| |
|--|
| <p>評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画などに即した中・長期計画の策定</p> <p>評価の視点 2：当該大学の財務関係比率に関する指標または目標の設定</p> |
|--|

〈評価の視点 1〉 大学の将来を見据えた中・長期の計画などに即した中・長期計画の策定

〈評価の視点 2〉 当該大学の財務関係比率に関する指標または目標の設定

本学では、部局毎の「中期計画」を策定し、それに沿って予算策定を含めた財務運営を行っている（資料 10(2)-1）。持続的な発展に向けた強固な財務基盤を確立するため財務改革と業務改革に取り組むと共に、中・長期的に財政基盤を確立するため達成すべき財務指標の目標値として以下の①～③を設定している（資料 10(2)-2）。

- ① 事業活動収支差額比率 1%以上
- ② 設備投資額（施設関係支出・機器備品支出）は前年度減価償却額比 50%を上限
- ③ 教育研究比率 30%以上を確保

令和 2 年度決算においては、①は 4.7%、③は 34.4%と目標値を達成した。②に関しては、新型コロナウイルス感染症対策として教室の個別空調化や換気システムを導入したことで 121.4%となっているが、それらの特殊要因（185 百万円）を除くならば 47%と目標値の範囲内に収まっている（大学基礎データ表 10、資料 10(2)-3）

10(2).1.2. 教育研究を安定して遂行するため必要かつ十分な財政基盤を確立しているか。

| |
|--|
| <p>評価の視点 1：大学の理念・目的およびそれに基づく将来を見据えた計画などを実現するために必要な財務基盤</p> <p>評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財源確保の両立を図るための仕組み</p> <p>評価の視点 3：外部資金の獲得状況、資金運用など</p> |
|--|

〈評価の視点 1〉 大学の理念・目的およびそれに基づく将来を見据えた計画などを実現するために必要な財務基盤

本学の財政状況については、令和 2 年度決算の事業活動収支では、事業活動収入 33.5 億円、事業活動支出 32.0 億円で事業活動収支差額比率は 4.7%である。過去 3 年間の推移では平成 30 年度（▲2.3%）と平成 31 年度（▲4.1%）がマイナスであったが、入学者数の増加による収入増加等によりプラスに転じた（大学基礎データ表 10）。

令和 3 年 3 月末現在の現預金残高は 32 億円である。これは令和 2 年度決算における人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出の合計額 32 億円の約 1 年分に相当する額である。

また、令和 3 年 3 月末時点での特定資産残高は 54 億円で、現預金との合算では 86 億円の資金を確保しており教育研究を安定して遂行するための財政的基盤は確立していると評価できる（資料 10(2)-3）。

主な経営諸比率の状況は以下のとおりである（大学基礎データ表 9、表 10、表 11）。

以下、平成 28 年度対比での令和 2 年度決算における比率を示す。

① 経費比率

人件費関連比率では、教職員の年次構成の若年化と収入増により人件費比率で 59.6%→52.2%、人件費依存率が 73.7%→66.1%と大幅に改善している。

経常経費比率は管理経費比率が 13.8%→9.3%と低下する一方で教育研究経費比率は 28.0%→34.4%と増加している。これは管理部門における効率的な運営に努めると共に、教育研究活動に積極的に資金を配分した結果である。

借入金等利息比率はゼロである。本学は現学舎への移転設備資金の完済以降、設備投資は自己資金を原則としており新たな借入金はない。今後も無借金は堅持する方針である。

② 収支比率

入学者数増加、資金運用収益等の外部資金獲得並びに経費コントロールにより、事業活動収支差額比率 2.9%→4.7%、事業活動収支比率 97.1%→95.3%、基本金組入後収支比率 91.7%→88.3%で推移。その結果として経常収支差額比率は▲1.3%→4.0%、教育活動収支差額比率も▲5.3%→0.8%となり収支は改善している。

③ 収入指標

学生生徒納付金比率は一時 85.5%まで高まった年度があったものの概ね 80%前後で推移している。今後とも資金運用収益、補助金等外部資金の積極的獲得を図っていくことで学生生徒納付金への依存度低下を図っていく。

補助金比率が 7.9%→10.8%と上昇しているが、高等教育の就学支援制度導入に伴う国庫補助金収入が増加したことによるものである。

④ 資産・負債指標

固定資産構成比率は 86%前後、流動資産構成比率は 14%程度で推移しており、私立大学としては平均的な水準である。負債構成比率についても借入金が無いこともあり概ね 5%以下となっている。

固定比率並びに固定長期適合率は 100%以下、流動比率は 200%台後半、負債比率 9%程度である。また、退職給与引当特定資産比率も概ね 100%近辺で推移しており、いずれも財務健全性の観点からは問題ない水準である。

⑤ 法人全体の財政状況

法人全体では、松蔭中学校・高等学校並びに法人本部の計数が合算されるため、大学単体とは差異が発生する。主な指標では事業活動収支差額比率▲6.4%、人件費比率 61.0%、等が大学の指標と乖離があるところであるが、資産・負債指標では大幅な差異はない（資料 大学基礎データ表 9）。主に松蔭中学校・高等学校の入学者数漸減による収入減少が要因であり、大学との連携強化を更に進めると共に収支改善に向けた大学からの支援を実施していく。

〈評価の視点 2〉教育研究活動の遂行と財源確保の両立を図るための仕組み

中期計画の一環として、2025 年度までに整備すべき施設・設備計画を策定し教育研究活動を遂行する上での基盤整備を進めている。本学では設備投資額を前年度の減価償却額の 50%以内とすることで単年度での過大な資金流出に歯止めをかけると共に、経常経費の予

算申請においても原則として前年度予算要求額からゼロシーリングとすることで財政規律を維持する仕組みとしている。

〈評価の視点 3〉外部資金の獲得状況、資金運用など

① 外部資金の獲得

科学研究費助成事業（科研費）では令和 2 年度に 27 件・17 百万円を獲得した。

科研費を中心とした外部資金獲得に向けて令和 2 年度に研究支援室を設置し、申請の段階から研究者をサポートすることで外部資金獲得に向けた取り組みを強化している。

また、科研費等の外部研究費を獲得もしくは採択に至らずとも評価 A の場合には個人研究費を加算支給することで応募へのインセンティブも付与している。

② 資金運用

資金運用に関しては、資金運用管理規程（資料 10(2)-4）に基づき、資金運用委員会において策定し常務理事会の承認を得た年度毎の運用方針に基づくポートフォリオ運用を行っている。運用方針の策定とモニタリングには公益法人を専門とするコンサルタントによる助言を受けることで安定した運用収入を確保している。ポートフォリオ運用では投資対象を幅広く分散すると共に、主要運用指標に連動させるパッシブ運用を基本方針としており、令和 2 年度における受取利息・配当金収入は 1.1 億円を計上した。今後は追加投資により 1.3 億円程度まで資金運用収入増加を図っていく計画である。

10(2).2. 長所・特色

減価償却額を基準として設備投資額を決定する等の財政規律を重視した財政運営により現預金の蓄積と特定資産の積み立てを継続的に実施してきたことで、令和 3 年 3 月末時点で現預金残高 32 億円、特定資産は 54 億円を確保しており教育研究活動を発展・継続する上での財政基盤は構築している。

10(2).3. 問題点

安定的な入学者数の確保に加え、補助金、寄付金、資金運用収入、外部研究資金など学生生徒納付金収入以外の収入確保への取り組みが必要である。また、費用対効果を勘案した支出削減だけでなく環境の変化に応じた経営資源の効率的かつ効果的な配分についても更に推進していく必要がある。

10(2).4. 全体のまとめ

既述のとおり、現状では教育研究活動を安定して遂行するための財政基盤は確立されているといえる。今後とも安定した運営を行っていくため入学定員の確保による学生生徒等納付金収入はもちろんのこと、補助金を始めとする競争的外部資金や資金運用収入等の外部資金獲得を更に推進していく。

また、施設設備改修を中心とする設備投資に関しては、中期計画に基づき複数年に渡り計画的に進めていく方針であり、財政規律の維持と教育研究活動の質的向上に向けた取り組みのバランスを考慮した財務運営を継続していく。

終章

2017年に学院モットー、大学モットーを制定し、2018年には中期ビジョンを制定したことによって、本学における教育の目的・理念をより明確に、そして印象深く学内外に伝えることができるようになった。

また、内部質保証についても中期ビジョン等実施状況確認表を用いた自己点検・評価を実施することで、理事会から発信された中期ビジョンとしての方針が、各部局における業務計画に反映される流れをつくることができた。さらに中期ビジョン等実施状況確認表を教学委員会で点検することによりボトムアップの方向性による状況把握ができる体制が確立された。つまり、内部質保証推進組織である教学委員会と各部局における双方向的な連携がより促進されるようになったといえる。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時の経験により、以前から計画されていたICT教育の拡大と進展が前倒しの形で実施されることになり、PC必携化（BYOD：Bring Your Own Device）の流れにつなげることができた。情報教育センターの役割を強化するための人事起用も実現し、時代のニーズに即した教育のあり方を追求する体制が整いつつある。

さらに創立130周年を迎える2022年度には新たな中期ビジョン及び長期ビジョンを制定することになっており、さらなる教育の充実と改革につなげていきたいと考えている。

大学事務組織の改革も現在検討を進めているところである。各部局における業務のさらなる効率化やガバナンスの体制を整えることにより、教職協働が促進され、組織の持つリソースが最大限に活かされることで、大学全体が活性化されることを目指したい。

外部評価である大学基準協会の点検・評価により、内部からは気づきにくい問題点や反対に特色などにも光が当たり、教育の充実や組織改革の促進につなげたいと考えている。教職員の一人ひとりがより生き生きと学生サービスに臨めることによって、よりよき教育が実現でき、それらが学生一人ひとりの成長や学びの質の向上、将来への希望や期待の膨らみにつながるものであると考える。そのような環境で育った学生を社会に送り出すことにより、社会がよりよい形に発展することに寄与したいと考えている。

神戸松蔭女子学院大学自己点検・評価運営委員長
副学長（常務理事） 坂本真佐哉